

「宇治の文化的景観」

文化的景観保存活用計画書

## 例 言

1. 本計画は「宇治の文化的景観」を文化財保護法に基づく重要文化的景観を選定申出をするにあたり策定したものである。
2. 本計画は2部から構成されており、第1部が当該文化的景観の保存状況の調査を取りまとめた「文化的景観保存調査報告」、第2部が当該文化的景観の保存管理を定めた「文化的景観保存管理計画」となっている。
3. 本計画の策定年月日は平成20年7月28日であり、同日付で文部科学大臣に対して重要文化的景観の選定申出を行った。「宇治の文化的景観」が重要文化的景観に選定されたのは平成21年2月21日である。
4. 本書は本計画を平成23年度事業として印刷したものである。発行日は平成24年3月31日である。
5. 本計画策定時の担当部局は宇治市教育委員会歴史資料館であったが、平成21年度から都市整備部歴史まちづくり推進課が担当している。
6. 重要文化的景観の重要構成要素届出建物を追加するにあたり、令和元年度に本計画の修正及び追記を行った。
7. 土地利用規制図に関しては、宇治市長の承認を経て同市発行の1/10,000地形図を複製したものです。  
(複製承認番号 元宇都市第124号)

# 目 次

## 第1部 文化的景観保存調査報告

第1章 宇治市の概況と自然環境 . . . . .	2
第1節 宇治市の概況 . . . . .	2
第2節 地形的特性 . . . . .	4
第3節 自然環境の特性 . . . . .	8
第4節 土地利用状況 . . . . .	10
第2章 宇治の歴史的特性の概要 . . . . .	12
第3章 宇治の生業的特性（宇治茶）. . . . .	15
第4章 宇治地区の文化的景観の特性. . . . .	23
第1節 位置と地形 . . . . .	23
第2節 歴史的変遷 . . . . .	24
第3節 宇治川の利用 . . . . .	44
第5章 宇治地区の建築物・街路・茶業建物の調査 . . . . .	48
第1節 保存調査 . . . . .	48
第2節 建築調査 . . . . .	48
第3節 街路調査 . . . . .	56
第4節 茶業建物調査 . . . . .	57
第6章 白川地区と黄檗地区 . . . . .	60
第7章 景観認知の概要 . . . . .	62

# 目 次

## 第2部 文化的景観保存管理計画

第1章 文化的景観保存大綱 . . . . .	65
第1節 宇治の文化的景観を保存する意義 . . . . .	65
第2節 計画の目的 . . . . .	66
第3節 計画策定に至る経過 . . . . .	66
第4節 計画の構成 . . . . .	67
第5節 選定後の経過 . . . . .	68
第2章 基本方針 . . . . .	73
第1節 総括的基本方針 . . . . .	73
第2節 保存管理に関する基本方針 . . . . .	73
第3節 整備活用に関する基本方針 . . . . .	75
第4節 運営体制に関する基本方針 . . . . .	76
第3章 保存管理 . . . . .	78
第1節 土地利用方針 . . . . .	78
第2節 行為規制の方針 . . . . .	80
第3節 現状変更等の取り扱い基準 . . . . .	134
第4節 景観重要構成要素の特定 . . . . .	135
第5節 景観重要届出建物 . . . . .	141
第4章 整備・活用の基本方針 . . . . .	149
第1節 全体に共通する考え方 . . . . .	149
第2節 整備・活用の具体的手法 . . . . .	149
第5章 運営及び管理体制 . . . . .	151
第1節 行政 . . . . .	151
第2節 市民 . . . . .	151

## 第 1 部

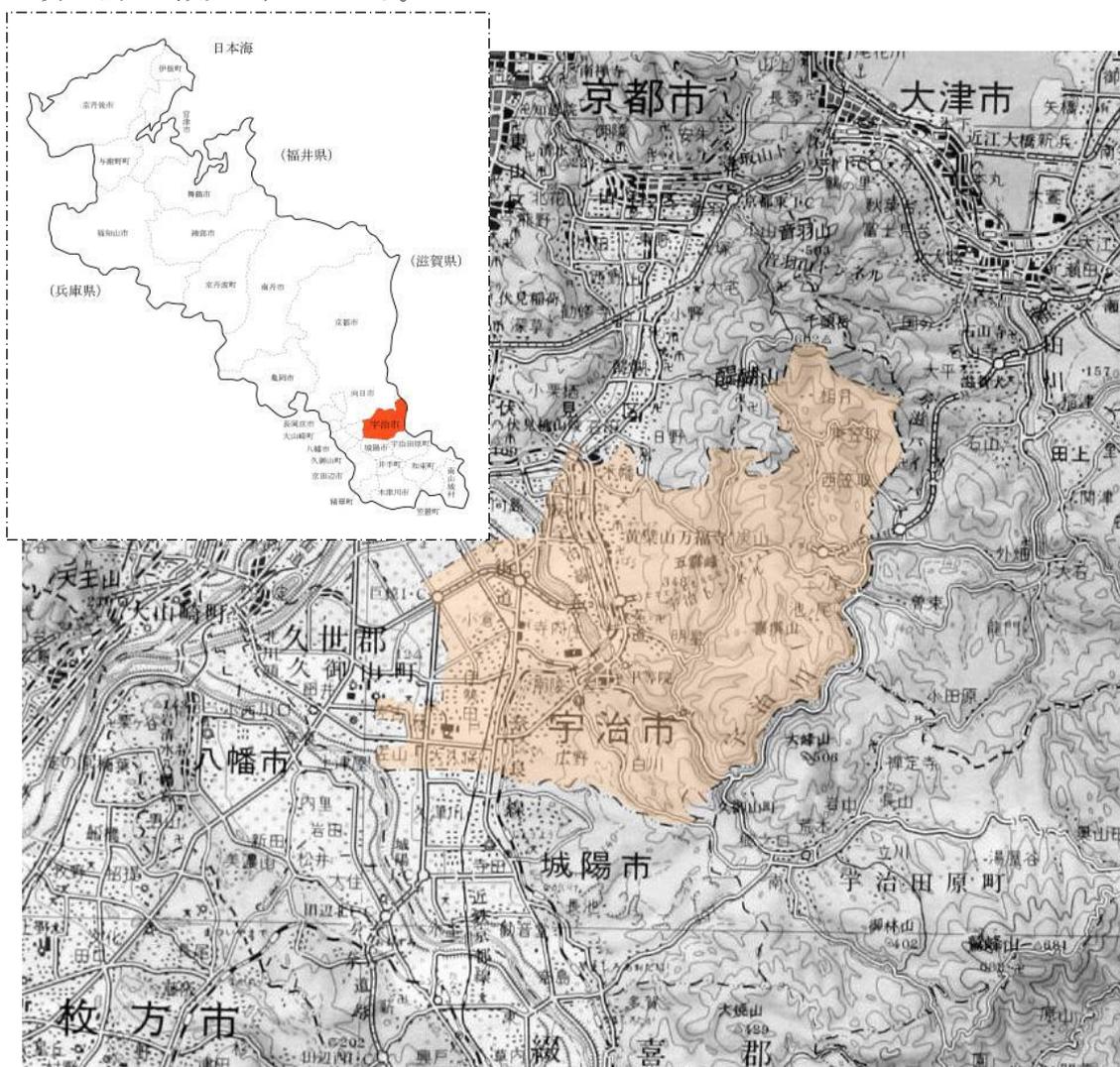
# 文化的景觀保存調查報告

# 第1章 宇治市の概況と自然環境

## 第1節 宇治市の概況

### a. 位置

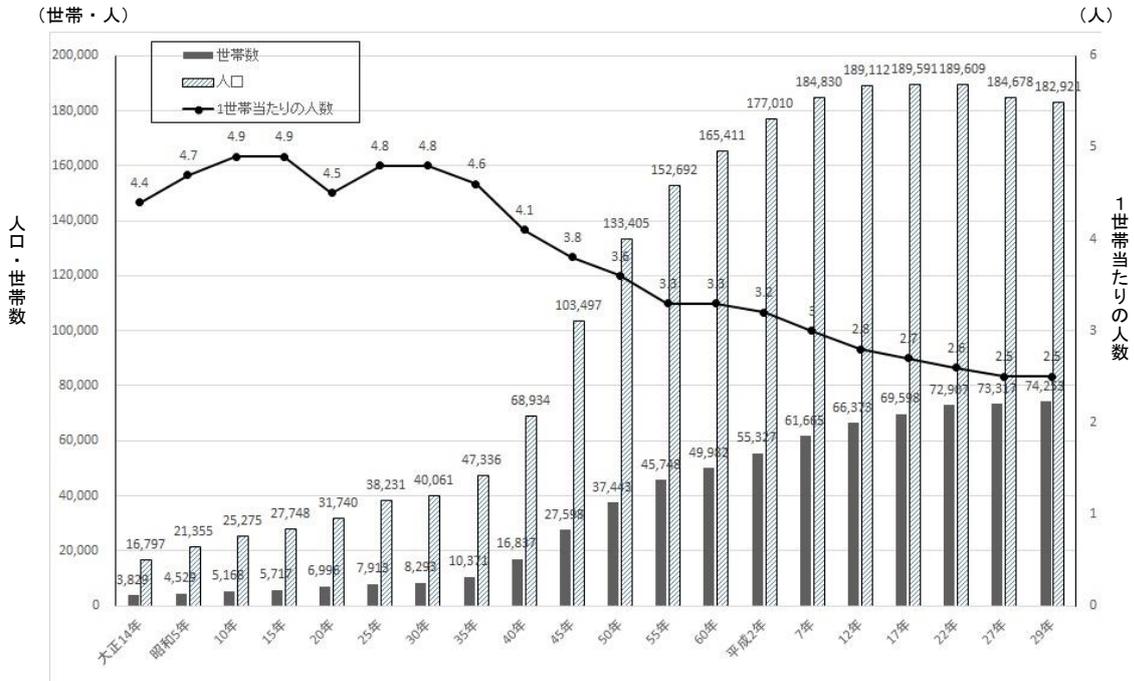
宇治市は京都府の南部、京都盆地の東南部に位置し、西北に京都市、西に久御山町、南に城陽市、東に宇治田原町、滋賀県大津市に接している。宇治市の総面積 67.55 km<sup>2</sup>、東西 10 km、南北 10.7 kmである。市内はJR奈良線や京阪宇治線、近鉄京都線、京都市高速鉄道東西線の鉄道や、京滋バイパス、国道24号線、府道京都宇治線、府道宇治淀線、府道城陽宇治線が道路交通網を形成し、京都や大阪の中心部、奈良市などの周辺大都市への交通が至便な地である。そのため大都市近郊の住宅地としての性格が強く、昭和30年代以降、市域の急激な宅地開発が進み、それに伴う人口増加がみられたが、平成27年頃から人口減少に転じている。



宇治市位置図



宇治市地域区分図



参照：宇治市統計書（平成30年度版）

宇治市の人口・世帯数の推移

## 第2節 地形的特性

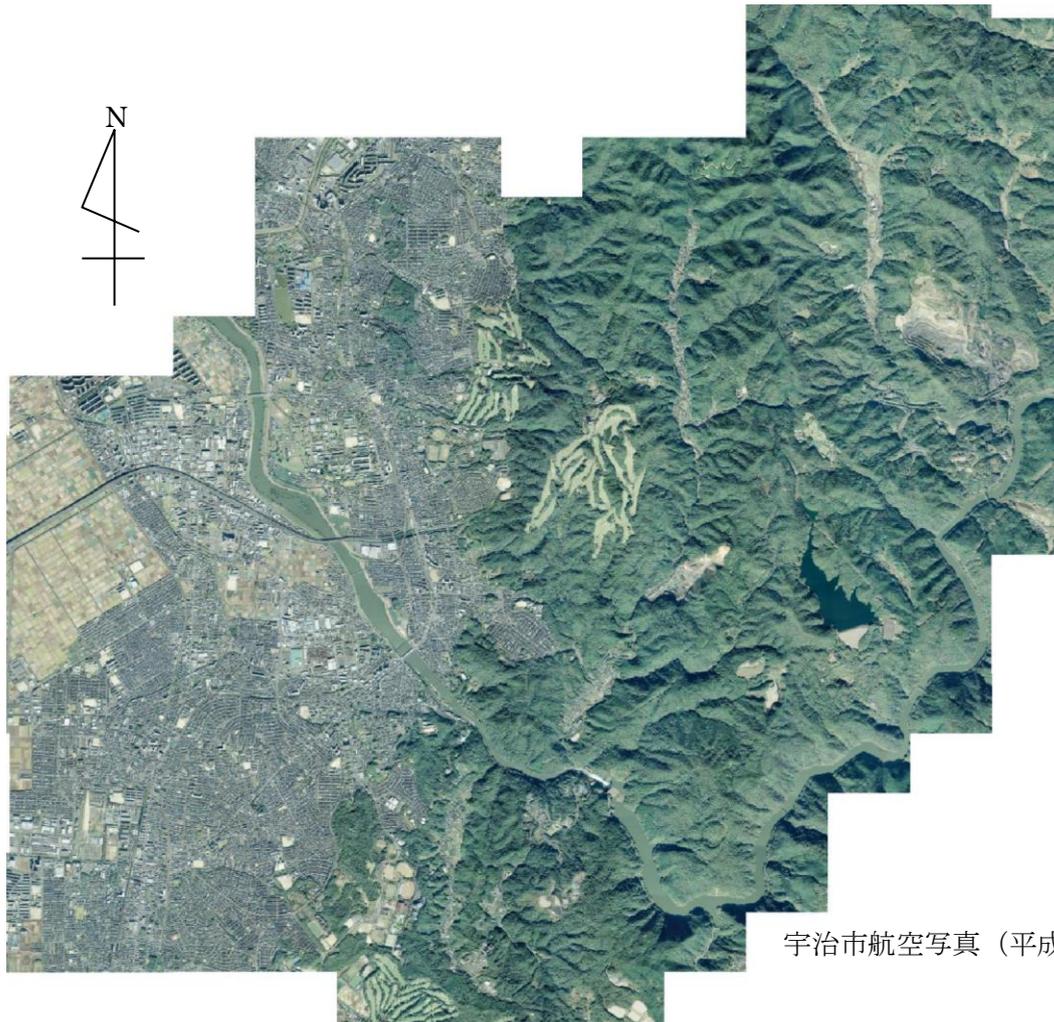
### a. 地形

宇治市は東部の醍醐山地、中部の山麓丘陵地帯、西部の沖積低地の3つに区分される。また、市のほぼ中央には南北に宇治川が流れ、沖積低地と山麓丘陵地に広がる市街地を二分している。

350m～600m級の山頂が広がる東部の醍醐山地は、笠取川や志津川が谷を形成し、川沿いに山間農地が発達し、田畑や杉林といった山里の風景が広がっている。さらに宇治川の本流が醍醐山地の南縁を東西に横切り、深い峡谷地形を形成している。

中部の山麓丘陵地帯には構造地形や段丘地形がみられ、1960年代以降の人口増加に伴い開発された住宅地が標高約50m～80mほどの一帯に広がっている。

西部の沖積低地は標高50m以下の低地で、田畑や住宅地、自衛隊施設や学校などの施設がある。さらにこれらの西側には巨椋池を干拓した低湿地帯があり、農地と住宅地が広がっている。



宇治市航空写真（平成29年撮影）

## b. 河川と山岳

宇治市には13本の一級河川があり、中でも宇治川は毎秒890トンの流量と市内最大の流域面積を持つ。宇治川とは淀川の通称であり、琵琶湖から大阪湾に流れ込む淀川は上流部を瀬田川、宇治川、下流部では淀川と名前を変える。宇治川は滋賀県と京都府の府県境から桂川・木津川との三川合流付近までを指す。かつての宇治川は巨椋池に流れ込んでいた。

この宇治川は文禄3年(1594)に太閤豊臣秀吉によって大土木工事が行われ、これにより、宇治川と巨椋池を分離し、奈良(大和)街道は宇治を經由せず伏見城下へと導かれた。この土木工事遺跡を太閤堤といい、現在もその一部は堤防として利用され、発掘調査によって当時の遺構も発見されている。

宇治川周辺には世界遺産の平等院、宇治上神社や、秀吉の茶事と関連の深い宇治橋、鶴飼いや舟遊びといった歴史・文化的遺産に恵まれたところである。

宇治川以東には標高250mを超す山間部が広がっている。中でも笠取山、喜撰山、槇尾山などは歌に詠まれる地として早くから有名であった。歌枕としての他に、笠取山は西国三十三カ所観音霊場の巡礼地への通り道になっており、喜撰山は六歌仙の一人である喜撰法師が隠棲した地と言われている。

主要な河川

一級河川		
名称	延長	流域面積
淀川(宇治川)	5.85	67.29
堂ノ川	1.20	1.60
岡本川	0.15	0.70
新田川	1.10	1.60
寒谷川	2.90	1.60
古川	1.45	7.46
名木川	1.20	3.24
山科川	0.75	5.12
弥蛇次郎川	2.00	1.30
戦川	1.70	3.50
志津川	9.00	10.70
笠取川	7.20	8.70
井川	3.30	5.20

単位：km、km<sup>2</sup>

主要な山岳

山岳		
名称	標高	所在
無名山	590.0	西笠取
岩間山	443.0	東笠取
笠取山	374.0	西笠取
老蘇獄	322.0	二尾
仙郷山	364.3	池尾
喜撰山	416.0	池尾
槇尾山	362.3	槇島町
天下峰	350.0	木幡
高峰山	292.0	五ヶ庄
五雲峰	347.5	菟道
明星山	253.3	菟道
仏徳山	131.8	宇治
六石山	366.5	槇島町

単位：m

参照：宇治市統計書(平成30年度)



宇治川の鶴飼い



宇治川の景観



宇治橋



宇治橋・三の間  
(秀吉がお茶用の水を汲んだとされる所)



宇治川上流の景観

### c. 巨椋池干拓地

巨椋池はかつて宇治川、木津川、桂川の三川が流れ込む遊水地帯であり、周囲 16 km、面積約 800ha の大きな池であった。巨椋池周辺には弥生時代から人々が居住していたことが確認されており、平城京が造営される頃には交通・経済の要所として重要な役割を担っていた。その一方で、低湿地でもあったため、白雉 3 年(652)の孝徳天皇の時代に淀川の洪水が記録されて以来、百数十回もの洪水が知られる。

しかし、豊臣秀吉の伏見城築城による大土木工事により、巨椋池に流れ込んでいた宇治川が切り離され、半ば独立した湖沼となったが洪水の被害はひどくなり、湖岸の農地

が水没を繰り返した。明治期になって本格的な治水工事が実施され、宇治川の付け替えが行われると、巨椋池と宇治川は完全に切り離されたため、巨椋池の水位の低下と共に水質が悪化し、漁獲量の減少やマラリアの発生などの弊害が起こり、さらに沿岸の水害も繰り返された。

そのため、干拓による農業転換によって生活の安全向上を願う周辺住民の運動により、昭和 8(1933)年に国内で初めての国営干拓事業が行われ、634ha の農地を造成した。現在では干拓田として淀大根をはじめとする野菜や米の生産が行われ、緑地空間的な役割を担うと共に、国道 1 号バイパスや京滋バイパス、京都高速道路久御山ジャンクションなどの建設によって自動車交通の要所にもなっている。



大正期の巨椋池



干拓前の巨椋池



現在の巨椋池干拓地の写真

### 第3節 自然環境の特性

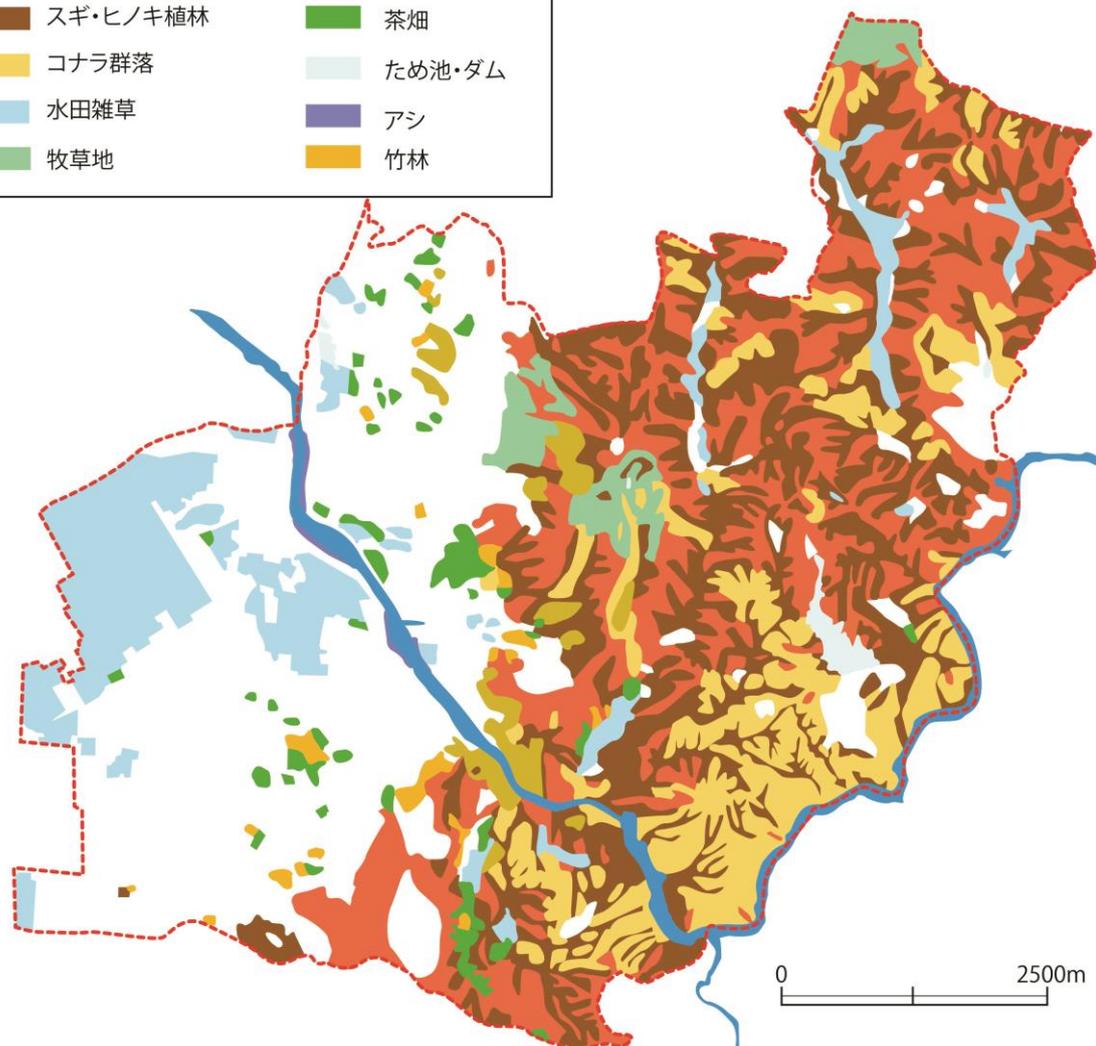
#### a. 植生

宇治市域の植生は代償植生が主であり、宇治川上流部の流域や東部の標高 200m を超える山地では常緑広葉樹のアカマツや落葉広葉樹のコナラが多く見られる。また、スギ、ヒノキ、サワラなどの植林も多く、里山の景観を形成している。

一方で、西部低地の市街地ではアカマツやコナラはほとんど見られず、わずかに照葉樹林のシイ、カシ、クスなどが見られる。これらは宇治陵や市内に残る多くの社寺林に見られ、市街地の貴重な緑の景観になっている。宅地造成地では水田雑草や竹林などが見られる程度である。

<凡例>

アカマツ群落	シイ群落
スギ・ヒノキ植林	茶畑
コナラ群落	ため池・ダム
水田雑草	アシ
牧草地	竹林

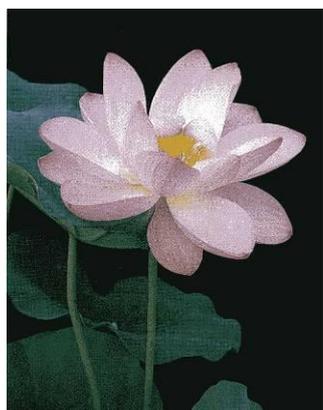


宇治市の植生分布図

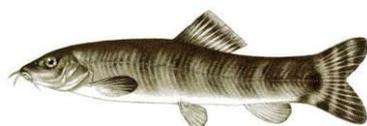
## b. 動物

市域には多数の動植物が生息しており、中でも巨椋池干拓地や宇治川流域に非常に多く見られる。かつて遊水池であった巨椋池にはコイやフナなどの魚類の他、貝類や鳥類が生息し、すぐれた漁場であった。干拓地となった現在はケリやコミミズクなどの野鳥の生息する地域である。また、巨椋池は古くからハスが自生するところであり、干拓後も水田からハスの実や幼芽を採取するなど、水田に自生しているハスと共に保護されている。また山間部にはオオタカの営巣も確認されている。

宇治川にはオイカワやスジシマドジョウといった魚類の他、河川改修などによって生息範囲が狭まり、絶滅危惧種に指定されている貝類・ナカセコカワニナが生息している。また、かつては昭和 52(1977)年に国の天然記念物に指定されたアユモドキが生息していたが、現在は確認されていない。溪流にはオオサンショウウオの生息が見られる。



巨椋池のハス  
（『巨椋池のハス』より）



アユモドキ  
（『巨椋池干拓史』より）



ケリ（日本野鳥の会パンフレットより）



ナカセコカワニナ  
（微小貝データベースより）

宇治に生息する動植物

## c. 気候

宇治市の平均的な気候は気温の年較差が少なく、降水量も比較的多い地域である。湿度は年間を通して高く、特に高くなる冬季には初冬から初春にかけて「宇治川の川霧」が発生し、宇治の代表的な産業であるお茶の生育に役立つと言われている。「宇治川の川霧」は平安時代から宇治の風雅として捉えられ、勅撰和歌集の歌に詠まれたり、『源氏物語』宇治十帖にも描かれている。

垂直変化に富む宇治市では、東部の山間部と西部の低地では高度や地形環境が異なっているため、地域差が見られることが京都府立茶業研究所の観測によって明らかにされている。山間部では日中と夜間の気温の逆転が見られ、低地の市街地に比べて気温が低い。

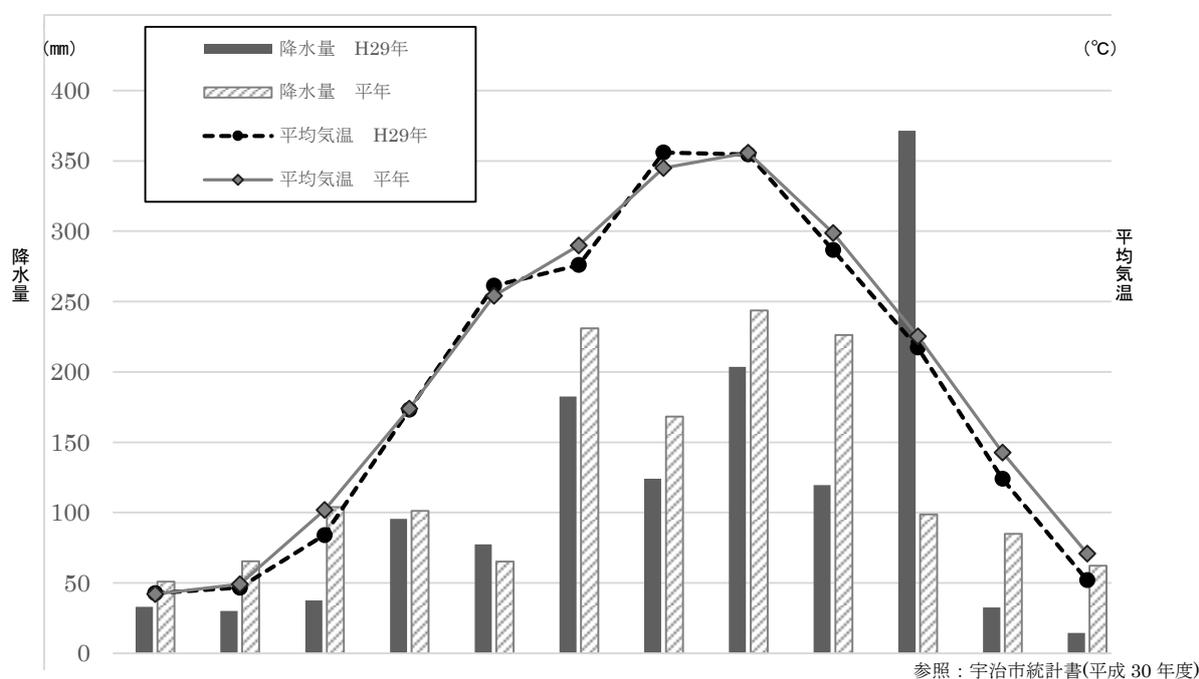
### 過去5年間の宇治市の気候

年次	気温 (°C)			降水量 (mm)	降水 日数	平均湿度 (%)
	最高	最低	平均			
平成 25 年	21.1	9.6	14.7	1,593.0	88	82.0
26 年	20.7	9.3	14.3	1,216.0	89	83.7
27 年	21.3	10.4	15.2	1,578.5	118	85.8
28 年	21.7	10.3	15.3	1,552.5	101	85.4
29 年	20.5	9.3	14.2	1,321.5	92	85.6



宇治川の川霧

参照：宇治市統計書（平成 30 年）



宇治市の気候・降水量 (平成 29 年)

参照：宇治市統計書(平成 30 年度)

## 第4節 土地利用状況

### a. 土地利用

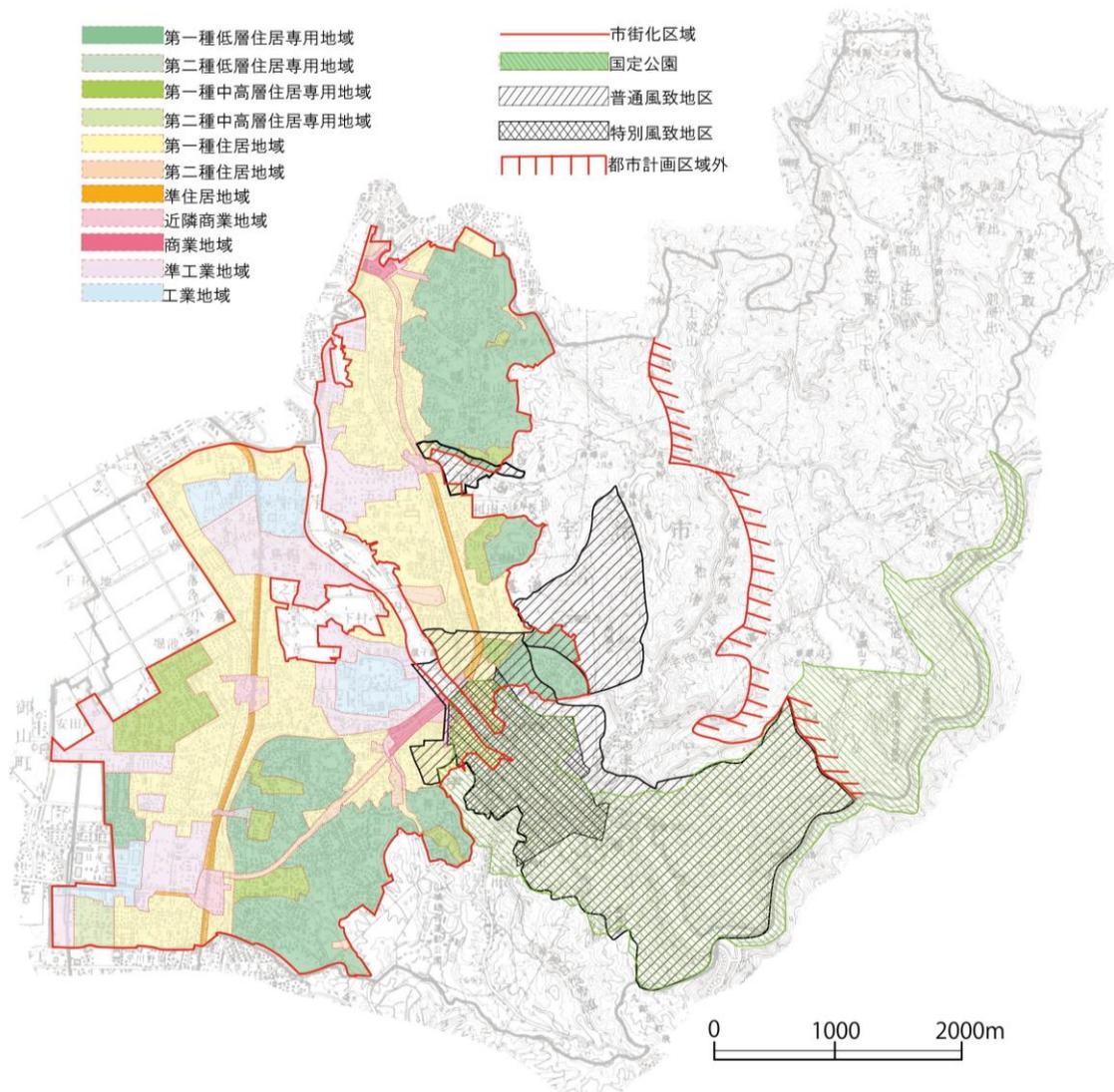
宇治市域の東部は山間部であり、そのほとんどが山林である。東部を流れる河川沿いには田畑や宅地が散在しており、農村集落を形成している。市域北西端には巨椋池干拓地を主とした水田が広がり、大規模な農地となっている。

これらの地域の中央部にあたる低地はほとんどが宅地化されており、工場や倉庫、学校などが多い。また、丘陵部から低地にかけては茶畑が点在し、特に白川、宇治川右岸、黄檗、巨椋池干拓地の一部に集中して分布している。

## b. 土地利用規制

宇治市では都市計画法による土地の利用が規制されている地域があり、特に西部の市街地の都市計画区域では厳しい利用規制がなされている。市街化区域のほとんどは住居区域であり、居住地の環境を守るための地域として、宇治川左岸や旧巨椋池干拓地周辺にみられる工業区域、宇治橋通りを中心とする商業区域も利便化を図る目的としてそれ以外での利用を規制している。また、宇治地区、三室戸、黄檗では風致地区として、中宇治地域は特別風致地区として建築物の高さ制限や配色などに他の地域よりも厳しい規制が設けられている。

東部の山間部や旧巨椋池干拓地の水田は農業や山林の保全のため、市街化調整区域として開発行為が及ばないように規制が設けられている。



宇治市土地利用規制図

## 第2章 宇治の歴史的特性の概要

宇治の歴史は古く、遊水池であった巨椋池の周辺から宇治川のほとりに集落を形成していたことが縄文時代や弥生時代の遺跡より明らかになっている。古墳時代にはこの地域に二子山古墳や二子塚古墳などの首長墓と考えられる古墳が出現しており、これらは宇治が奈良と京都の中間に位置し、大和と東国を結ぶ交通の要衝であったことを示している。これは飛鳥時代に飛鳥の豊浦寺で使用された瓦が約 50 km離れた宇治の隼上り瓦窯で焼かれ、供給されていたことから伺える。宇治の重要度は大化 2 年(646)に僧道登によって宇治橋が架けられたことでさらに増し、以後の発展に大きく関わっている。

平安時代には貴族の別業の地としても栄え、特に道長以来の藤原氏との関係が深い。道長は宇治川西岸に別業を構え、道長の死後には息子・頼通が別業を受け継いで平等院と号した。また頼通は同時に宇治上神社も建立したと考えられている。平等院と宇治上神社は平成 6 年(1994)に世界遺産に登録されている。近年の発掘調査では宇治の市街地から平安後期の邸宅跡や庭園跡、道路遺構が発見され、別業都市の存在を証明している(宇治市街遺跡)。さらに、紫式部の『源氏物語』の最後の十帖は宇治を舞台に描かれており、「宇治十帖」として著名である。

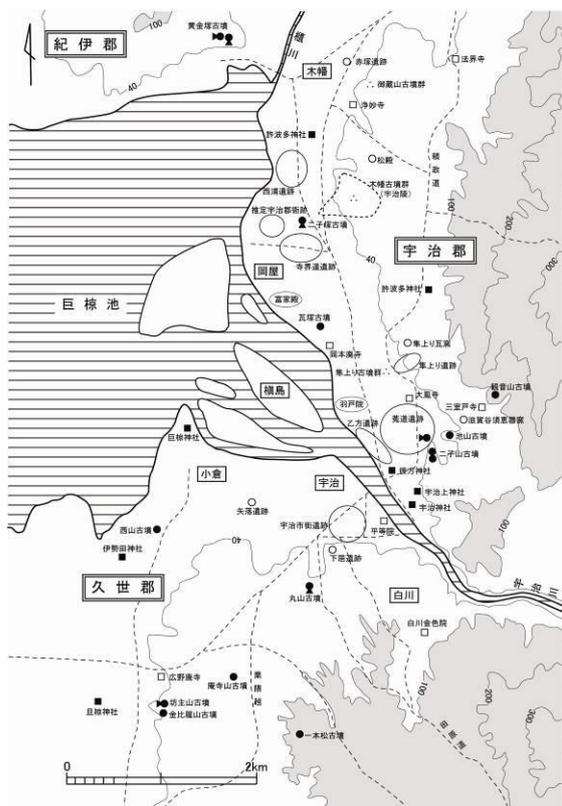
院政の開始以降は宇治橋合戦や源平の争乱、承久の乱、楠木正成による宇治放火、室町時代には応仁の乱や山城の国一揆などが起こり、織田信長による槇島の合戦によって室町幕府が滅ぶまで宇治はたびたび大きな戦乱の舞台となった。

信長は天下統一後も宇治を交通の要衝と考え、宇治橋の修復などを行った。豊臣秀吉の時代には、伏見城の築城に伴って大規模な土木工事を行った。これは巨椋池に流れ込む宇治川を堤によって分離し、巨椋池を維持する形で堤をつくって道にし、宇治を経由せずに直接伏見へと導くもので、この一連の土木工事遺跡を太閤堤といい、その一部が発掘調査によって発見されている。

秀吉の治水工事により、宇治は古代以来の交通の要衝としての重要性を失ったが、室町時代以降には最高峰のお茶の産地として有名であった。江戸時代には將軍家によって珍重され、宇治茶が繁栄すると共に、現在、重要文化財となっている黄檗宗萬福寺の隠元によって煎茶が広く普及した。

明治時代以降には、宇治では堤防の決壊による洪水が頻発したため、明治 39 年(1906)に巨椋池と宇治川が切り離された。これにより大規模な水害は減ったが、水質の悪化による漁業の減少やマラリアの発生などの弊害が起こったため、昭和 16 年(1941)、巨椋池は干拓によってその姿を消すこととなった。また、奈良鉄道(現・JR 奈良線)や京阪宇治線の開通によって近代化が進み、昭和 26(1951)年に宇治市が誕生した。

このように宇治は古くから巨椋池や宇治川を中心とした歴史が連綿と続く地域であり、世界遺産を含む多くの文化財が残されている。また、鎌倉時代以降に宇治において重要な地位を占めるようになった茶業は、現在でも伝統産業として受け継がれている。



(杉本宏著『日本の遺跡6 宇治遺跡群』一部改変)

宇治市遺跡分布図



宇治二子山古墳出土甲冑（古墳中期）



宇治市街遺跡（平安期道路遺構）



隼上り瓦窯跡（国史跡）



隼上り瓦窯出土高句麗様式甲I類  
（豊浦寺へ供給）



平等院鳳凰堂（国宝・世界遺産）



平等院鳳凰堂本尊阿弥陀如来坐像（国宝）



宇治上神社本殿（国宝・世界遺産）



宇治上神社拝殿（国宝・世界遺産）



宇治川太閤堤跡



萬福寺総門（重要文化財）

### 第3章 宇治の生業的特性（宇治茶）

#### a. 宇治茶の歴史

宇治茶の歴史は鎌倉時代に始まる。臨済宗の僧・栄西は中国・宋から茶種を持ち帰り、高山寺の僧明恵に分け与えた。明恵は茶種を梶尾と宇治に植え、宇治での茶の栽培が開始されたと伝えられている。この伝承は萬福寺門前に建つ駒蹄影園碑の碑文に「梶山の尾上の茶の木分け植ゑてあとぞ生ふべし駒の足影」と刻まれ、顕彰されている。

南北朝時代には宇治で生産された「宇治茶」は「本茶」とされた梶尾茶に対して「非茶」と呼ばれた二流茶であったが、室町時代になると3代目将軍足利義満が七名園と呼ばれる茶園を開き、宇治茶は最高峰のお茶として確立した。ここでいうお茶は抹茶のことであり、僧侶、特に禅宗僧の飲み物だったが、次第に一般にも広がり、秀吉の頃に千利休によって「茶の湯」として大成した。

江戸時代になると、宇治の周辺地域や宇治田原などでもお茶の栽培が行われるようになったが、特に宇治郷において生産される宇治茶は幕府によって保護を受け、現在の宇治橋通り周辺に宇治茶師と呼ばれる将軍家御用達の茶業家が登場する。茶師は特権的な身分であり、中でも御物茶師・御袋茶師・御通茶師と呼ばれる茶師は普通の茶師よりも家柄や格式が高く、強い権力を持っていた。当時の抹茶は高級品で、多くは将軍家や公家に供給されていたために庶民には広がらず、江戸時代中期に煎茶や玉露が発明されると庶民の間に広く普及し、親しまれるようになった。また、日米修好通商条約が結ばれると、生糸と共に輸出品の首位を占めた。しかし、江戸幕府が滅ぶと、将軍家や公家と深く結びついていた宇治茶師は寂れ、茶園をやめてしまう者が現れた。明治時代には輸出品の品質の悪化によって禁輸政策がとられ、茶園が畑に変わるなど宇治茶は衰退するが、宇治茶製法の改良や品質改良、さらには製茶行程の機械の発明などによって宇治茶は回復し、伝統産業として伝えられている。

現在では様々な種類のお茶があり、一般に広く普及しているが、その中でも宇治は高級茶としての宇治茶の生産地として知られている。



駒蹄影園跡

お茶（緑茶）の種類と製造方法

種類	茶園	製造方法			
		蒸し	揉み	乾燥	
碾茶（抹茶）	覆下園	湯蒸し	×	○	
玉露					
冠茶	半覆下園		○		
煎茶	露天園		×		
番茶					
ほうじ茶			煎茶＋番茶		－
玄米茶			煎茶＋番茶＋玄米		－
玉緑茶			湯蒸し、釜炒り		○

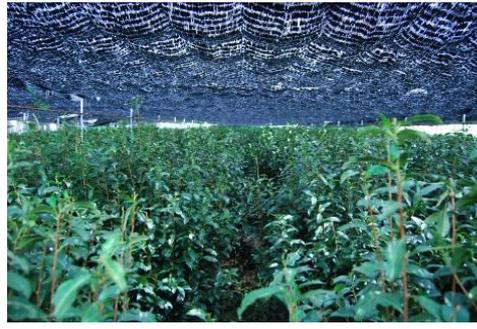
参考：岡本望著『やさしい宇治の歴史』

b. 茶園

茶園は露天園と覆下園の 2 種類に分けられる。露天園は煎茶や番茶などの渋みのあるお茶を栽培する茶園で、茶葉に直射日光を当てて育てる。一般に目にする茶園はこれである。これに対して、宇治で見られる茶園はほとんどが覆下園である。覆下園とは茶摘み前(4 月頃)に、茶園に覆いをかぶせ、日光を遮ることで渋みが少なく、うまみの多いお茶を栽培する茶園で、碾茶(抹茶)や玉露を生産している。

この覆下園は宇治独特の栽培方法であり、茶樹を霜の害から守るために新芽が出るまでの冬の間茶園に覆いをかぶせたことに始まる。室町時代にはすでに茶園に覆いが掛けられていたことがポルトガル人のジョワン・ロドリゲスの『日本教会史』に記されている。ここに記されている覆下園は「本簀」と呼ばれる丸太ぐいと竹で棚をつくり、その上によしずを広げてわらを敷いたもので、これにより約 95%の日光を遮断し、茶園内を低温度、高湿度に保つことができる。この栽培方法は高級茶としての宇治茶の原点であり、現在でも少ないながらも、本簀によるお茶の生産を行っているところが見られる。また、よしずには近江八幡市を中心とした琵琶湖産のヨシを使用している。現在では本簀の代わりに寒冷紗と呼ばれる化学繊維を用いた黒い覆いを使用するのが一般的である。

宇治では早くから多くの茶園景観が広がっていた。近世の頃にはすでに茶園は絵図に描かれており、明治期になっても宇治の市街地のほとんどは茶園であった。現在では宅地化が進み、茶園が少なくなり、限られた地域にしか見られなくなっている。

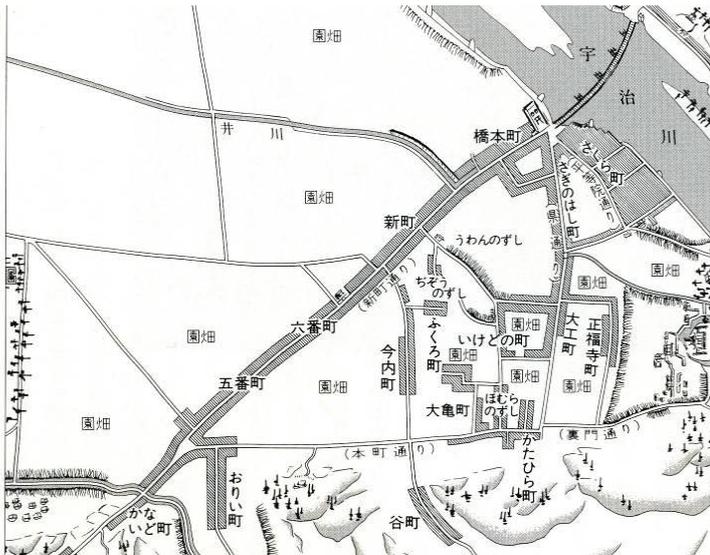


露天園（左）と寒冷紗による覆下園（右）

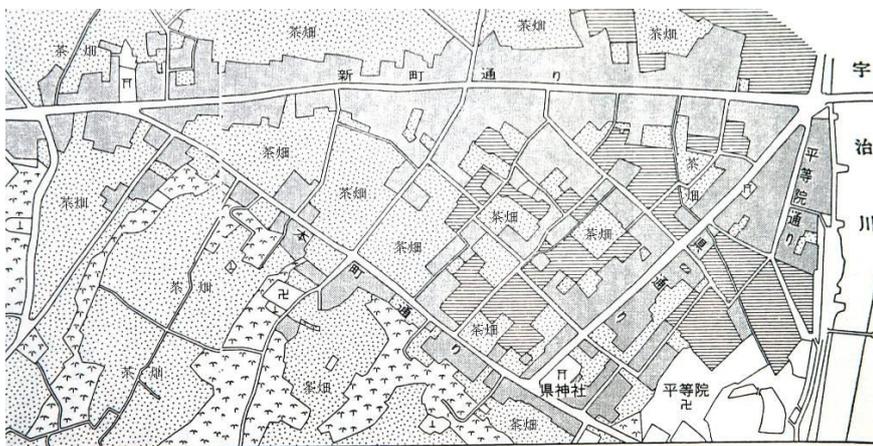


本質と寒冷紗

現在は本質を一部に残して、ほとんどは寒冷紗による覆下が一般的である。



近世の茶園分布（宇治郷）



明治の茶園分布



現在の茶園分布

### c. 茶の加工製造

宇治では栽培された茶葉は手作業によって摘み取られ、加工される。鎌倉時代以降は抹茶が主流であり、蒸した葉を焙炉とよばれるあぶり台でかき混ぜながら乾かし、挽臼で粉にしていた。江戸時代初期に黄檗山萬福寺の隠元が釜炒りの煎茶を日本に伝え、煎茶の喫飲が盛んになる。元文3年(1738)、宇治田原の永谷宗円が蒸した茶の新芽を手で揉むという、抹茶と煎茶の両方の製茶行程を取り入れた。この方法は宇治製法（青製煎茶製法）といい、煎茶と玉露を製茶する方法で、現在では宇治茶手もみ製法は重要な民俗技術であるとして、京都府無形民俗文化財に指定されている。

しかし、大正2年に製茶行程の機械化による茶業の近代化が進み、宇治にも製茶機械

が導入された。機械による製茶は、手もみによる茶葉の加工の際の手の動きがそのまま機械化されたもので、製茶機械の充実には伝統的な宇治茶の手もみの製茶技術が必要不可欠であった。



手作業による茶摘み



お茶の新芽

伝統的な手もみ製法（玉露・煎茶）

①茶切り（露切り）

茶葉を焙炉に入れ、掻き上げて振り落とす



②横まくり

助炭の上で茶葉を軽く転がす



③玉解き

葉のかたまりをときほぐす



④中上げ

水分を均一にして冷やし、茶葉の水分を半分にする



⑤茶揃え（中もみ・もみ切り）

片手まくり、もみ切りを交互に行う



⑥でんぐり（アイセイ）

葉の蒸れや乾燥に注意して、形を整える



⑦板ずり（宇治茶手もみ独特の技術）

茶葉を板に付け、上下に回転させる。



⑧乾燥

茶葉を回転させながら乾燥させる。



玉露・煎茶の機械による製茶

①蒸機（発酵を止める）



②粗揉機（揉みながら乾かす）



②揉念機（茶葉の形を整える）



③中揉機（再度揉みながら乾かす）



④精揉機（熱と力を加えて、揉みながら乾かす） ⑤乾燥機（乾かす）



## 碾茶（抹茶）の製茶

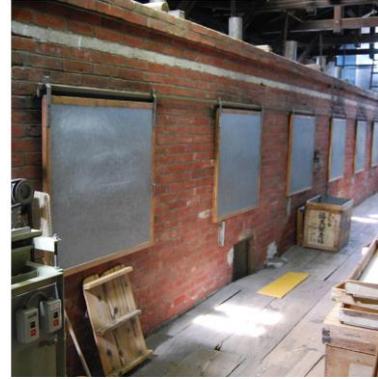
①蒸機（発酵を止める）



②散茶機（冷却）



③乾燥（乾燥炉）



④切断（茶葉の形を整える）



⑤「唐箕」で風を利用して茎や葉脈を取り除く

⑥ふるいにかけて、「ねり」と呼ばれる仕上げ乾燥する

⑦数種類の仕立碾茶をブレンドする（合組）

⑧仕立碾茶を石臼できめ細かく碾いて、抹茶に

(\*①～④は碾茶、⑤～⑥は碾茶を抹茶にするための製茶行程)



茶加工に使用されている挽き臼  
(現在)

### d. 茶業の状況

昭和30年頃からの人口増加に伴う宅地開発などにより、急激に茶園面積が減少したが、現在では宅地造成が沈静化し、宇治市内で約80haほどの茶園を維持し続けている。宇治に残る茶園面積は全国規模から見ると小さいが、碾茶・玉露・煎茶を生産しており、特に碾茶の生産量が多い。

また、宇治のお茶は全国茶品評会にも出品されており、多くの入賞や農林水産大臣賞を受賞するなど高い評価を受けている。こういった品質のよい宇治茶は覆下園での茶葉の栽培やブレンド技術によるもので、高級茶としての地位を確立している。

宇治の茶園面積と主要生産県の茶園面積（単位：ha）

年次	総数	煎茶園	玉露園	冠茶園	碾茶園	幼木園	県名 (平18年)	面積 (単位:ha)
平25年	77.3	8.6	19.9	2.2	45.0	1.6	主県合計	33300
26年	76.3	8.6	20.1	2.2	43.9	1.5	京都	1400
27年	76.3	7.9	20.2	2.2	44.3	1.7	静岡	15100
28年	76.2	7.6	20.3	2.2	44.4	1.7		
<b>29年</b>	<b>76.1</b>	<b>7.4</b>	<b>20.4</b>	<b>2.2</b>	<b>44.4</b>	<b>1.7</b>		

参照：宇治市統計書（平成30年度） 参照：農林水産省統計書（平成30年）

宇治におけるお茶の生産量（単位：t）と製茶工場数

年次	生産量						製茶工場数
	総数	煎茶	玉露	冠茶	碾茶	番茶	
平25年	66.5	6.0	14.0	1.3	42.9	0.0	27(4)
26年	64.3	6.0	14.2	1.3	41.2	0.0	26(3)
27年	64.5	5.7	14.2	1.3	41.7	0.0	26(3)
28年	64.6	5.7	14.3	1.3	41.8	0.0	26(3)
<b>29年</b>	<b>63.5</b>	<b>5.1</b>	<b>14.4</b>	<b>1.3</b>	<b>41.8</b>	<b>0.0</b>	<b>26(3)</b>
全国(28年)	80200	47300	6980		21800		
京都	3190	553	1780		642		
静岡	30700	19500	680		9740		

( ) は共同製茶工場数 参照：宇治市統計書（平成30年度） 参照：農林水産省統計書（平成28年）  
 ※（玉露、かぶせ茶、てん茶）おい茶データのみ

宇治茶の品質

年次	出品	入賞	農林水産大臣賞	1等	2等	3等
平25年	40	17	1	5	4	8
26年	40	16	1	3	7	6
27年	43	19	—	2	6	11
28年	37	17	1	3	4	10
<b>29年</b>	<b>41</b>	<b>20</b>	—	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>12</b>

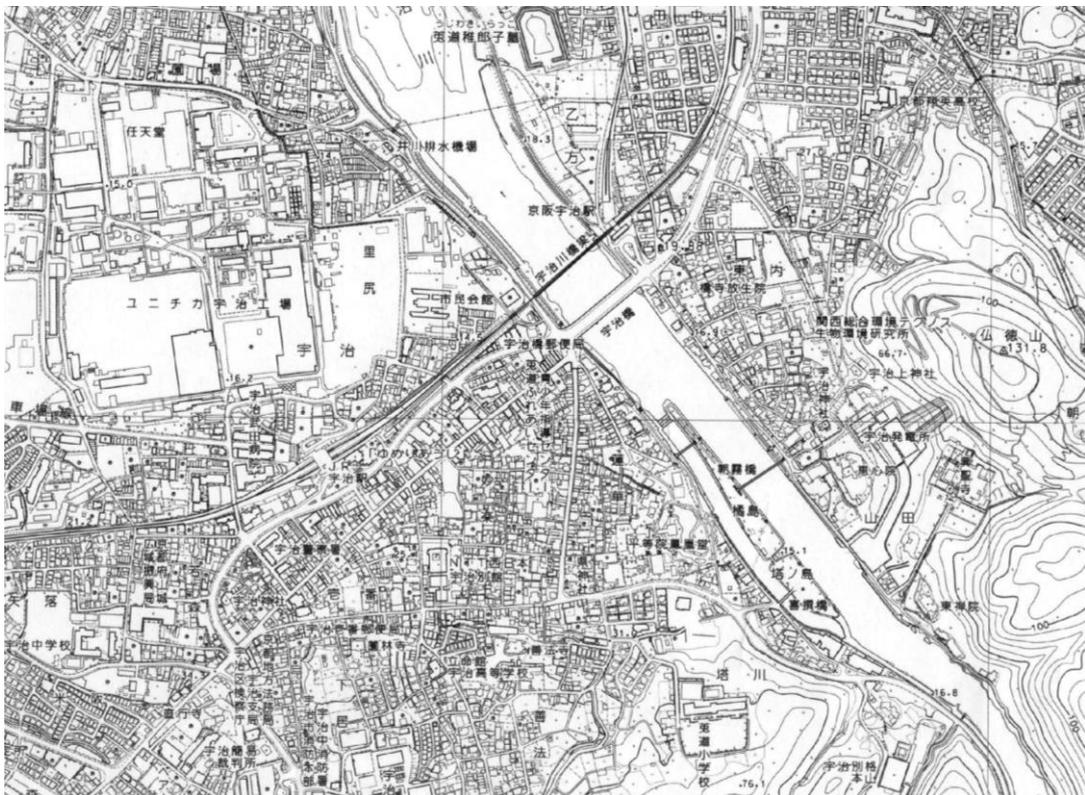
参照：宇治市統計書（平成30年度）

## 第4章 宇治地区の文化的景観の特性

### 第1節 位置と地形

宇治地区は、宇治川が山間から流れ出す谷口部に位置し、かつては西岸が宇治郡宇治郷に、東岸が久世郡宇治郷となっていた。地形は東から南にかけて山丘となり、北から西にかけて南山城の平野が展開する。古くからの宇治の中心域であり、市街地が宇治川を挟んで展開している。この兩岸を渡す橋が宇治橋であり、宇治のランドマークとなっている。この地区は大宇として「宇治」を用い、特に西岸地区の古くからの宇治市街地は特に「中宇治」と通称される。標高は15~25m程度であり、緩やかな北下り地形である。現在の市街地の地形は、折居川、塔の川の南から流下する小河川の堆積作用によって形成されたもので、小規模な扇状地形が二つ重なり出来上がっている。これらの小河川が扇状地形成を止めたのは古墳時代頃のように、それ以降、人々の広範囲な土地利用が可能となっている。

この宇治地区を貫流し北に流下する宇治川は、宇治の骨格的自然景観であり、その源を琵琶湖に発する。河川法上、一級河川淀川であるが、滋賀県との境から下流の桂川、木津川との合流点までの概ね8kmを宇治川と呼んでいる。歴史的に見れば、宇治川が現在の状況になったのは、文禄3年(1593)の豊臣秀吉による太閤堤築堤による宇治川改修からで、それまでは宇治橋下流で西へ流れが変化し、巨椋池へと流れ込んでいた。



宇治地区の地図

おそらく、それ以前に宇治川と呼ばれていた範囲は、宇治橋付近から眺望可能な狭い範囲であったと考えられる。すなわち、宇治川は、宇治の範囲を流れている部分のみの呼称であった可能性は高く、現在でも上流の滋賀県域は瀬田川と呼ばれることとなる。

## 第2節 歴史の変遷

### a. 宇治の渡

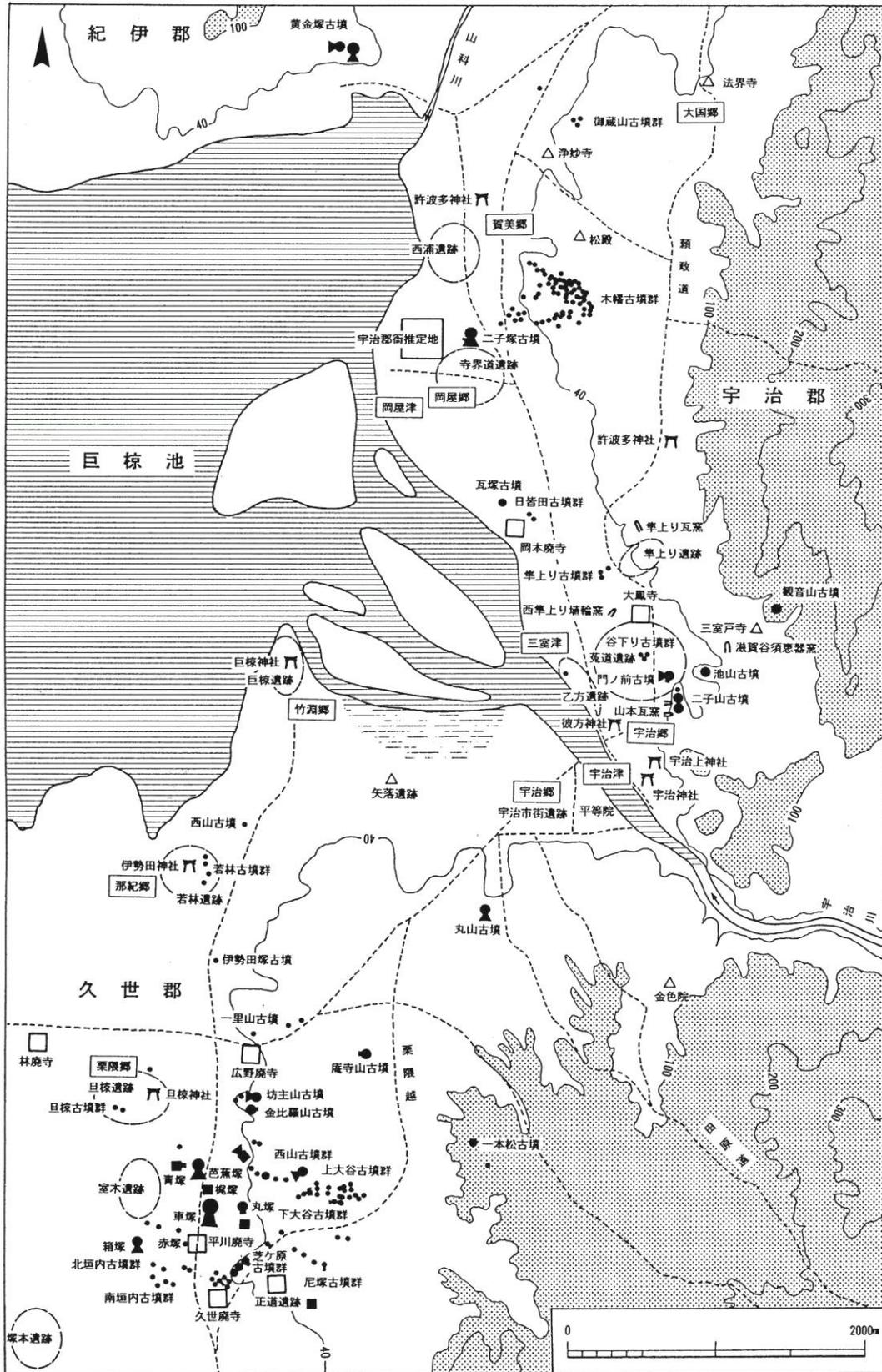
『古事記』に記される菟道稚郎子皇子説話は、応神天皇后の皇位継承について菟道稚郎子皇子の自殺を以て仁徳天皇が即位するという、倭の五王の世紀における王統の伝えられ方を考える上で示唆に富むものであるが、この舞台が宇治となっている。菟道稚郎子皇子は父を応神天皇とし、母を地元の豪族の娘とし、現在の宇治神社・宇治上神社辺りに宮を構えたという。このことにより宇治(菟道はウジの古表記)はウジと言うようになった地名起源説話を伝える。菟道稚郎子皇子は宇治神社・宇治上神社の祭神として、宇治の産土神として今も篤く崇敬されている。そしてこの説話中に「宇治の渡」が重要な要素として語られている。

宇治川の渡河点は古くから「宇治の渡」として著名であり、『記紀』ばかりでなく『万葉集』などにもしばしば登場する。宇治川東岸の山上には、多数の武器や武具を副葬した主要古墳二子山古墳が展開するが、これも宇治川渡河点の重要性を実証する遺跡といえよう。

### b. 宇治橋の架橋

この宇治川渡河点に橋が架けられたのは、大化2年(646)のことであると放生院にある「宇治橋断碑」(重要文化財)に刻まれる。記録が残る最古の古代橋である。『日本書紀』天武元年(672)にも宇治橋に橋守が置かれていたことが記される。それ以降、現代に至るまで宇治橋は架け替えられ続け、平成8年に現在の宇治橋が完成している。

ただ、その架橋位置については、現在の場所で継承され続けたかどうかは議論がある。江戸時代の地誌にも、かつての宇治橋はさらに上流であったことが記されるものがある。記録から見ると、現在位置に宇治橋を確認できるのは『中右記』長承2年(1133)の記事であり、この時、平等院は宇治橋の南一町半以上のところにあつたことが分かる。この少し前、治暦3年(1067)の後冷泉天皇の平等院行幸のおり、宇治橋が新造され、この功で越中守何某が重任を許されている。この橋が長承2年にも登場するものである。平等院造営の1052年頃は、宇治橋は流されて架かっていない。このような状況を整理すると、かつては本町通から塔の島を経由して橋が架かり、平等院造営によってこのルートの一部が境内化したことによって、橋が下流に移された可能性が指摘できる。この上流にあつたと想定する宇治橋を「古宇治橋」と呼んでいる。

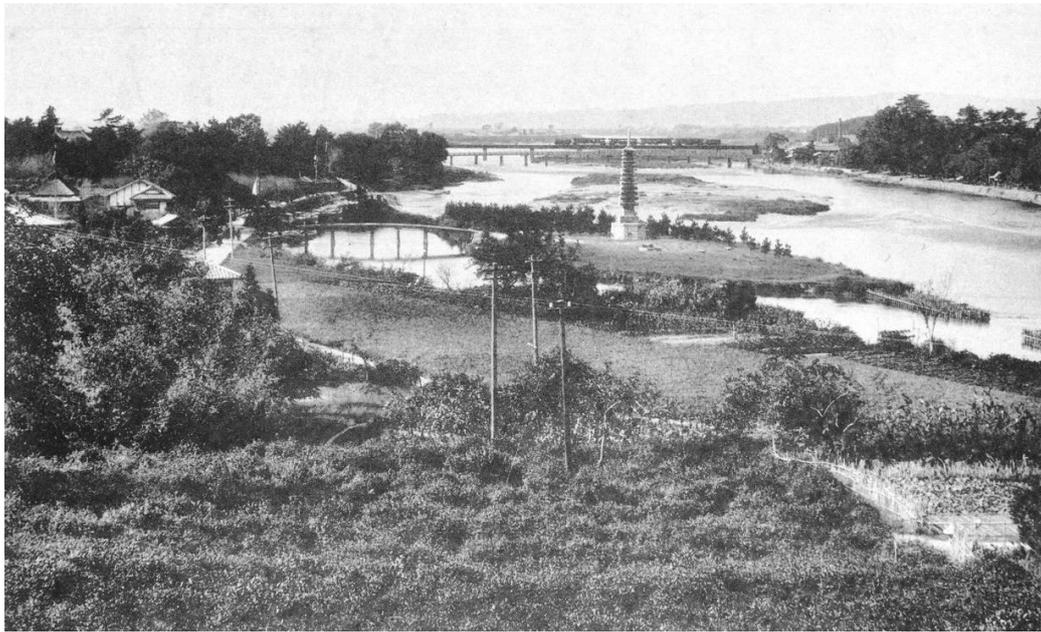


宇治周辺の推定古代地形と遺跡



現在の宇治橋と宇治橋断碑（放生院、重要文化財）

碑文の上3分の1が原碑文。下は江戸時代に復元されたもの。碑文銘は『帝王編年記』に収録されている。碑には大化2年(646)に、急流で名高い宇治川に、僧道登が架橋したと記す。



塔の島付近と遠景に宇治橋(大正初年頃)

古宇治橋は、左手に西岸から塔の島を経て東岸へと架けられていたと考えられている。このような洲を経由する架橋方法は、同じ時代に瀬田川にかけられた勢多橋がそうで、勢多橋では発掘調査によって当時の橋脚遺構も発見されている。塔の島にある石塔は叡尊が弘安9年(1284)に建てたもので、明治41年に再建された。重要文化財に指定されている。

### c. 平等院創建

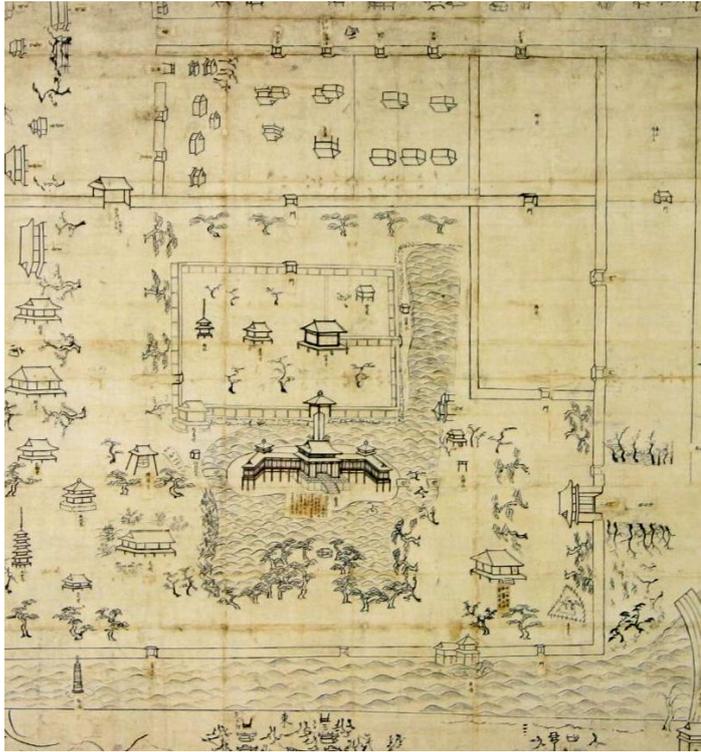
平安京遷都とともに、宇治は貴族たちの別業(現代的意味での別荘ではなく家産機構が付設した施設)の地として利用されるようになる。特に、11世紀末に藤原道長が宇治に別業を求めてからは、藤原氏を中心として急速に都市化を始めるようになる。道長の別業はその息子頼通に伝領され永承7年(1052)に平等院に改造される。鳳凰堂(国宝・世界遺産)が建てられたのはその翌年である。

平等院は宇治川の西岸に面した広大な寺域を占め、阿弥陀如来を本尊とする鳳凰堂ばかりでなく、宇治川に釣殿を出した本堂、五大堂、法華堂、多宝塔はじめ一切経蔵などの多くの建物が建てられていた。平等院の特長として東面する鳳凰堂と周囲に作庭された華麗な浄土庭園が挙げられる。平安中期に興隆する天台浄土教にあわせて、仏堂が本尊の仏国土の方位に合わせて建てられ、その周囲が庭園によって荘厳され浄土を演出するようになる。平等院は、そのような初期浄土教寺院の現存する唯一の例である。

このような伽藍に表現された宗教性は、宇治の自然と大きく関係しあっていた。康平4年(1061)に建てられた多宝塔の供養願文には「平等院 (中略) 前有一葦渡長河 宛如導郡類於彼岸 (中略) 移極樂世界之儀」とあり、平等院を擬似的な浄土とし、宇治川を境界とし、対岸を此岸と見立てている。近年、鳳凰堂対岸にある宇治上神社(当時は離宮社、国宝・世界遺産)の年輪年代測定では、本殿の創建は1060年と測定され、平等院造営と同時に宇治上神社が造られていたことが判明した。この事実を踏まえると、先の願文の内容がいかなる実態を示していたかは明白であり、そこには宇治川を挟んで構想された浄土教の宇宙を指摘できる。平安末期に「極樂いぶかしくば 宇治の御寺を うやまへ」という童謡が流行したというが、その意味をここに知ることができる。

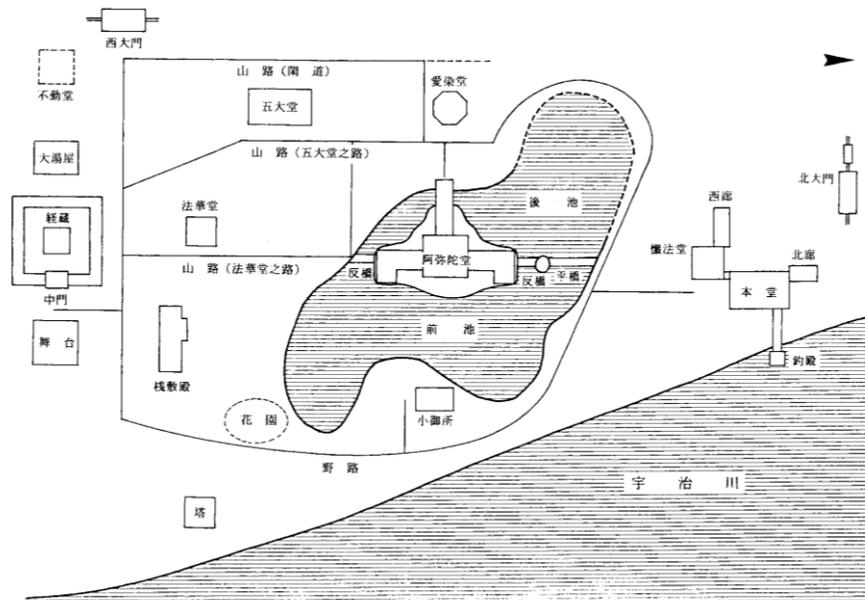


国宝・世界遺産 平等院鳳凰堂



平等院境内古図

近世初頭に平等院にかつてあった諸堂の場所を記録から復元的に書き上げたもの。この段階で現存したものは、鳳凰堂、北門、観音堂、鐘楼、庭園ぐらいと考えられる。ただ、他の位置については、一定の考証があったようで、下の現在の伽藍推定位置と類似する点は注意できる。



平等院境内の復元想定図

平等院境内の建物位置関係については、貴族の日記から相対的な関係が割り出せる。位置が発掘等で特定できているのは、鳳凰堂、小御所、北大門、本堂、塔である。堂塔の向きが鳳凰堂に限らず東面するのはこの寺の特徴である。

#### d. 別業都市の形成

平等院造営によって宇治川西岸域の多くが境内化し、宇治橋が下流に移設された。この時、新たに設けられた通りが現在の県通である。本町通から直角に北に折れ、宇治橋に向かう県通は大和大路の古名を近世まで踏襲し、中世から伝わる大幣神事においてもクライマックスの舞台としてその場所性は踏襲されている。

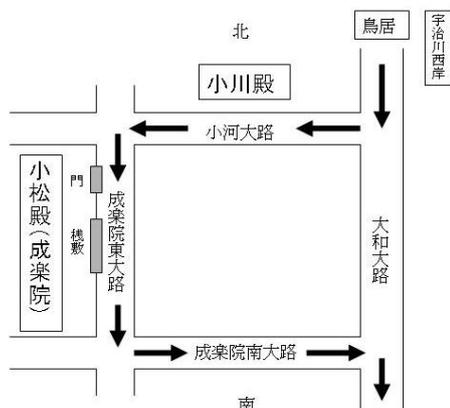
『台記』仁平2年(1153)に、藤原頼長の春日詣時での宇治巡行経路が記載されるが、その中には大和大路やそれぞれの大路と直角に交わる、小河大路や成楽院東大路や南大路などの大路名と共に、小川殿、小松殿、西殿などの別業邸宅名が記載されている。現在、県通の西側の市街地には碁盤目の町割が伝えられ、近年の発掘調査では、この道筋が平安時代に溯ることが確認され、また碁盤目街区には平安期の邸宅庭園跡が発掘されている。

現在の宇治市街地一帯に展開する遺跡を宇治市街遺跡と呼ぶが、この遺跡での発掘は、現在の碁盤目街区以上の範囲で平安時代の邸宅に関する遺跡を見つけている。これは、後述するように、平安期に形成された碁盤目街区を持つ別業都市宇治が鎌倉後半期に退転し、新たな町割ができたことによって、古い部分が改変されている。しかし、注意すべきはこの平安期に、はじめて宇治が現代に繋がる都市形成を始めたということであり、その町割が今に継承されている事実である。



#### 平安時代の社寺と街区・街路

現在の宇治市街地に残る街路のうち、東西南北の碁盤目が平安期に整備されたものである。これらの道は今も京都府道、宇治市道として継承されている。



#### 平等院

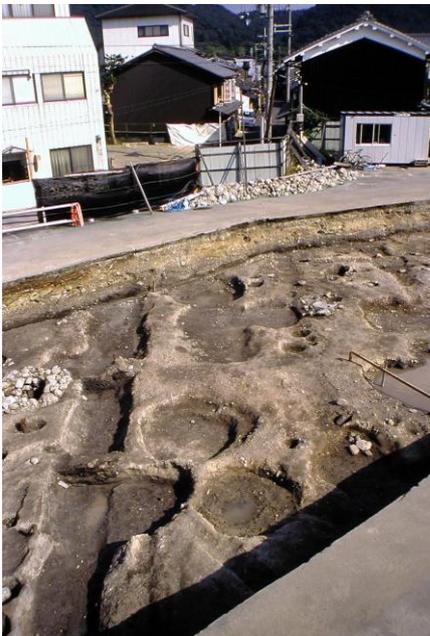
#### 『台記』仁平2年の巡行経路

宇治川右岸にある鳥居は、今の大鳥居ではなく、橋姫社の鳥居の可能性もある。大和大路は今の県通。小河大路が伍町通の可能性が考えられる。



宇治市街地で発掘された邸宅庭園遺構

宇治市街地一帯には、宇治の都市形成過程を証明する宇治市街遺跡が存在する。この平安期の邸宅庭園跡は小石敷きの洲浜をあしらったもの。記録にあるどの邸宅かは不明。



発掘された平安期の街路

現在の伍町通の延長線で発掘された平安時代の街路側溝。中宇治の基盤目街路が平安に溯ることを証明した。



発掘された平安期の街路

左の平安期街路のさらに西で発掘された街路側溝。この街路は平等院からまっすぐ真西へ1 kmほど続く。

## e. 別業都市の終焉と中世町屋の形成

宇治における藤原氏別業群の衰退は、保元の乱(1156)による藤原摂関家の分裂を契機に始まり、13世紀前半には急速に廃絶に向かっていることが、発掘調査の成果から読み取れる。また、藤原定家が平等院の荒廃を嘆いたのは寛喜3年(1231)のことである。この廃絶した邸宅跡地には、順次町屋が形成されていったらしいことも発掘成果から推測できる。

別業都市から新たな町へと再編を加速したのが、建武三年(1336)の楠正成の宇治放火であったと考えられる。南北朝初期、足利軍と宇治で対峙した楠正成は、宇治の町と平等院に火をかけことごとく焼失させたことが『太平記』に記載される。この実態解明にはなお証明手続きが必要ではあるが、平等院境内、宇治市街遺跡で当該時期の火災層を広く確認できることから、かなり大規模な焼失事件があったことは窺える。

この復興に伴い、従来の地割に自由な、まっすぐ宇治橋へ碁盤目地割を斜行する、現在の宇治橋通が新たにつくられたと考えられる。この通の両脇には中世特有の短冊形地割が形成され、番保が付された。今も残る壱番等の字名はその名残である。宇治の市街地は、平安期の碁盤目街区と南北朝期の宇治橋通街村という時代をたがえた町割が融合し、本町通、県通、宇治橋通の三本の主要街路が形成する三角形街区として新たな発展を迎えることとなる。この三角形街区を一周する大幣神事は中世の厄除けを伝える祭礼である。



室町期の宇治地区の街路

新たにつくられた宇治橋通と平安以来の碁盤目街区が重複し融合して新たな三角形の街区を形成している。平等院西部にも町家の進入がある。この街区が現在にはほぼそのまま継承されている。



浮島十三重石塔

西大寺の僧叡尊が弘安9年(1284)に宇治川の網代停止と生類供養のために建立したもの。明治41年に再建。日本最大の石塔で、重要文化財。



本町通沿いの中世の町家発掘



室町期の油屋の発掘遺構



室町期の溝に区画された屋敷跡



本町通境の石垣と町家跡



宇治駅前の発掘で確認された平安から室町時代にかけての柱跡



大幣神事 中世の厄除けの神事を伝えるもので、中宇治を様々な所作とともに一周する

## f. 中世における宇治茶の成立

宇治での茶生産の開始は、黄檗地区に伝わる明恵上人の伝承により語られるが、この史実はともかく、鎌倉時代に明恵は栴尾高山寺を創建し、茶の栽培を始めたのは事実である。おそらく、この反映としての宇治茶成立譚と考えられる。しかし、鎌倉時代に宇治で茶の生産が始まったのは諸種の史料からまちがいなく、南北朝期には「本茶」と称せられた栴尾とともに、宇治茶の名前が登場するようになる。室町時代中期になると、栴尾の衰退にともない宇治茶が最上位に位置づけられるようになり、現在に繋がる高級碾茶の名声が確立する。また、この頃から茶園名も登場するようになり、将軍家の庇護のもと代表的な茶生産地として発展を続けることになる。

室町期の終わりには「宇治七名園」が登場する。言葉遊びの一つではあるが、宇治茶がこの頃には個々の茶園によって評価されたことの象徴といえる。また同様に、地下水の豊かな宇治では、茶の湯の名水として「宇治七名水」が成立する。七名水には数えられないが、宇治橋三の間から汲み上げる宇治川の水も名水であった。



宇治七名園と宇治七名水の位置



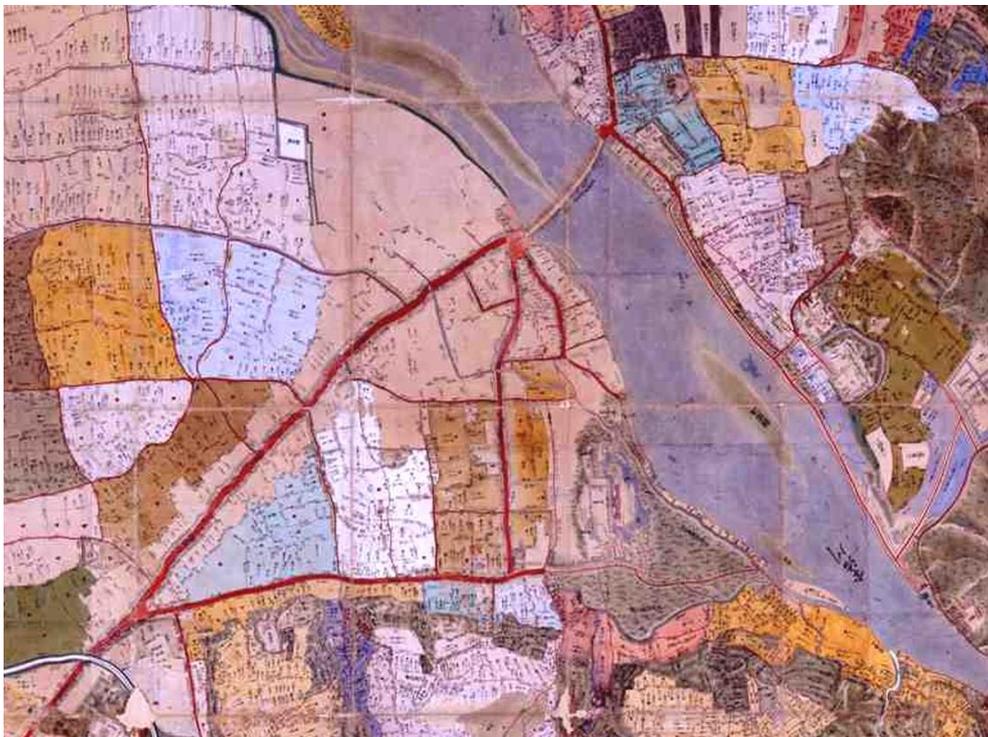
宇治七名園の中で唯一現存する「奥山」

## g. 近世の都市形成

宇治の近世の幕開けは、豊臣秀吉による文禄3年(1593)の太閤堤の築堤であろう。この堤防によって、奈良街道は宇治を經由することなく小倉から巨椋池を通り、伏見城下へと繋がるようになった。この時、宇治橋が破却されたが、江戸時代に入って直ちに架けられ、再び南山城地方の中心的郷町として栄えるようになった。江戸時代の宇治は、宇治代官上林家が支配する天領であった。そして上林家は将軍献上茶をとりまとめたお茶師頭取でもあった。

近世の絵図などを見ると、この頃の宇治は、宇治橋通に町家が建ち並び、本町通にはほとんど家屋が認められなくなっている。この点は中世とは異なり、町の形成が平安を踏襲する碁盤目街区とその外周としての本町通・県通から、新しい宇治橋通沿いへと移行し終えていることが理解できる。

また、宇治橋通沿いには一般町家とは明らかに規模が異なる、大邸宅が多数描かれている。これらは特権的身分の宇治茶師の邸宅であり、門構の正面、母屋、土蔵、茶室、池泉などとともに茶の加工生産に関係する施設を付設していた。また、通沿いに町家が建ち並び半面、その奥の空地や本町通沿いには茶園(園畑)が作られていた。茶師の家屋と町家と茶園が混在する風景が、江戸時代の宇治であった。



『宇治郷総絵図』

18世紀の宇治を描いた絵図。町の区割りの大小がよく理解できる。  
町の北にある四角い白色は将軍献上茶を納めるお茶壺蔵。



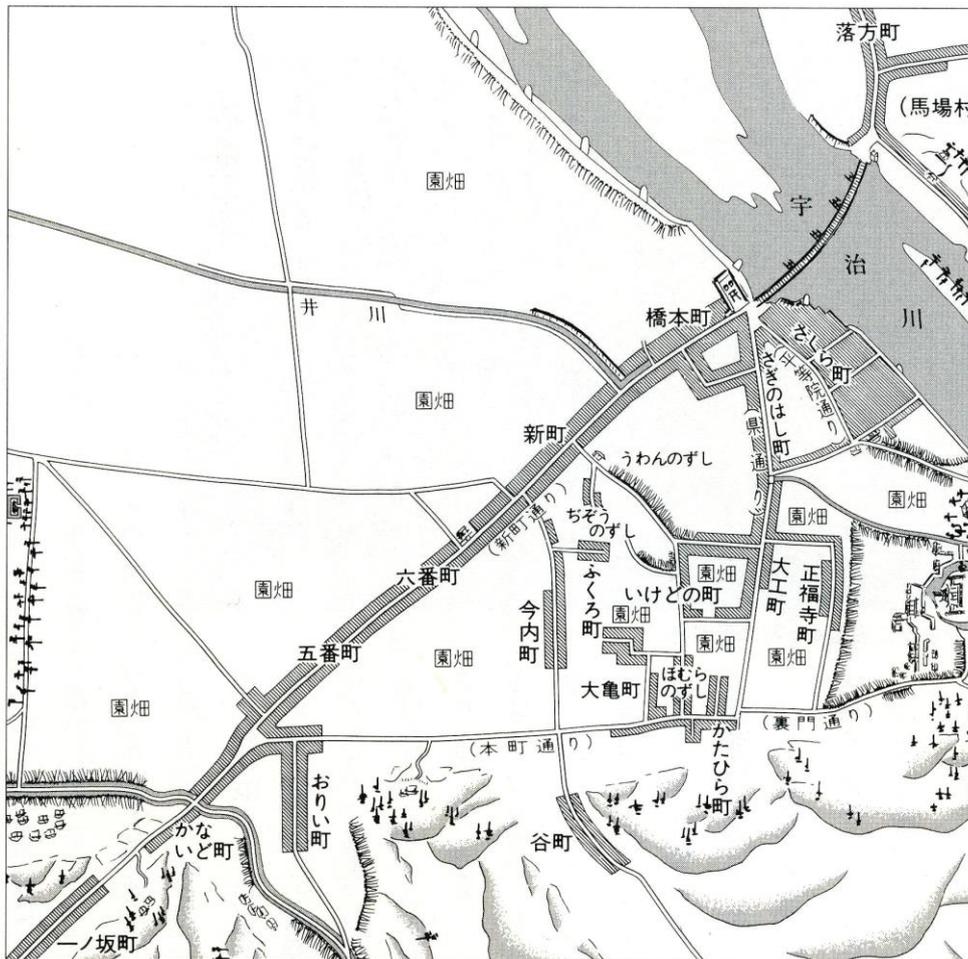
『宇治郷絵図』

江戸中期。宇治周辺の様子が『宇治郷総絵図』よりは理解しやすい。  
黄色く塗られたところが町場の展開範囲。



『宇治名所図屏風』

江戸時代。宇治の景観とその認知を考える上で興味深い。左上の寺は萬福寺、中ほどに宇治橋、  
右下が平等院である。舟遊び、芝舟、覆下茶園、木綿さらし、水車などが描かれる。



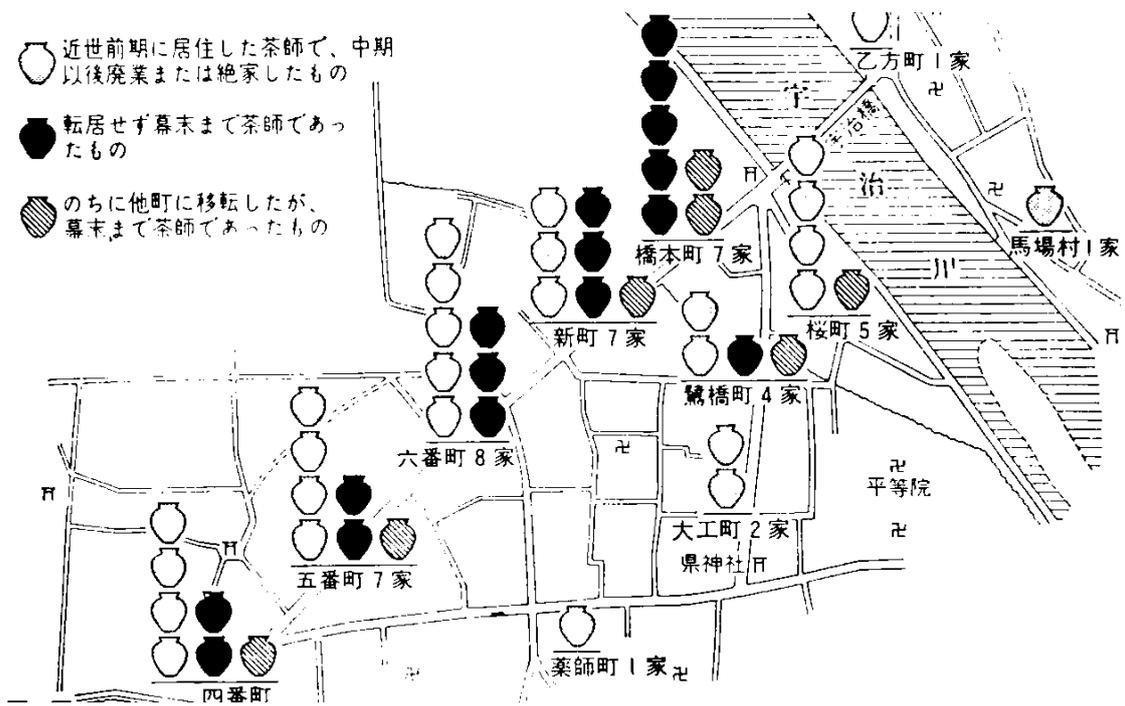
近世前期の宇治の様子

県神社所蔵の絵図から書き起こしたもの。時期的には17世紀前半期と考えられる。町場の形成が宇治橋通に集中することが理解できる。また宇治川沿いのさくら町にも舟運等に関する家屋が密集している。「園畑」は茶園のことで、町場の中や周囲に広く茶園が展開しているのがわかる。街中の茶園は時代とともに宅地に変化してゆく。また、地名のいくつかは改称されて現在はないものがある。

#### h. 宇治茶師の展開

宇治茶師とは幕府御用の宇治茶（碾茶）を独占的に製造販売する町人階層であり、有姓の特権的身分として扱われた。茶師身分にも上から御物茶師、御袋茶師、御通茶師の三つに階層化された。

江戸中期では、御物茶師は11家、宇治代官を勤める上林家は茶頭取であった。また御袋茶師は20家ほど、平茶師とも言われた小規模な御通茶師は最大で40家ほどであった。茶師や茶櫃製造などの手工業者の多くは、宇治橋通に集中して店を構えていた。



宇治茶師の分布と変遷



宇治茶師頭取 上林家の門構（江戸時代）



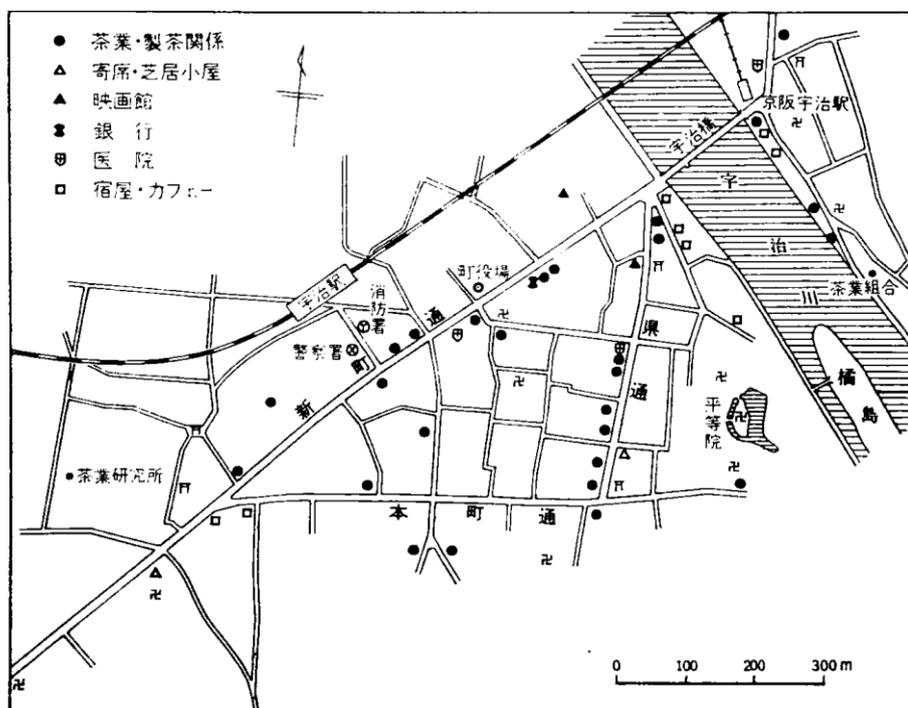
宇治代官所の門構（江戸時代、移築改造）

## i. 宇治の近代と都市形成

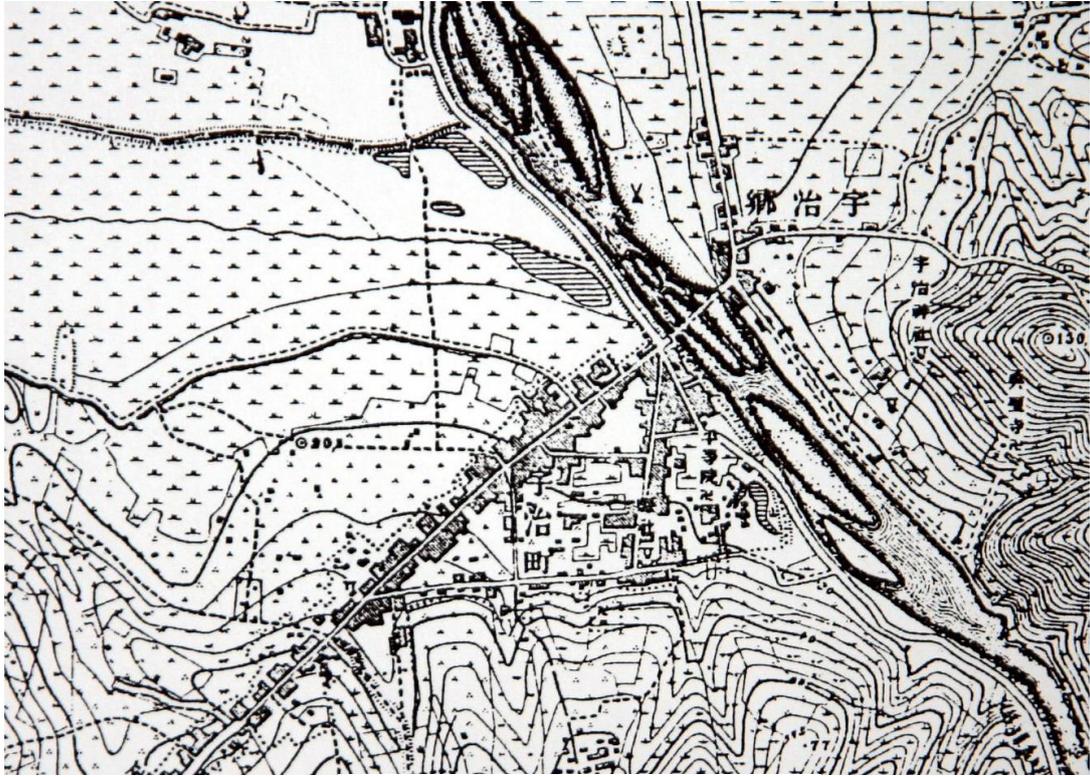
宇治の近代化を象徴する出来事は、明治4年(1871)に黄檗に設置された陸軍火薬庫から始まった。この施設は明治27年(1894)の日清戦争の勃発とともに大規模な火薬製造所に拡大され、太平洋戦争敗戦まで陸軍の重要施設として使われ続けた。明治29年には奈良鉄道(現JR奈良線)の施設と宇治停留場が置かれ、大正2年(1913)には京阪電鉄宇治線が施設され、物流の近代化がもたらされた。また同年には宇治川電気株式会社の宇治発電所が営業を始めている。大正15年(1926)には日本レイヨン宇治工場が設立され、茶業とともに近代的繊維産業の町としての側面を加えていった。

このような近代化の中で、まず最初に大きな変化をこうむったのは茶業であった。特に幕府崩壊により特権身分の宇治茶師が没落し、茶生産者の再編を促した。街中では広大な茶師邸宅が町家化しつつ、成功した茶商は大きな店を構えていった。この再編は宇治橋通に顕著に認められ、明治初期に23軒あった茶商は昭和初期には7軒に激減している。

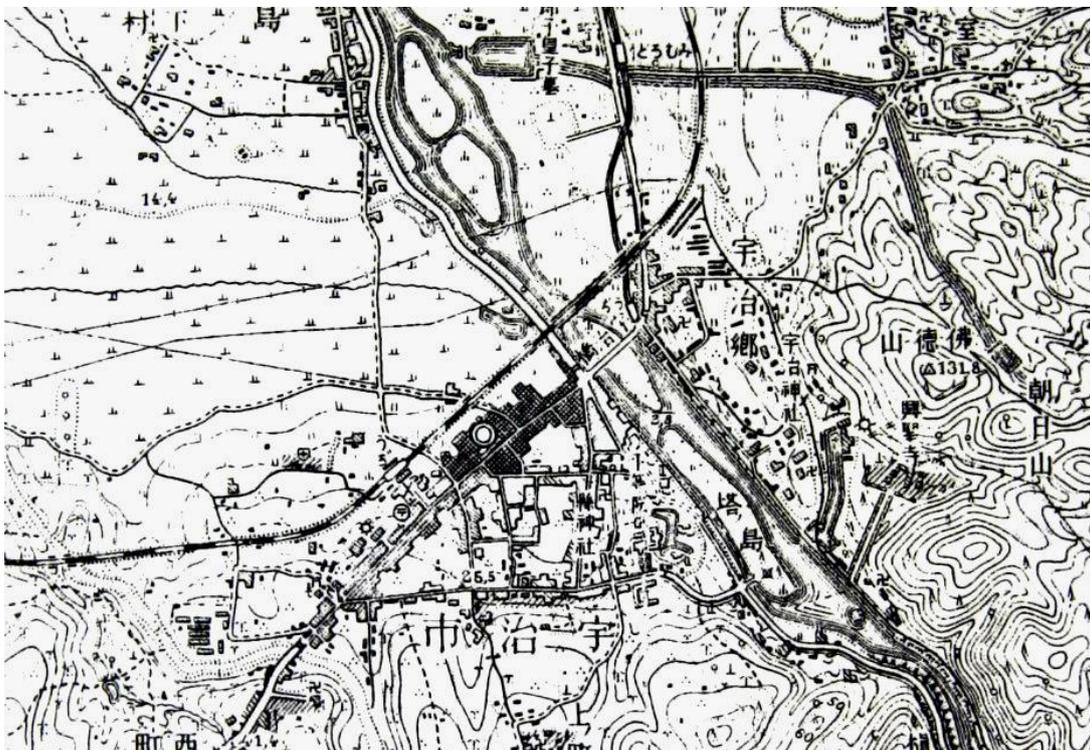
またこのような茶商軒数の減少とあいまって、急速に衣料関係、食料関係が増加し、昭和初期では前者が16軒、後者が24軒となっている。これに映画館や芝居小屋、カフェ、燃料、運送などの職種を加えると、80軒に及ぶ商店街が形成されている。この変化は、明治以降の社会再編と近代化の中で茶業が発展し人口が急速に伸びたことに起因し、さらに日本レイヨンの操業がこれにいつそうの拍車をかけたものと考えられる。町場の形成も進み、街中の茶園が宅地へと変化を始めた時期でもある。



大正末頃の宇治の商店分布



明治前期の宇治

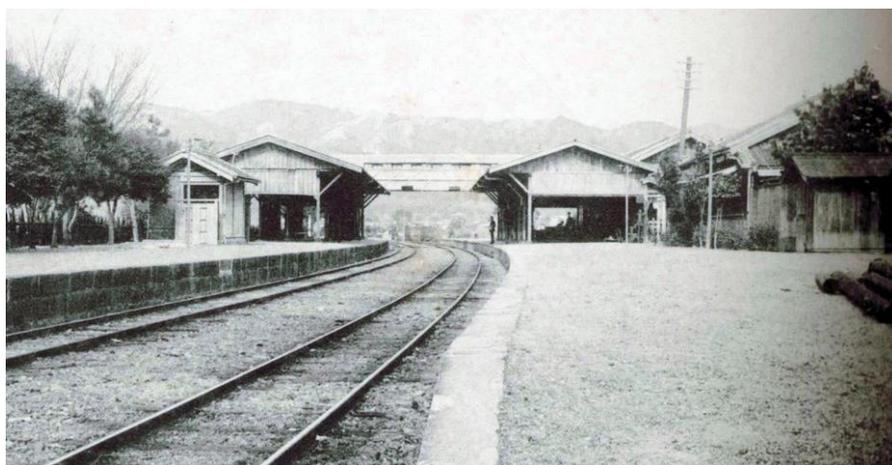


大正11年の宇治

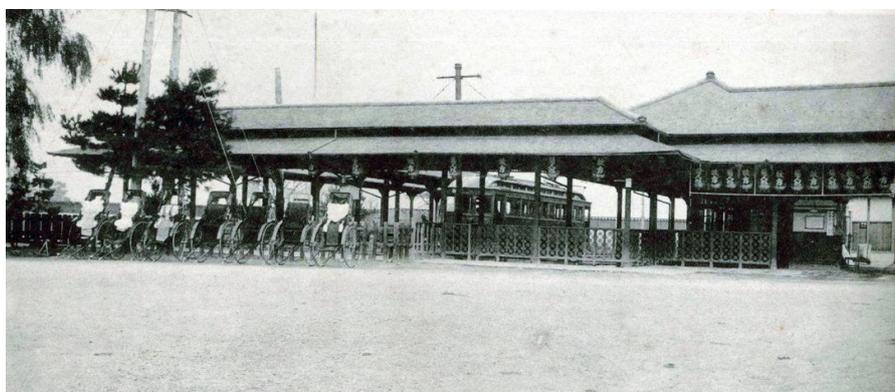
## j. 鉄道の施設

明治 20 年(1887)の私設鉄道条例の公布によって全国的に私鉄建設が始まった。京都と奈良とを結ぶ鉄道建設は、奈良鉄道株式会社によって計画され、京都から宇治を通り、木津川東岸に沿って奈良に至る路線としてつくられた。現在の JR 奈良線である。全線の開通は明治 29 年(1896)であり、宇治町市街地の北に宇治停車場が設けられた。この鉄道は明治 41 年に国有化された。

このような営業電車線に刺激されて、宇治川の東岸にもう一本の鉄道が建設されることとなった。京阪電鉄の宇治線である。この路線は、宇治橋東詰に終点の宇治停留所を設け、大正 2 年(1913)に開通した。これら 2 本の鉄道は、京阪電鉄宇治線が旅客運送に特化したのに対して奈良鉄道は旅客や茶などの運送だけではなく、黄檗火薬庫関係の軍事関係物資輸送にも利用された。



奈良鉄道の宇治停車場



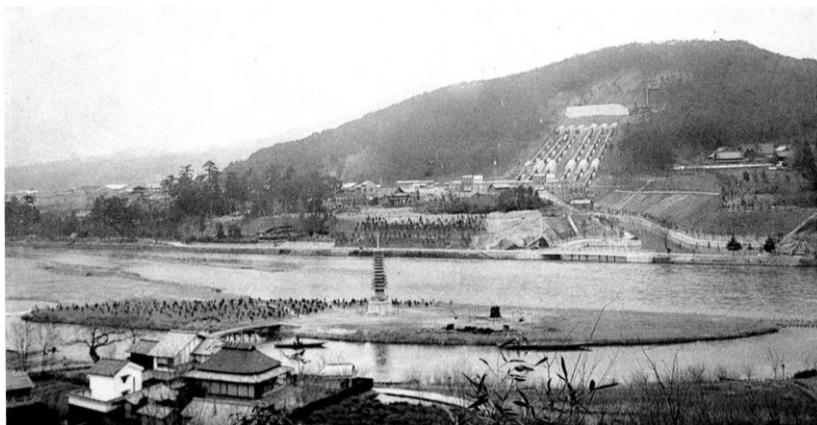
京阪電鉄の宇治停留所

## k. 宇治川の水力発電所建設

日本の電気事業は、明治 20 年(1887)ごろから地方の主要都市で群小会社の設立として始まる。そして水力発電に関して言えば、当初は送電能力の低さに起因して、地方都市の近辺で水力発電の適地がある場合に限り可能である段階からスタートし、送電能力の向上とともに遠隔地の都市にも送電されるようになっていった。

豊かな水量を誇る宇治川の水力発電は、明治 20 年代後半から様々な形で計画が始まり、紆余曲折の後の大正 2 年(1913)に、宇治上神社南東の仏徳山斜面に建設された、宇治川電気株式会社の宇治発電所として開始された。この仏徳山斜面の造成にあたっては、京都府知事から水路開削命令書に風致回復条項が付され、森林学者本多静六の指導の中で回復のための植林工事が実施された。さらに大正 13 年(1924)には、宇治川上流にダム式の志津川発電所が完成し送電を開始している。

また、大正 2 年の宇治発電所営業の翌年、大都市向け送電だけではなく地元にも安定した電力供給が可能のように、宇治町ではこの発電所から電気を買取る町営の電気事業が開始された。



完成当時の宇治川電気株式会社宇治発電所



現在の志津川発電所跡の建物と昭和 39 年から貯水開始された天ヶ瀬ダム

## 1. 茶業の近代化

幕藩体制の崩壊は、宇治茶師の特権的身分の喪失に留まらず、宇治茶の基本となっていた茶の湯に用いる碾茶を不振に陥れた。この理由は近世の特権階級の没落とともに、文明開化による自国文化軽視の風潮が大きく作用した。かたや近代初期の日本の輸出産業としての茶は生糸に次ぐ第2位の位置を占めており、煎茶が輸出の基本となっていた。このため、宇治においても碾茶だけではなく玉露等の高級煎茶の開発と生産への転換が急速に始まり、碾茶と玉露の高級茶二本立てによる近代茶業へと移行していった。

またこの茶の輸出景気は粗製茶の流通を誘発し、輸入国の批判が強くなったため、明治17年(1884)に京都府は「茶業組合準則」を公布して品質管理に乗り出し、大正14年(1925)には宇治に京都府茶業研究所を設立して、茶の育種や加工技術の向上を目指すこととなった。茶加工の生産現場でも着実に近代化は進行し続けており、明治後半辺りからは茶園では手摘みに代わり鋏摘みが始まり、製茶方法も伝統的な手もみから機械化へと移り変わっていった。現在手もみ技術は京都府指定の無形文化財となっている。



近代化された製茶乾燥機と冷釜



近代化された挽茶機



旧京都府茶業会館

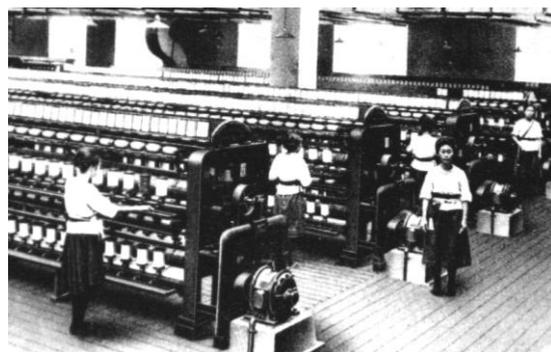


京都府立茶業研究所

### m. レイヨン工場の設立

近代化の中で、宇治には伝統的な茶業に加え近代的繊維産業が加わることになる。日本レイヨンが宇治駅北側の水田の中に大規模な工場を建設したのは大正 15 年(1926)であり、昭和 2 年から操業が開始された。この近代的工場は、操業時から 1000 人以上の工員を擁す大規模なもので、工員用の寮も建設されていった。また宇治駅からは材料や製品の輸送にかかる引込み線が敷設された。昭和 13 年での宇治町の人口は 12000 人であり、大正後半と比べると倍増している。このうち約半数は日本レイヨンと関係して生活を営んでいたと考えられる。昭和前期での宇治は、企業城下町の体をなしていたといえる。工員のピークは昭和 39 年の 6000 人である。

この工場の拡大にあわせて町財政も拡大を続けるが、工場排水、排煙、地下水枯渇などの公害問題も生じるようになった。その後日本レイヨンは昭和 44 年(1969)にニチボウと合併し、現在はユニチカ宇治工場となっている。



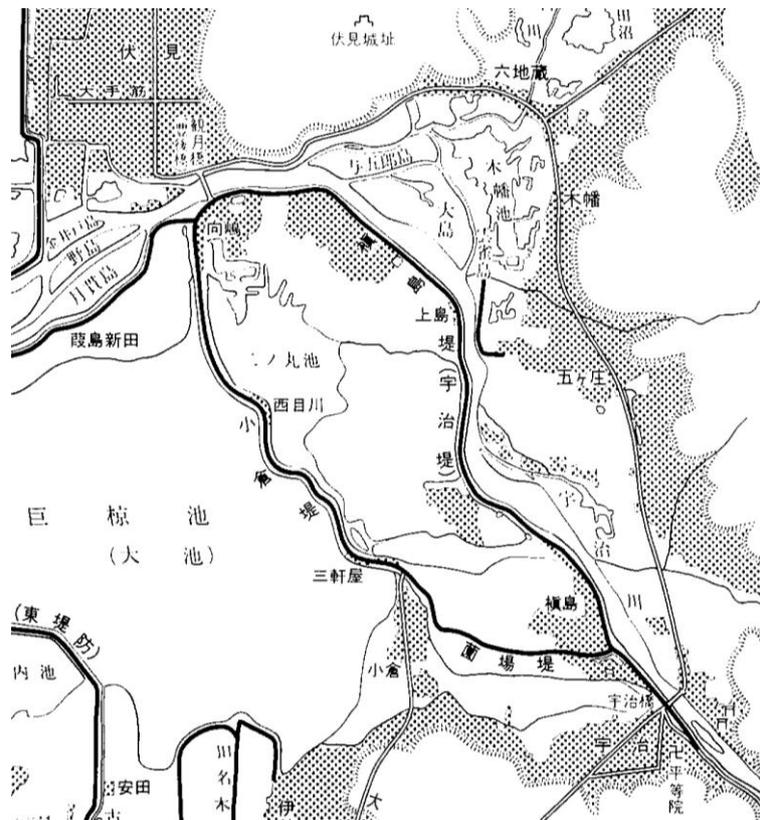
当時の日本レイヨン宇治工場

### 第3節 宇治川の利用

#### a. 宇治川の川筋変化と水運

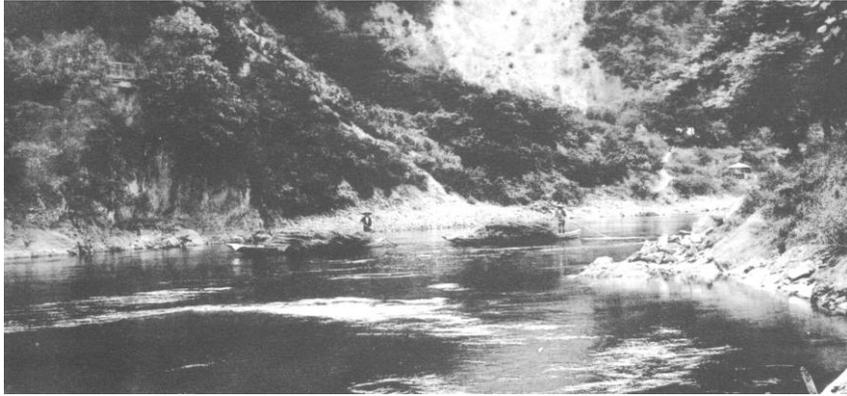
すでに述べたように、宇治川は豊臣秀吉の文禄3年(1593)の太閤堤の築堤により巨椋池から切り離され、大きくその姿を変えた。それまでは、巨椋池を介した内陸水運が発達しており、巨椋池東岸には、岡屋津や宇治津などの古代港湾施設が存在した。ことに藤原京や東大寺造営にかかる用材は近江で切り出され、いかに組みされて瀬田川から宇治川、そして木津川を溯り大和へと運ばれていった。

太閤堤はこの古代以来の水運機能を決定的に変容させた。淀川では三十石以上の大型船の通航が可能であったが、宇治川は水深が浅く二十石以下の小型船が通航し、大鳳寺浜や宇治浜などが新たな停泊地となった。これらの水運は古代以来の芝舟とともに、人や茶などの物資を大阪や京都へと運搬しただけではなく、茶園育成に大量に必要な糞尿肥料を大都市から輸送し宇治茶を支えていた。このような舟運は、鉄道開設とともに急速に衰退に向かい、概ね昭和前期で姿を消した。



太閤堤と宇治川の川筋変化

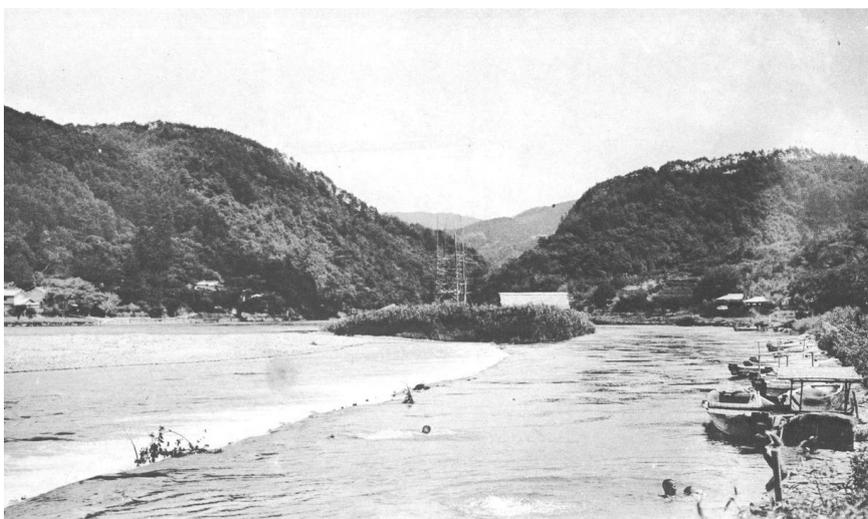
豊臣秀吉の築堤は、槇島堤・小倉堤が基本であり、後に壺場堤が造られた。槇島堤により川筋を伏見まで延長させ、小倉堤の上に奈良街道を造り、奈良から直接伏見へのルートを開拓した。



上流の甘檜浜から柴を運ぶ柴船（大正期）



舟運の風景（大正期）



平等院前の浜に停泊する川舟（明治末年）

## b. 自然美と風雅遊興

### ・川霧

深い谷間から一挙に平野に流下する宇治川の景観は、ことごとくを魅了するに十分であり、平安期に別業が置かれたのもその自然美に負うところが大きい。また、垂直高度差が顕著な地形は湿度を留める作用をし、冬から春にかけての早朝、宇治の谷間を覆うように川霧を発生させる。朝ぼらけの中にたつ川霧は、平安時代から宇治を代表する風雅として『勅撰和歌集』や『源氏物語』に取り上げられている。

### ・舟遊び

藤原道長が都から宇治を訪れる時に舟をよく利用したことは記録が伝える。これは単なる交通手段としてではなく、舟遊びを兼ねたものであった。江戸時代には宇治橋近くの川岸には水運関係とともに旅館があり、舟遊びを提供していた。現在もこの景観は継承されている。

### ・蛍狩り

かつて宇治川の夏の風物詩として蛍狩りがあった。江戸時代の『都名所図会』にも描かれており、広く認知されたものであった。昭和 8 年の宇治保勝会設立のおりに「蛍デー」がつくられたが、戦後の河川環境の変化の中で蛍の姿は見られなくなってしまった。

### ・鵜飼

『蜻蛉日記』天禄 2 年(971)条に宇治川の鵜飼が記されており、平安時代に鵜飼が行われていたことが理解できる。鎌倉時代まで鵜飼記事は散見されたのち、歴史から消える。年代的には宇治に別業が栄えた時代と並行する。現在、宇治川では鵜飼が行われ夏の風物詩となっているが、昭和初年に復興されたものである。

### ・鮎

川魚漁は基本的に巨椋池で行われており、宇治川では遊漁的なものが多かったと考えられる。江戸時代の『都名所図会』では、宇治川の鮎を網ですくい取り提供する「鮎汲み」が描かれている。近代以降は「鮎汲み」の姿は見られず、鮎釣が宇治の一風景としてしばしば絵葉書となっている。江戸時代の宇治の川魚料理としては、鮎料理以外に鰻を蒸したもち米で包んだ「宇治丸」があった。鮎に関しては、河川環境の変化でめっきり減少している。宇治丸については、一部の店で類したものを販売している。



宇治の川霧



宇治川の鵜飼



舟遊び (大正期)



江戸以来の代表的旅館菊屋 (大正期)



宇治川蛍狩り (昭和前期)



鮭汲み (都名所図会)



現在の観光船



鮭釣り (大正期)

## 第5章 宇治地区の建築物・街路・茶業建物の調査

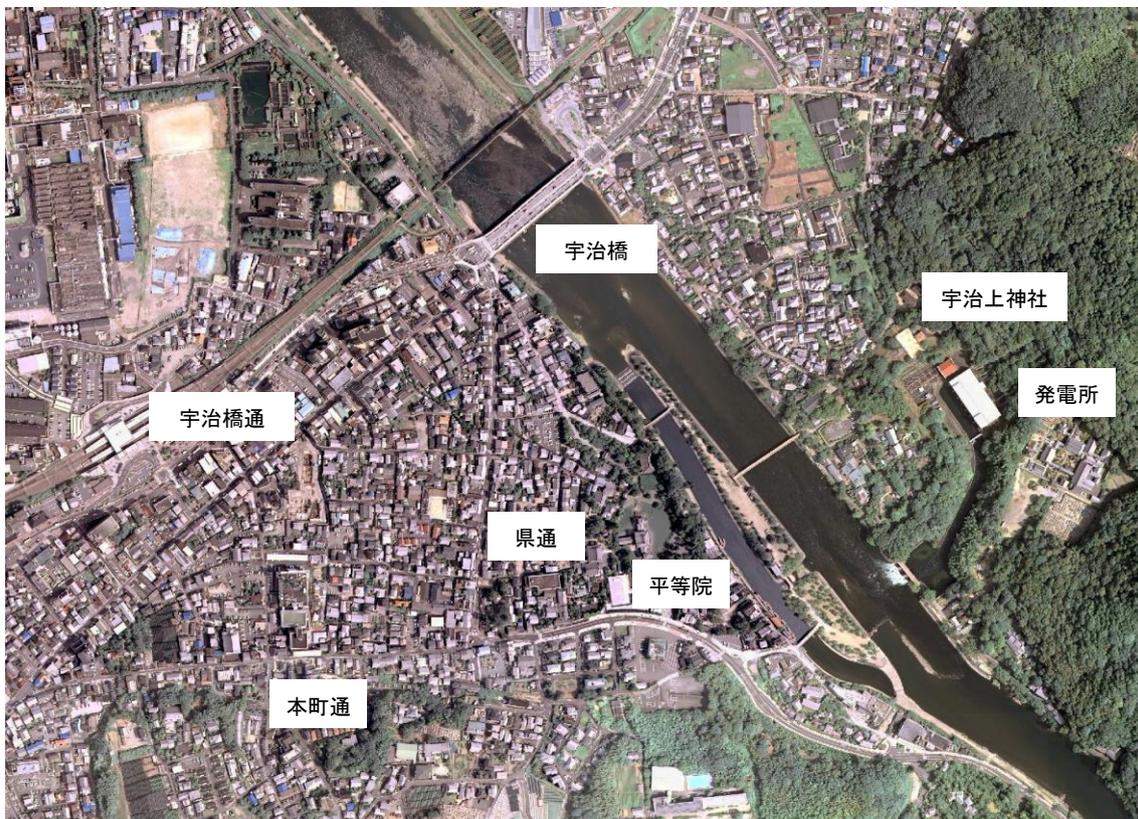
### 第1節 保存調査

宇治地区における文化的景観の保存状況把握のため平成 18・19 年度に、建物の形態と時期に関する調査、街路の施設時期に関する調査、また茶業に関係する建物の分類調査を行った。

### 第2節 建築調査

#### a. 調査の方法

宇治地区の建築物について、どのような形態のもので、いつ頃のものが全体的として存在しているか調査を行った。調査は GIS データをハンディコンピューターに入力したものを携帯し、実態調査を行いつつ、別表の建築類型一覧に合わせて分類と時代と位置と写真を入力した。調査対象は 400 軒程度である。



宇治地区都市域の上空写真(平成 17 年撮影)

## b. 調査の概要

調査結果から宇治地区の伝統的木造建築（古式町家、近代町家、屋敷、町家建築の看板建築、近代和風）を抽出すると次頁の図「宇治地域における伝統的木造建築」のように 118 棟となった。特に宇治川左岸の中宇治と呼ばれる従来からの街区には、現在もかなりの伝統的木造建築が集中して存在していることが分かる。時代的に見ると、厨子二階で虫籠窓の近世京町家タイプのももまだ 10 棟前後が残っているが、中心は近代町家としたもので、時代的には大正期から昭和前期のものである。このような伝統的木造建築の遺存状況が、現在の宇治地区の都市景観を形作る基本にあることは間違いない。

通りごとに見てみると、宇治橋通り沿いの町家は多くが看板建築となっており、外観的に建築形式を認識できないものが多い。しかしながら、この通りは近世以来の中心的な通りとして、大型の茶商屋敷や茶師の門、近世京町屋タイプの代表的なものが継承されているところでもある。建築類型的にはこれ以外にも、近代和風の建築、近代の鉄骨造、あるいは昭和 40 年代に建てられた鉄筋コンクリート造など多様な建築が見られるとともに、マーケット、公衆浴場、医者、床屋、酒販売店などの職種的にも多様性が見られ、通りの歴史と性格を反映した特徴的な景観を形成している。

県通りも伝統的木造建築の町家が均一的に良く残り、趣のある通り景観を形成している。看板建築が余り見られないことと鉄筋コンクリート造が少ないことに起因して、伝統的雰囲気良く残す通りとなっている。南側の県神社辺りに茶業関係が集まっており特徴的な景観を形作っている。

本町通も比較的良好に伝統的木造建築の町家が残されている。ただ、その分布には偏りがあり、東寄りの筋南沿いに集中する傾向がある。これは、近世における本町通の町家の展開範囲の反映であり、この通りの西側は茶園が広がっていた。

内部にもかなり多くの伝統的木造建築の町家が残りとともに、明治から大正期と考えられる長屋も複数軒認められる。また本町通と内部には農家が数件認められる。

周辺部では、平等院表参道には西側に茶の小売店舗として伝統的木造建築の町家が残り、特徴的な景観を形作っている。川より東に茶店舗が少ないのは、この辺りは江戸時代において旅館や舟運業関係が集中していたためである。川べりにある萬碧楼は江戸時代から近代にかけて宇治を代表した旅館菊屋の遺構である。



宇治地域における伝統的木造建築



宇治橋通



県通



本町通



内部（伍町通）



周辺部（平等院表参道）



茶商屋敷



古式町家



近代町家



近代和風



鉄骨建築



看板建築



店舗建築



現代和風

建物類型

宇治地区の建物類型一覧

類別	分類	特徴	主な時代	材質	用途	サンプル
住宅・店舗	古式町家	街路に面し平入。切妻。平屋か二階建。厨子二階、虫籠窓、土蔵造風などが特徴の江戸時代の町家と、それを継承しているもの。	江戸～明治前期	木造	住宅・店舗	
	近代町家	街路に面し平入。切妻。平屋か二階建。二階が高くなり明治期以降、戦前ぐらいまで建てられていた町家。	明治～昭和前期	木造	住宅・店舗	
	看板建築	街路に面する。町家の前面を囲い一見洋風に改造。囲いは看板として機能するものが多い。	明治～昭和前期	木造	住宅・店舗	
	店舗建築	街路に面した店舗主体の建物。二階建てが多い。看板建築と区別がつきにくいものもある。	昭和後期以降	木造 軽量鉄骨	住宅・店舗	
	近代和風	街路や路地に面し、前面に狭い庭。入母屋や寄棟が多い。平屋か二階建。いわゆる近代化の中で成立した和風建築で、一般的に近代和風と呼ばれるもの。	明治～昭和前期	木造	住宅・店舗	
	現代和風	街路や路地に面し、前面に狭い庭。入母屋や寄棟だけでなく切妻などの勾配屋根で瓦屋根系の和風。平屋か二階建。いわゆる建売タイプ含め、近年の和風建築。	昭和後期以降	木造	住宅・店舗	
	近代建物	街路に面し建てられた洋風の住宅・店舗。フラット屋根やとんがり屋根。	明治～昭和前期	鉄筋コンクリート	住宅・店舗	
	プレハブ住宅	街路や路地に面し、前面に狭い庭。昭和40年代以降、ハウスメーカーによって量産されている、いわゆるプレハブ住宅。	昭和後期以降	軽量鉄骨	住宅	
	新住宅	街路や路地に面し、前面に狭い庭。最近の新和風や洋風系の住宅。	昭和後期以降	木造・軽量鉄骨	住宅	
	長屋	街路や路地に面し、平入り。切妻。平屋が多い。	明治～昭和前期	木造	住宅	

屋敷	茶商	街路に面し、門や長屋門などを構えた茶師の大型屋敷。複数の建物から構成。	江戸～明治	木造	住宅・店舗	
	農家	敷地内に住宅や納屋などを構える。主屋は町家タイプ、近代和風タイプがある。	明治～昭和前期	木造	住宅	
	一般屋敷	塀や生垣で囲われた中に住宅や蔵などを構える。主屋は切妻の町屋タイプや近代和風もある。	明治～昭和前期	木造	住宅	
集合住宅	アパート	二階建て程度のいわゆるアパート	昭和後期以降	軽量鉄骨・木造	住宅	
	マンション	7階建て以下、高さ20m以下。寮なども含む。	昭和後期以降	鉄筋コンクリート	住宅・店舗	
	高層マンション	7階建て以上、20m以上	昭和後期以降	鉄筋コンクリート	住宅・店舗	
大型事業所	大型事業所	4階建て以上の店舗や社屋建物。鉄筋コンクリート主体。	昭和後期以降	鉄筋コンクリート	住宅・店舗	
	低層大型事業所	2階建て以下の店舗主体の建物。	昭和前期以降	鉄骨、木造	店舗	
旅館・ホテル	木造旅館	木造の旅館	明治～昭和前期	木造	旅館	
	鉄筋旅館	鉄筋コンクリートの旅館・ホテル	昭和後期以降	鉄筋コンクリート	旅館	
工場	工場	鉄骨スレートが多い。茶の加工場なども含む			工場	
その他						

### 第3節 街路調査

#### a. 調査の方法

宇治地区の街路を、平安期の別業都市に関係してつくられた街路、中世期の宇治橋通り敷設に伴って設けられた街路、それ以降の街路に区分するために調査を行った。方法は、発掘調査により、伍町通りに対して直角ないし並行のものは平安期につくられたと考えられ、宇治橋通りに対して直角ないし並行のものは中世期につくられたと考えられることを踏まえた上で、江戸時代の『宇治郷総絵図』に描かれた道と現在の道とを比較し、順次特定していった。

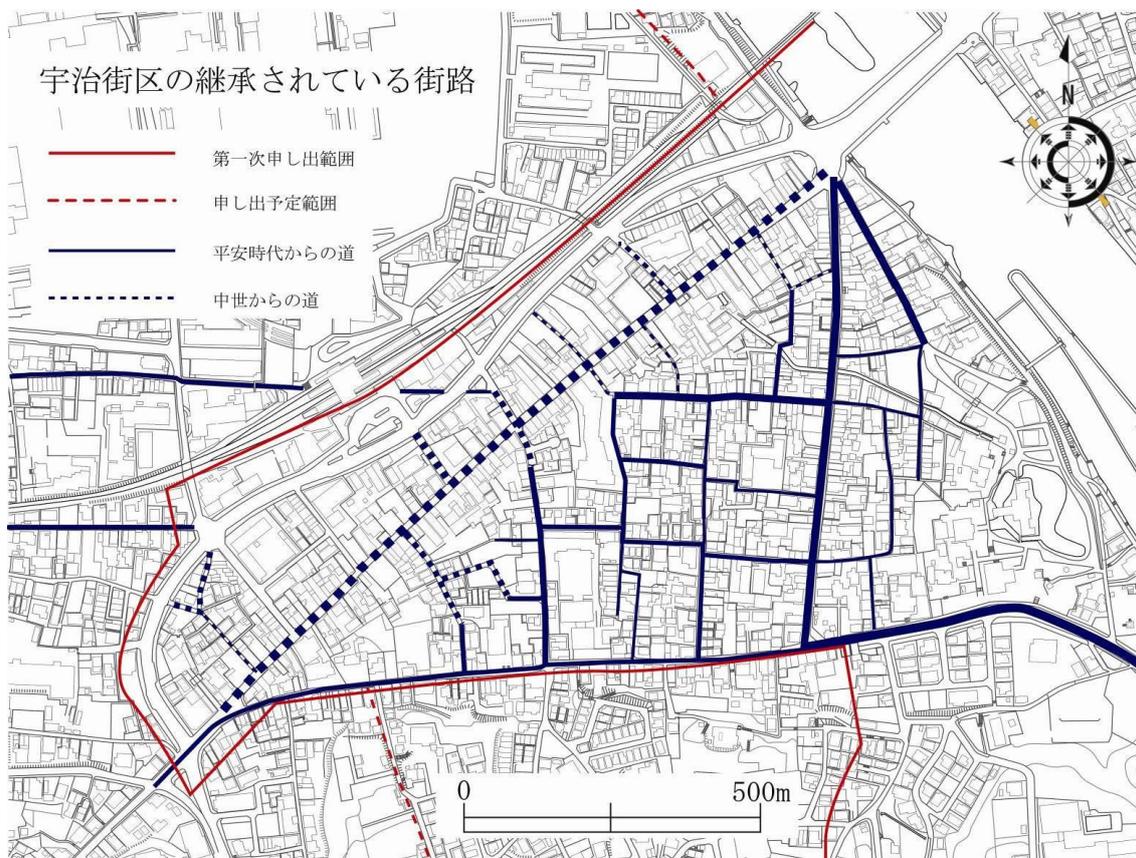
#### b. 調査成果の概要

調査成果は別図のとおりである。平安期に溯る街路と中世につくられた街路が、良好に現在の街路として継承されており、両者の結節部における屈曲や新しい街路に古い街路が寸断されながらも現在に伝わっている状況は、この街路が社会変動の中でも変化を受けずに伝えられてきたことを示している。都市計画道路以外にも『宇治郷総絵図』にない短い街路が数路線あるが、これらは近世後期から近代初期に作られたものであろう。



新旧街路の結節屈曲部

宇治橋通りに対して直行する道が少し行ったところで屈曲している。  
ここが両者の結節部となる。



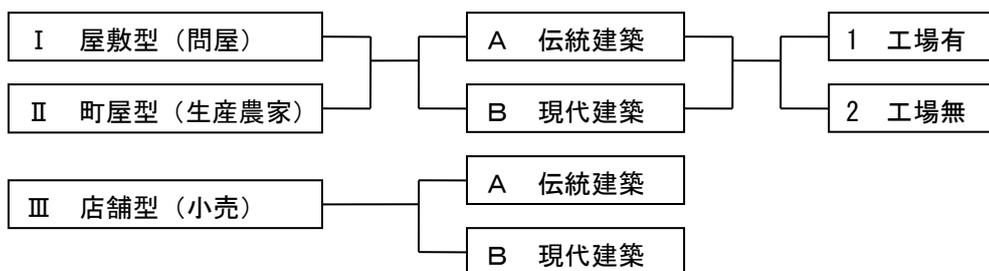
宇治街区の継承されている街路

## 第4節 茶業建物調査

### a. 調査の方法

茶業建物調査は二つの点について行った。一つは建物の類型化と家屋調査を基にした茶業建物の分布とを組み合わせたものと、一つは生産から製茶加工までの追跡調査である。後者は第3章宇治茶の生業的特性と重複を避けるため、経過写真を示すこととする。

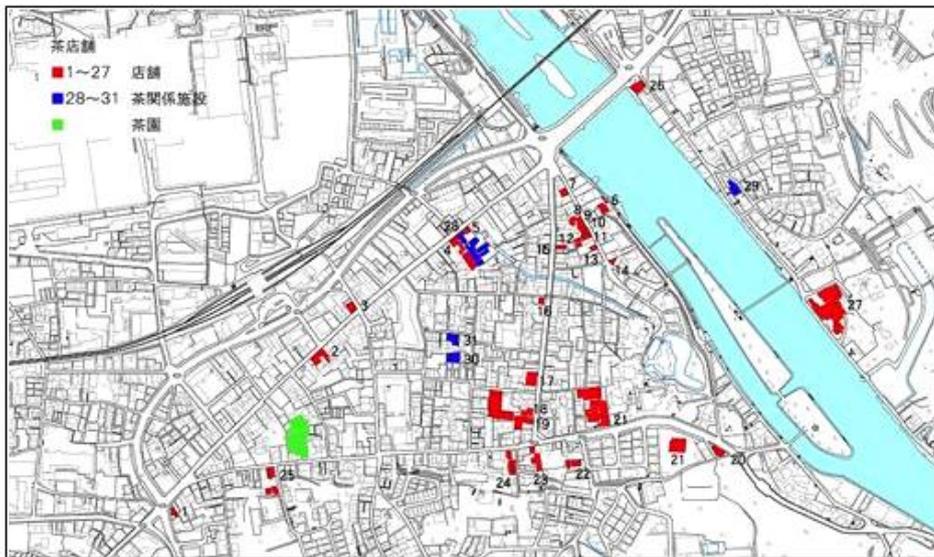
また、類型は次のようにした。



茶関係建物の類型

## b. 調査成果の概要

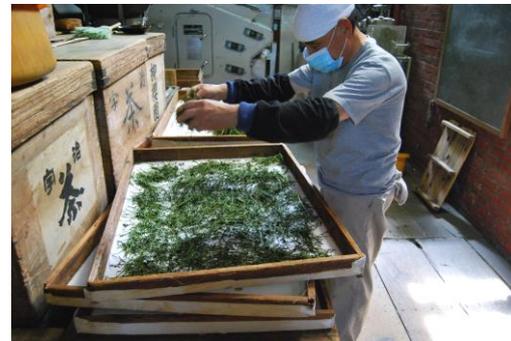
まず茶関係建物の宇治地区における分布は下図のようになった。県神社辺りと平等院表参道に集中傾向は認められ、宇治橋通りには少なくなっている。県神社辺りに一定のまとまりがあるのは近世と類似するが、宇治橋通りに少ないことと、平等院表参道に多くなっているのは近世のあり方とは異なっている。次に類型的に見ると、平等院表参道はⅢA・B類の小売店舗が主体で、宇治橋通りと県通りはⅠ類とⅡ類が主体であり異なる。平等院表参道の状況は特に観光客との関係で戦後に出来上がってきた様相であり、宇治橋通りと県通りは近世以降のあり方を継承している。また、茶業としてのシステムが建物等とともに継承されている、ⅠA1類は1例、ⅡA1類は2例であった。



宇治地区の茶関係建物の分布図



伝統の覆下（本簀）茶園と茶摘み



宇治地区で稼動する伝統的的家内工業的な製茶工場

## 第6章 白川地区と黄檗地区

### 1. 白川地区の概要

宇治地区の南の谷里に位置する白川地区の形成は、12世紀初頭に平等院を創建した藤原頼通の娘で、後冷泉天皇の皇后となった四条宮寛子が白川金色院を創建したのに始まる。この寺は中世の焼失後に再興され、江戸末期まで続いてきた。現在は、鎮守社の白山神社と惣門、また仏像や経典類などの文化財が伝えられるとともに、寺跡や棚田、茶園そして里山として広く良好に伝えられている。

また、現在、茶園が広い面積で耕作されているのも宇治市内では白川ぐらいになってきており、共同の製茶工場も幾ヶ所稼働している。このような点において、白川地区は宇治地区と歴史的にも生業的にも強い関係を持つところであり、宇治の文化的景観を構成する地区といえる。



白川地区の風景



金色院跡惣門



白川の茶園景観



本竇と露天園の白川の茶園景観

## 2. 黄檗地区

宇治の北にある黄檗地区は、鎌倉時代に明恵が宇治茶の製法を伝えたという場所で、その伝承を伝える駒蹄影園跡がある。

また江戸初期の隠元禅師の渡来によって、幕府は黄檗山萬福寺の壮大な伽藍を開き、ここに最も新しく招来された仏教である黄檗宗を根付かせた。この中国明代の文化を継承する独特の黄檗文化には、明の文人たちが嗜んだ煎茶が伝えられ、ここから新しい喫茶法である煎茶文化が全国に発信されていった。この黄檗も、宇治地区と歴史的文化的に一体をなす場所で、宇治の文化的景観を構成する地区といえよう。



駒蹄影園跡



黄檗山萬福寺



黄檗地区の風景



黄檗地区の風景

## 第7章 景観認知の概要

宇治の多様な都市景観の中でシンボリックな景観として認知されるものを「宇治景観十景」として定めようと宇治市民に対してアンケートを行い、それを基に都市計画課が自然景観・生活景観・文化景観のそれぞれ10個の景観を選出した。

自然景観には、宇治橋から見た上流景観や山並み、大吉山（仏徳山）、もみじ谷（東海自然歩道）などがあり、生活景観としては平等院表参道、宇治橋通り、宇治源氏タウン銘店街、県通り、本町通りなどの商店街通りのほか、宇治川塔の島にかかる喜撰橋の船着場が宇治の景観として認識されている。

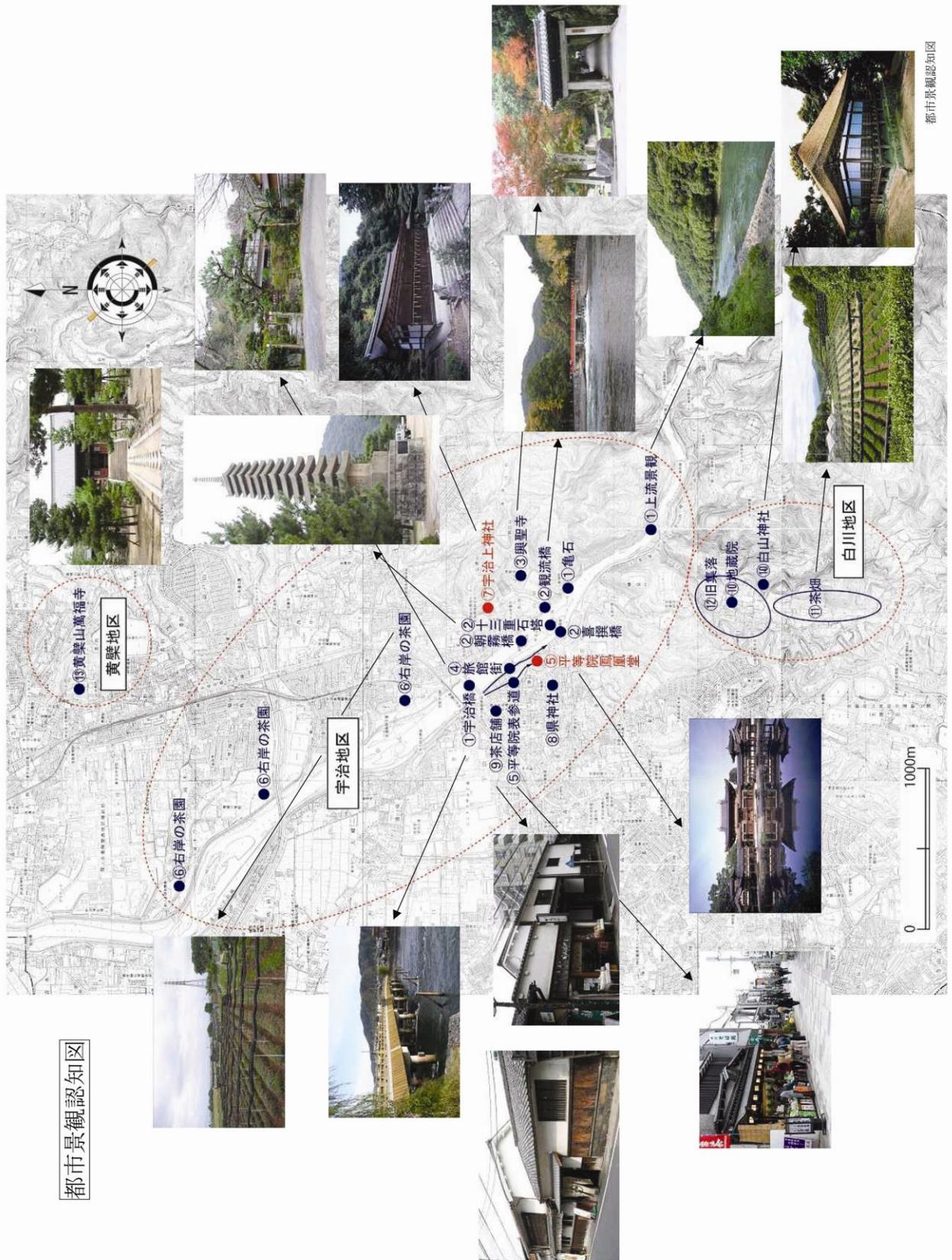
また、文化景観としては世界遺産の平等院や宇治上神社のほか、興聖寺（琴坂）や黄檗山萬福寺、白川の旧集落と谷沿いに残る茶園が挙げられている。

これらの選出された景観十景を基に、文化的景観申し出予定地区にあたる宇治、白川、黄檗地区内において特に認知されている景観は、地区や要素ごとに以下のとおり示すことができる。

地区		景観構成要素	
宇治	宇治川流域	①宇治川	a. 宇治橋 b. 宇治川上流の景観 c. 亀石
		②塔の島	a. 十三重石塔 b. 喜撰橋・朝霧橋・観流橋
		③興聖寺	a. 山門 b. 琴坂
		④旅館街	
		⑤平等院周辺	a. 平等院鳳凰堂 b. 表参道
地区		景観構成要素	
宇治	宇治川流域	⑥右岸の茶園	
		⑦宇治上神社	
		⑧県神社	
白川		⑨茶店舗	a. 上林記念館 b. 中村藤吉茶舗
		⑩白山神社	a. 白山神社 b. 地藏院
		⑪茶園	
黄檗		⑬萬福寺	

宇治市の景観認知

都市景観認知図



都市景観認知図

## 第 2 部

# 文化的景觀保存管理計畫

# 第1章 文化的景観保存大綱

## 第1節 宇治の文化的景観を保護する意義

宇治川の流れを骨格として、その兩岸に古来より人々が住み、心の救を求めて平安貴族が社寺を造営し、特色ある宇治茶に関する生業と文化を育ててきた宇治。この宇治の景観は、その風光明媚さ、伝統ある文化遺産の荘厳、そして特色ある生業宇治茶の香りが、明治以降の近代化の中でも損なわれることなく継承されてきた。

平成6年、世界文化遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」として、平等院と宇治上神社が登録された。そしてこの直後、平等院の背後に高層マンションの建設が始まった。平等院背後となる西側には古くからの宇治の町並が広がり、近傍の中心的商店街として賑わいも見せてきた。それでも今まで大きな景観問題が発生してこなかったのは、古くからの町屋が維持され、落ち着いた町並を保ってきたことによる。しかし、近年の社会変化の中で、町屋は新建材の家屋に建替えられはじめ、茶商屋敷や敷地に余裕のあった家屋が取り壊され、高層マンションが建てられ始めたのである。この高層マンション問題は宇治市にとって大きな衝撃であり、景観保護への取り組みを本格的に始めるきっかけとなった。その後本市では平成14年3月に「宇治市都市景観条例」を制定し、翌年に「宇治市都市景観形成基本計画」を策定、そして平成20年4月に「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」（以下「宇治市まちづくり・景観条例」という）を施行した。



鳳凰堂背後の高層マンション

景観の急速な変化、殊に地域の伝統や風土に由来しないような変化は、単に見た目の変化以上にその風景を形作っている無形の要素に対して大きなダメージを与え、その再生を困難にすることがある。伝えられてきた風景は単なる画像的表象ではなく、過去から積み上げられた無数の行為の造形結果であり、この瞬間にその風景が存在するのも、継承される無数の行為の存在が前提であることを踏まえなければならない。平成 16 年の文化財保護法の改正によって、新たに文化財のカテゴリーに加えられた文化的景観の制度は、ここに視点をおいたものであると考える。

ふるさとの個性的で美しい景観を守り、未来へ伝えることを定め行動をはじめた宇治市は、地域の豊かな文化的景観の有り様を再確認し、その継承を図り、地域社会が持続的に発展を続けてゆくよう、重要文化的景観の選定申出を行うこととした。

## 第 2 節 計画の目的

宇治市は、宇治地区、白川地区、黄檗地区の 3 地区を「宇治の文化的景観」として設定した。宇治地区は、山紫水明の宇治川を挟み平等院、宇治上神社などの世界遺産が存在し、古くからの町並を継承する中核的な地区である。この南の谷あいにある白川地区は、平安時代の寺院跡を伝え、茶園が広く展開している。また、宇治地区の北にある黄檗地区は、江戸初期に伝来した黄檗宗大本山の萬福寺を中心とする場所で、煎茶文化の発信地である。この「宇治の文化的景観」を保存・活用し、継承することを目的とし、本計画を定めることとした。

宇治市は景観法施行前から景観保全に取り組んできた。景観法が施行され、文化的景観保護制度が創出された中で、ますます景観保全の取り組みを促進し、個性的で豊かな本市の文化的景観を活かし、住民主体のまちづくりを促進し、地域社会が継承してきた個性を伸ばしつつ持続的に発展するよう目指すこととした。

## 第 3 節 計画策定に至る経過

宇治市は平成 17 年 3 月に景観法に基づく景観行政団体となり、翌年から景観計画の検討にはいった。この検討の中で、市域全域を景観計画区域とし、世界遺産地区である宇治川の兩岸の景観を本市のシンボル景観として、規制を強化した景観計画重点区域に位置づける方針が確認されていった。この経過を踏まえ、平成 18 年度末に次年度から文化的景観の選定の推進に向かうことを決め、平成 19 年度から文化庁補助金の交付を受けて取り組んできた。

選定推進事業は、文化的景観の保存調査、調査成果検討及び保存管理計画策定のための専門委員会の設置、文化的景観の普及啓発を主たる事業として進めた。文化的景観の保存調査は、本件担当課である教育委員会宇治市歴史資料館が宇治地区を中心に文献調査、茶園や家屋の現況調査、茶加工の実態調査をおこなった。専門委員会での討議は、平成 19 年度と平成 20 年度の選定申出までに 4 回実施し、文化的景観の主要な要素の検討と保存計画についての検討を行った。委員構

成と開催概要については下表に示した。啓発普及については、平成 19 年度において 3 回の文化的景観連続フォーラムを開催し 300 名を超える参加があった。平成 20 年度では宇治地区で地元説明会を 9 回開催し地元との合意形成を図った。

(宇治市文化的景観検討委員会の体制)

・宇治市文化的景観検討委員会発足当時の体制

委員長 篠原 修 (政策研究大学院大学教授)

副委員長 上原真人 (京都大学教授、宇治市文化財保護委員会委員長)

委員 仲 隆裕 (京都造形芸術大学教授)

委員 吉原嘉奈子 (美術博士、宇治市まちづくり審議会委員)

委員 石井章一 (宇治市都市整備部長)

オブザーバー： 文化庁記念物課、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所、  
京都府教育委員会文化財保護課、京都府山城北土木事務所

事務局： 宇治市教育委員会 宇治市歴史資料館

協力課： 宇治市都市計画課、農林茶業課、商工観光課



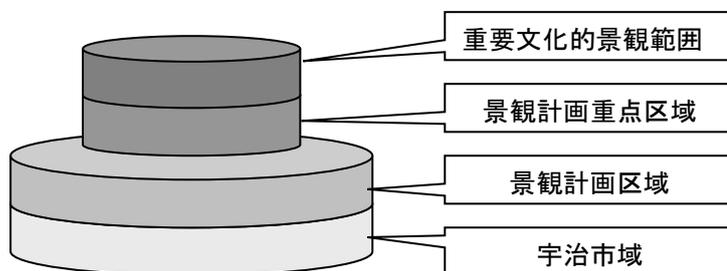
宇治市文化的景観検討委員会の開催風景

#### 第 4 節 計画の構成

本計画では、「宇治の文化的景観」の保存管理、整備活用、運営体制を示した。「宇治の文化的景観」は宇治地区、白川地区、黄檗地区とそれぞれの特色が複合した形で形成されている。そのため、各章においては、各地区に関する各論をまとめた。

本計画は、当初平成 20 年 7 月に宇治地区を申出するために策定したものである。今後、計画に沿って白川地区、宇治地区の拡大、黄檗地区と順次追加申出を行う。既に、宇治市景観計画では、

平成 21 年 12 月に白川地区を平成 24 年 12 月には黄檗地区をそれぞれ「景観計画重点区域」として拡大を行っている。



景観計画と重要文化的景観の関係構造モデル

## 第 5 節 選定後の経過

文化的景観に向けて動き出した当初、担当課である文化財保護係は歴史資料館に所属していたが、平成 21 年 2 月、宇治の文化的景観選定の後、宇治川太閤堤跡の発見及び史跡指定に伴って、都市整備部都市計画課の一部と合わせて、都市整備部歴史まちづくり推進課ができた。従って、文化的景観検討委員会の体制も変わるようになった。

### 宇治市文化的景観検討委員会 委員

委員名	役職等	その他	就任
篠原修	東京大学名誉教授		平成 19 年 9 月～
上原真人	京都大学名誉教授（考古学）	宇治市文化財保護委員会委員長	平成 19 年 9 月～
吉原嘉奈子	造形作家 美術博士 （産業工芸・意匠領域）	宇治市まちづくり審議会委員	平成 19 年 9 月～
仲隆裕	京都造形芸術大学教授 （ランドスケープデザイン）	宇治市歴史的風致維持向上協議会委員 宇治川太閤堤跡保存整備検討委員会委員 宇治市名勝総合調査指導委員	平成 19 年 9 月～
上杉和央	京都府立大学文学部准教授 （歴史地理学・文化的景観学）		平成 21 年 8 月～
清水重敦	京都工芸繊維大学教授 （デザイン・建築学系）	宇治市歴史的風致維持向上協議会委員	平成 25 年 3 月～
阿部大輔	龍谷大学政策学部教授 （都市計画・都市デザイン）		平成 25 年 3 月～

平成 19 年から文化的景観検討委員会を開催し、「宇治の文化的景観」についての保存や整備に関することや選定申し出に関することなどのご意見やご指導を頂いている。また、会議の内容により通常の委員会と個人情報が含まれているものを非公開の委員会とし、開催している。公開・非公開全てを合わせると、現在まで 27 回の委員会を開催している。

宇治市文化的検討委員会開催一覧表

回	開催日	議事概要	視察先
1	平成19年9月12日	検討委員会の進め方・全体説明	
2	平成20年1月31日	宇治地区の街区と家屋	宇治地区
3	平成20年5月29日	宇治茶	府立茶業研究所
4	平成20年7月23日	宇治川・選定申出	
5	平成20年12月19日	文化審議会答申	
6	平成21年3月18日	2次申出の対象地区 宇治地区の整備計画検討 サイン計画 文化財総合把握事業 お茶と歴史・文化香るまちづくり構想 景観重要構成要素街路	
7	平成21年8月10日	規則改正・事務局の組織体制の変更 宇治地区家屋調査の実地 景観計画重点区域の白川地区への拡大 宇治川改修計画 お茶と歴史・文化香るまちづくり構想	塔の島地区
8	平成21年11月27日	宇治川改修工事 文化的景観の整備活用計画づくり	
9	平成22年3月15日	宇治市景観計画重点区域拡大 白川地区文化的景観保存調査の進捗状況 宇治川太閤堤跡の拠点整備 宇治市文化的景観サイン基本計画の概要報告 重要文化的景観保存事業	
10	平成22年7月13日	塔ノ島改修工事について報告 宇治地区の整備計画策定 白川地区の追加選定申出、重要文化的景観保存事業 史跡宇治川太閤堤跡の保存管理計画 歴史的風致維持向上計画	
11	平成22年11月12日	宇治市歴史的風致維持向上計画の取り組み状況 白川地区の追加選定申出に向けた考え方 宇治地区における整備計画の検討 宇治橋通り電線地中化に伴う改修工事	
12	平成23年3月23日	宇治市都市計画道路の見直し 白川地区の調査結果 白川地区の景観重要構成要素の特定に向けた考え方 重要文化的景観保存事業・修景事業の考え方	
13	平成23年7月14日	白川地区の追加選定申出 重要文化的景観保存事業 宇治橋通り整備計画策定 歴史的風致維持向上計画の策定状況 文化的景観地区連絡協議会宇治大会の開催	
14	平成23年11月8日	宇治橋通り電線地中化工事計画についての情報提供 歴史的風致維持向上計画の策定状況 整備計画の策定に係る中間状況 重要文化的景観保存事業	
15	平成24年3月8日	天ヶ瀬ダム再開発事業（琵琶湖河川事務所） 宇治の文化的景観整備計画策定 重要文化的景観保存事業 宇治市歴史的風致維持向上計画	
16	平成24年8月23日	塔の島地区河川改修、白虹橋架替の景観に対する配慮 8.13 集中豪雨の被災状況 重要文化的景観保存事業、「宇治の文化的景観」整備計画	

17	平成 25 年 3 月 14 日	重要文化的景観保存事業 京都府南部豪雨災害の復旧状況 「宇治の文化的景観」整備計画策定にかかる調査 新白虹橋、塔の島改修工事、JR 宇治川橋梁の架け替え	重要構成要素 塔の島地区
18	平成 25 年 8 月 20 日	重要文化的景観保存事業、「宇治の文化的景観」整備計画策定 塔の島改修工事、JR 複線化に伴う宇治川橋梁架け替え 天ヶ瀬ダム再開発事業白虹橋架替の工事計画 平等院及び宇治上神社修理事業	
19	平成 26 年 3 月 26 日	宇治市文化的景観検討委員会設置規程の改正 重要文化的景観保存事業 JR 奈良線の高速化・複線化第 2 期事業 (仮称) 宇治川太閤堤跡歴史公園の概要 今年度の塔の島護岸改修工事 宇治の文化的景観整備計画の進捗状況	
20	平成 26 年 9 月 16 日	重要文化的景観保存事業	重要構成要素 宇治川橋梁 塔の島地区
21	平成 27 年 3 月 10 日	重要文化的景観保存事業 JR 奈良線複線化事業に伴う宇治川橋梁構造 権限移譲に伴う宇治市風致地区条例の制定	
22	平成 27 年 8 月 20 日	JR 奈良線複線化事業に伴う宇治川橋梁構造の検討状況 重要文化的景観保存事業 宇治橋通りの建物の遷移	白虹橋 塔の島地区
23	平成 28 年 1 月 14 日	二子山の景観問題 宇治の文化的景観整備活用計画	重要構成要素
24	平成 28 年 10 月 18 日	文化的景観整備事業の制度変更への対応 名勝指定への取り組み 奈良線宇治川橋梁構造計画の状況 文化的景観整備計画	新白虹橋 重要構成要素
25	平成 29 年 3 月 17 日	視察結果のご意見等 補助制度改正の経過	重要構成要素
26	平成 29 年 9 月 11 日	重要文化的景観保存事業 重要構成要素の追加 補助制度改正	重要構成要素
27	平成 31 年 3 月 27 日	文化的景観保存事業 重要構成要素の追加 選定地区とその周辺地域での取り組み 「宇治市天ヶ瀬ダムかわまちづくり」 名勝宇治山の指定	

平成 24 年度から重要文化的景観の保存事業を実施している。文化庁の「文化的景観保護推進事業国庫補助要項」において「地方自治体が行う事業」とされていたため、平成 24 年 4 月 1 日付で「宇治市重要文化的景観の保存に係る分担金の徴収に関する条例」を施行し、所有者からの分担金と国庫補助金を充てて直営工事として実施してきたが、平成 27 年 4 月 1 日付で文化庁の「文化的景観保護推進事業国庫補助要項」の一部改正が行われ、補助対象に「所有者等が行う事業に対し地方自治体が経費を補助する事業」（間接補助）が加わったため、「宇治市文化財保護事業補助金交付要綱」の改正を行った。

当初、宇治市が事業主で、所有者から 50%納付、残り 50%を文化庁の補助金を受けて実施していたが、平成 29 年度の補助制度改正後は事業実施後に 50%（文化庁 25%、宇治市 25%）の補助事業である。平成 24 年度から現在までに 24 件実施している。

修理修景事業

年度	重要構成要素届出建物	対象箇所	概要
平成 24 年度	中村藤吉本店	蔵・茶室	外壁塗り替え、樋交換、聚楽修理
	上林家住宅	茶室	こけら葺き替え
	白川茶畑	茶園	災害に伴う茶畑の復旧工事
	中村藤吉本店	旧焙炉場	歯医者を店舗へ改修、耐震診断
平成 25 年度	中村藤吉本店	旧焙炉場	歯医者を売場へ改修(拝見窓・腰屋根復元) 工事監理
平成 26 年度	上林家住宅	長屋門	外壁塗り替え、格子下部銅板取付、木部保護
	中村藤吉本店	表家	外壁漆喰塗り替え、樋交換、犬矢来修理
	旧菊屋万碧楼建物 中村藤吉平等院店	玄関上屋根	瓦葺き替え一部野地板修理
平成 27 年度	中村藤吉本店	表家	外壁漆喰塗り替え、樋交換、犬矢来修理
	京都府茶業会議所	匠の館本館	耐震診断、耐震設計、修理設計
	旧丸五百貨店建物	屋上防水	屋上防水、塔屋防水
平成 28 年度	京都府茶業会議所	匠の館本館	耐震補強、外観修理、工事監理
平成 29 年度	福文製茶場	製茶場屋根	屋根葺替、越屋根壁面修理
	芳春園岩井勘造商店	茶工場	茶工場の修理・活用に向けた調査
	旧丸五百貨店建物	外壁	外壁補修(南面・東面)
平成 30 年度	芳春園岩井勘造商店	倉庫	倉庫外壁漆喰剥落箇所の塗り直し
	通円茶屋	屋根	屋根瓦、棟、軒下面戸、下屋台場、樋修理
	中村藤吉本店	主屋・旧茶工場 屋根	主屋及び旧茶工場の屋根葺替
	山本家住宅・製茶場	主屋 屋根	屋根及び樋修理
	福文製茶場	製茶場 外壁	製茶場外壁漆喰剥落箇所の塗り直し
	芳春園岩井勘造商店	茶工場・倉庫	改修提案と耐震診断・改修設計

啓発普及については、平成 19 年度に文化的景観連続フォーラムを開催し、毎年、文化的景観フォーラムを実施している。

宇治の文化的景観の主要なテーマに基づいて、宇治茶やまつり、近代化などを取り上げ宇治のまち自体が文化財であることを広く認識していただく機会を設けている。

重要構成要素の修理事業を実施した建物で、建物の見学は勿論のこと、茶農家さんの声を直接聞き、宇治茶を自ら点で五感で感じるフォーラムも開催した。文化的景観の価値を広く知っていただくためフォーラムは重要である。

文化的景観フォーラム

年月日	テーマ	会場	講師
平成 19 年 12 月 9 日 (日)	宇治を外から見る 絵図から見る	宇治市 生涯学習 センター	西野由紀(龍谷大学講師) 樋口秀一(全国やきとり協議会)
平成 20 年 1 月 27 日 (日)	煎茶文化から見た 宇治の歴史風土	宇治市文化 センター 小ホール	中谷美風(美風流家元) 三浦久美子(入間市博物館) 中嶋和彦((株)伊藤園)
平成 20 年 3 月 8 日 (土)	歴史風土と文化的景観の未来	宇治市文化 センター 小ホール	金田章裕(京都大学教授) 仲隆裕(京都造形芸術大学教授) 八重樫忠郎(平泉町教育委員会) 奈良俊哉(近江八幡市)
平成 20 年	文化的景観を活かした まちづくりに向けて	宇治市文化 センター 小ホール	篠原 修(政策研究大学院教授) 後藤和子(埼玉大学経済学部教授) 鳥垣氏(ちりめん街道を守り育てる会) 安田氏(南丹土木事務所) 中西氏(宇治橋通商店街)
平成 21 年	素顔の宇治を未来に活かす 「宇治の文化的景観・太閤堤の これからを考える」	宇治市 生涯学習 センター	清水重敦(奈良文化財研究所景観研究室長) 坂井秀弥(奈良大学教授) 森 正美(京都文教大学准教授) 篠原明理(東京大学大学院) 高橋佳久(東京大学大学院)
平成 22 年	素顔の宇治を未来に活かす 「まつりが似合うまちなみ」	宇治市 生涯学習 センター	越澤明(北海道大学大学院教授) 上杉和央(京都府立大学准教授) 森 正美(京都文教大学准教授) 山路興造(薪能史研究会代表委員・民俗薪能 学会代表理事) 田原康男(大幣座幣差)
平成 23 年	素顔の宇治を未来に活かす 「太閤堤と茶どころ宇治」	宇治市文化 センター 小ホール	山崎正史(立命館大学教授) 上杉和央(京都府立大学准教授) 森 正美(京都文教大学准教授) 森島康雄(京都府立山城郷土資料館)
平成 24 年	素顔の宇治を未来に活かす 「歴史景観を未来へ伝える」	宇治市 生涯学習 センター	島原弘征(平泉文化遺産センター) 島田豊(京都府文化財保護課)
平成 25 年	素顔の宇治を未来に活かす 「レンガの時代 ～近代化の 風景～」	宇治市 生涯学習 センター	藤原学(重要文化財旧西尾家住宅館長)
平成 26 年	文化的景観フォーラム 「宇治茶の風景～お茶をつく る～」	京都府 茶業会議所	山本晃一郎(宇治市茶生産組合) 福井景一(宇治市茶生産組合)
平成 27 年	文化的景観フォーラム 「宇治茶の風景～お茶をつく る～」	京都府 茶業会議所	山本晃一郎(宇治市茶生産組合) 福井景一(宇治市茶生産組合)
平成 28 年	文化的景観フォーラム 「宇治茶の風景～お茶をつく る～」	京都府 茶業会議所	山本晃一郎(宇治市茶生産組合) 福井景一(宇治市茶生産組合)
平成 29 年	文化的景観フォーラム 「宇治茶と宇治の文化的景観 ～文化遺産としての宇治茶～」	宇治市 源氏物語 ミュージアム	上杉和央(京都府立大学准教授)

### 選定申出予定

申出順	申出予定	地区名	面積	重点区域設定
1次	平成20年7月	宇治地区	228.5ha	設定済
2次	令和4年7月	白川地区	291.5ha	設定済
3次	令和6年7月	黄檗地区	26.7ha	設定済
合計			546.7ha	

## 第2章 基本方針

### 第1節 総括的基本方針

日頃見慣れた宇治の風景が、どのような要素の累積で構成されているかについては、「文化的景観保存調査報告」で述べたところである。すなわち、山紫水明の河川景観に目を奪われがちな宇治の景観は、じつのところ宇治川の骨格的自然景観からのみもたらされるものではなく、この両岸に展開する社寺の荘厳な雰囲気やこの地にまつわる歴史説話・古典文学の記憶に誘発されつつ、それを取り巻く平安時代以来の街区・街路を継承する特徴的な都市景観、さらにそれを大きく包み込む伝統的宇治茶の生業に関する景観が、重層的に融合し個性的な文化的景観をかたちづくり、私たちが生活する今の宇治を構築する空間環境として存在している。

このような宇治の文化的景観を、この地が時をかけて紡いできた歴史的文化的コンテクストの中で継承してゆくよう努めることは、その目的が単に視覚的な形態の継承にあるのではなく、地域社会が永年かけて蓄積した多様な力を、途絶えさせることなく、力強く将来へ受け渡してゆくために必要な本質的行為であろう。

このため、ここに提示する文化的景観保存管理計画は、行政が地域の維持と発展に関して行う様々な行政計画や事業に対して、また市民をはじめ総ての行為者が計画するまちづくり事業に関しても、宇治が宇治であり続けるために、より魅力的な宇治へと進んでゆくように、基本的な方向性を示すガイドラインとして位置づけられるべきものであると考える。

### 第2節 保存管理に関する基本方針

文化的景観の保存管理に関する基本方針を、宇治地区を中心に、自然、歴史、社会の三つの観点から示す。

## 第1項 自然的観点

宇治の骨格的景観である宇治川とその兩岸の自然景観については、平安時代以来、宇治の自然美を強く印象付けるものとして国民的に広く認知されてきた。この宇治川の自然美とは、溪谷を流れ下る猛々しさを残し、低くも峻険な山丘が平野と出会う、その境界的地形変化に富んだところにある。

したがってその保存管理にあたっては、川岸の護岸形態や川中の施設の形態が、このような宇治川の特徴に沿って維持整備されるよう努めるものとする。川岸の植生については、近代以降、宇治川周囲の公園化に伴いソメイヨシノが植えられ、クヌギやシイなどの常緑広葉樹が繁茂し大きく変化した。近世まで卓越した植生であった在来的なマツやヤナギあるいは川辺に広く自生していたヤマブキ等、風土に即した植生の再生にも努めるものとする。また近世以来、宇治川の夏の風物詩として有名であったホタルや鮎、希少種となった巻貝のナカセコカワニナなどの生息を復元できるよう河川環境の保全に務めるものとする。

## 第2項 歴史的観点

宇治の歴史的特性は、宇治川兩岸に形成される市街地が、平安時代に藤原氏が造営した別業都市に由来することである。この別業都市は、宇治川を基軸に西にゾーニングされた平等院と碁盤目街区に整然と建てられた別業群、東に山を背負う静寂な離宮社（宇治上神社・宇治神社）を配置したものであり、浄土教の教義理解に基づくものであった。中世の貴族退転後に宇治橋通りが敷設され、短冊形地割の街村が碁盤目街区に重複し、町家を中心とした大きな三角形街区に再編され、現在へと受け継がれている。

したがってその保存管理にあたっては、まずこのような平安以来の都市形成過程が見事に重複し継承される宇治地区の街路の維持に努めることが肝要であり、平成24年に域内の都市計画道路の見直しを行った。平安期に宇治川の東西にゾーニングされた空間の性格は、現在も多数の社寺が存在し静寂な空間である東岸、市街地が栄える西岸として継承されており、この川を挟んだコントラストは宇治の魅力の一つである。このため総合的な都市整備においては、このような空間の個性を継承できるよう努めるものとする。また、このような都市形成過程を証する地下に埋蔵される宇治市街遺跡については、掘削等による毀損から遺跡を保全できるよう工事計画等の指導に努めると共に、宇治地区の歴史過程と個性的な文化性を具体的に広く情報発信することで、その保全と継承を推進する。

## 第3項 社会的観点

宇治の特産品である宇治茶の特徴として、茶園栽培の第1次産業、製茶の第2次産業、販売流通の第3次産業部門が、近代産業のように明確に区別分業化されていない特徴があり、この伝統的な様態が、宇治茶の生業にかかる文化的景観の基盤にある。すなわち、茶園も数十年まではかなりの面積が都市域と重複して存在しており、生産農家も都市域に生活し製茶加工を付設の製茶場で行っていたし、茶問屋も大規模な製茶場で製品化し販売流通を行っていた。このような伝統的な宇治茶の一連の製茶システムは社会変化の中で急速に変化しつつある。また観光化の中で小売店舗の列なる宇治茶の景観

も広く国民に認知されている。

したがってその保存管理にあたっては、近世以来の伝統的なシステムが提示するものと、戦後の観光化の中で特に小売に特化して形成されたものの二つに対して、それぞれの特性に応じた支援に努めることが肝要である。変化が激しい前者に関して言えば、宇治地区の茶園栽培が今後とも継続できるよう、関係法令と連携して支援するよう努める必要がある。宇治茶独特の覆下栽培については、葎や藁を用いた伝統的な「本簀」の技術が継承できるよう、生産者関係の団体育成等に努める必要がある。製茶加工については、伝統的な碾茶用の耐火煉瓦製乾燥炉（ホイロ）を持つ、家内工業的製茶工場は宇治地区では2軒のみとなっているため、その継承について支援する必要がある。

また、宇治地区に中世以来継承される大幣神事などの祭礼や、辻や路傍の石仏前で行われる地藏盆などの民俗行事は、安定した地域社会を維持してゆくための重要な装置として伝えられてきた。しかし現在は、社会変化の中でその担い手の減少が目立っている。これら祭礼や民俗行事等に関しても、細やかな目を向けて継承できるよう努めるものとする。

### 第3節 整備活用に関する基本方針

前述の保存管理に関する基本方針を踏まえ、整備活用に関する基本方針をまとめる。

#### 第1項 総合的な整備の必要性

まず、第一に、現在の宇治の文化的景観の整備活用に関しては、宇治の空間に配置される様々な文化的景観構成要素が、互いに関係しあい、融合し、現在の景観を形作っている事実を具体的に確認でき、体感できるよう工夫された整備を行う必要がある。例えば、観光客に対する散策コース設定については、現在、概ね宇治川岸の世界遺産を中心とした狭い範囲に集中し、宇治の一面を短時間で回ることが一般的となっている。しかし、宇治の文化的景観の有様は、宇治の広い範囲に展開し、そこに多様な宇治の生活・文化の個性的で魅力的な風景を垣間見せている。観光・散策コースの経路設定については、宇治の文化的景観の構成要素が表現する特性を踏まえ、様々な観点から多様なコースの選択ができるよう工夫する必要がある。総合的なサインやきめ細やかな案内板の設置によって、来訪者が十分に理解できるよう努める必要がある。街路の修景整備や植栽についても、その場所性を理解し、かつ景観的連続性と空間トータルを意識した調和のある整備をする必要がある。なお、文化的景観の景観重要構成要素については、表示板等の設置を行い広く周知を図ってゆく必要がある。

#### 第2項 家屋等の整備活用

宇治地区の都市景観の基盤をなす伝統的木造建築については、その代表的なものを歴史過程と生業を踏まえた上で、当初10件の届出建物を選定し、今回、4件の建物を追加した。これらの多くは、現

在も茶業や旅館等の店舗として現役が大半であり直ちに支援手立てが必要なものは少ないが、一部には修景を行うことによって、かつてのデザイン的特色を再現できる案件が認められるため、修景整備に取り組むことが必要である。このような家屋を利用して、地域が継承してきた様々な事柄を、地域の世代間や来訪者に対して展示し、交流できるような場所の設定を検討し、情報発信の拠点とするなど積極的利用に努めることとしたい。また、特に宇治橋通りについては、多様な職種と時代の建築物が存在し、特徴的な景観を構成している。これらの総体的な方向性については、この多様性を保障し賑わいのある通り景観の継承と発展に努めることとしたい。

### 第3項 茶業関係の整備活用

観光客や生産者を含め、宇治茶に対する関心は、商品としての宇治茶であるの言うまでもないが、生産地としての側面に光を当てることにより、茶園から加工まで宇治茶ならではの、製茶に関する伝統的技術特性が顕在化でき、宇治茶により高い付加価値がつけられるものとする。このため、一定程度観光客等にかかれた茶園の設置をはじめ、製茶加工の実際を見学できたり体験できたりする場所の整備を目指す必要がある。

### 第4項 無形的要素の整備活用

宇治地区に残る祭礼や民俗行事については、関係法令等を含め支援策を検討し、広く情報を発信しつつ、地区や世代間を越え、さらに観光客もそこに参加し体験が可能なような機会を整備し、宇治の歳時記を伝えつつ街の賑わいを保全したい。

## 第4節 運営体制に関する基本方針

宇治の文化的景観の継承に関する運営体制は、大きく二つに分けて取り組むことになる。

一つは、宇治市行政における体制である。選定当初、文化財を所管する教育委員会と景観法を所管する宇治市都市整備部が、相互に協力しながら推進していた。しかし、平成21年に文化財を所管する文化財保護係が、都市整備部歴史まちづくり推進課に移管し、その後平成26年には景観法を所管する景観係が歴史まちづくり推進課に移管した。つまり文化的景観制度の骨格となる、文化財保護法と景観法を所管する係が同じ課となった。このことでそれぞれの連絡が密になり、運営体制はよりスムーズになった。文化的景観の保全と継承は、いわば行政が行う都市計画や事業の全体と深く関わりあうため、観光、商業、農林業、道路行政、環境等、多くの関係部局とより緊密な協力体制が構築できる庁内体制整備を進め、関係機関との連絡調整能力を強化したい。

また、文化的景観継承の主人公は、この土地で生き生活する市民であることに間違いはないため、文化的景観地区に住む市民や景観重要構成要素の所有者はもちろん、すべての市民が積極的にその継

承に参加できる仕組み作りが必要である。例えば、平成 20 年 4 月に施行した宇治市まちづくり・景観条例には、市民が中心となって組織した「地区まちづくり協議会」を市長が認定し、地域に即したまちづくり計画を行政と一緒に考えてゆく制度が盛り込まれている。この地区まちづくり協議会制度を活用し、住民主体のまちづくりと文化的景観の継承を図ることが考えられる。

## 第3章 保存管理

### 第1節 土地利用方針

宇治の文化的景観は、景観単位別に宇治地区、白川地区、黄檗地区の3地区に分けられる。そのため、地区ごとに保存管理の方針を示し、本市が所有者等の協力を得て、これに努めることとする。今回は、宇治地区と白川地区の茶園に関する部分のみ整理する。

#### 第1項 宇治地区

世界遺産の周辺地であると共に、藤原氏によって造られた都市の頃から重層的に発展してきた都市の変遷過程が見られる。また、宇治川を中心とした自然環境は、先人が愛した山紫水明の地を現在に残しており、これらが宇治地区における文化的景観の重要な特色である。

##### ■ 自然的観点

- ・河川の水質保全に努める。
- ・自生の動植物の生態系を維持するよう、生息・生育・繁殖環境の維持に努める。
- ・宇治橋を視点場として見る上流の山々の眺望景観は、山紫水明の地として認識されていた宇治の景観を極めてよく表す要素であり、今後もその地形の維持に努める。
- ・文化的景観に配慮した景観形成を図ると共に、災害防備に努める。

##### ■ 歴史的観点

- ・川西地域については平安時代以来の街区が継承されており、街区を毀損しないよう維持、継承に努める。
- ・近世以前に成立したものが数多くある宇治地区の道路については、維持、継承に努める。
- ・宇治地区の重層的な歴史的変遷過程をよく示す建造物については、維持・修復をしつつ、継承に努める。
- ・既存の一般建造物の増改築や新築する場合は、文化的景観に配慮したものにすると共に、災害防備に努める。
- ・平成24年度に、域内の都市計画道路の見直しを行い、路線の維持・継承に努める。
- ・平安時代から現在までの歴史的変遷を証明する宇治市街遺跡については、掘削等による毀損から保全できるよう工事計画等の指導に努める。
- ・宇治市街遺跡の発掘調査により明らかになった情報については周知し、宇治地区の歴史的変遷を広く普及することで、その保全と継承に資するよう努める。
- ・茶師屋敷が建ち並んでいた街道沿いの近世の町並を継承し、また宇治の近代化を示す歴史的商店街について維持、継承に努める。

- ・丘陵地に点在する遺跡や石造物の保存に努める。

#### ■ 社会的観点

- ・現存する茶園は、近世初期に描かれた絵図や、明治時代に作製された仮製地形図で確認される茶園が現在まで伝わっているものである。宅地化が進み、わずかな規模でしか残っていない。そのため、滅失しないよう茶園を維持、継承していく。
- ・「本簀」による覆下栽培については、技術継承のための団体育成等の支援策を講じ、維持・継承に努める。
- ・近世の宇治地区では、茶師屋敷内に製茶場が見られ、近代でも茶商(茶問屋)屋敷内に見られた。現在では焙炉を持つ製茶工場は2軒のみとなっている。その維持・継承に努める。
- ・現在、宇治地区には茶の小売店が多い。これらについても、現在の宇治地区の有り様として維持・継承に努める。
- ・「大幣神事」等の祭礼や、「地藏盆」等の民俗行事等については、宇治地区の地域文化であるので、継承できるように努める。

#### 第2項 白川地区（茶園）

南北に細長い谷筋に広がる集落と段丘状の田畑がある里山景観である。惣門周辺の棚田状の地形は白川金色院の遺構であり、現在でもそのままの形状で、田・畑・茶園として利用されている。近世から見られる茶園が、今もなお良好に保たれており、江戸時代には「小桃源」と呼ばれた自然景観が継承されているのが、白川地区の文化的景観の特色である。

- ・白川地区独特の棚田状の区画は、白川金色院跡の土地形状を利用した伝統的なものであるため、維持・継承に努める。
- ・茶園は白川の文化的景観の骨格景観であるため、維持・継承に努める。

## 第2節 行為規制の方針

### 第1項 土地利用規制法等による行為規制

文化的景観の保存計画対象範囲には、景観法に基づく行為規制が全ての範囲に適用されるほか、自然公園法による琵琶湖国定公園の特別地域、宇治市風致地区条例に基づく風致地区や高度地区により高さ制限等の規制がかかっている箇所がある。その他、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、河川法等による行為規制が適用される土地が含まれる。

### 土地利用規制法等による行為規制の一覧

#### ① 宇治地区（拡大区域含む）

根拠法令	対象範囲	許可 届出	行為規制の内容	賞罰 規定
宇治市風致地区条例	普通風致地区 特別風致地区	許可	・建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 ・宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更 ・木竹の伐採 ・土石の類の採取 ・水面の埋立て又は干拓 ・建築物等の色彩の変更 ・屋外における土石、廃棄物、再生資源又は再生部品の堆積	罰金
自然公園法 京都府立自然公園条例	琵琶湖国定公園 第2種特別地域 第3種特別地域	許可 又は 届出	・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・木竹の伐採 ・鉱物掘採又は土石採取 ・広告物等を掲出、設置又は広告等を工作物等に表示 ・水面を埋め立て、又は干拓 ・土地を開墾しその他土地の形質変更 ・屋根、壁面、塀、橋等の色彩変更 等	懲役又は罰金
京都府都市公園条例	京都府立宇治公園	許可	・園内においての行為の制限に該当する行為、工作物等の占用	過料
屋外広告物法 宇治市屋外広告物条例	重点地区1～3及びB・G地区	許可	・屋外広告物等の掲出	懲役又は罰金
景観法	重点地区1～3及びB・G地区	届出	・建築物等の新築、改築等	罰金
生産緑地法 宇治生産緑地地区の区域の規模に関する条例	生産緑地	許可	・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の採取その他の土地の形質変更 ・水面の埋立てまたは干拓	懲役又は罰金
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊整備区域 近郊緑地保全区域	届出	・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採等 土地の形質変更 ・木竹の伐採	罰金
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	許可	・宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの	懲役又は罰金
文化財保護法	国宝・重要文化財 史跡・名勝	許可	・指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	懲役・禁固 罰金・過料
	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	・土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の掘削	過料
京都府文化財保護条例	京都府指定文化財 文化財環境保全地区、名勝	許可	・指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	罰金又は過料
都市計画法	特別用途地区 特定大規模小売店舗制限地区		・近隣商業地域、及び商業地域の各一部について特別用途地区の設定があり、特定大規模小売店舗の建築の制限有	

#### ② 黄檗地区

根拠法令	対象範囲	許可 届出	行為規制の内容	賞罰 規定
宇治市風致地区条例	普通風致地区	許可	・建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 ・宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更 ・木竹の伐採、土石の類の採取 ・水面の埋立て又は干拓 ・建築物等の色彩の変更	罰金

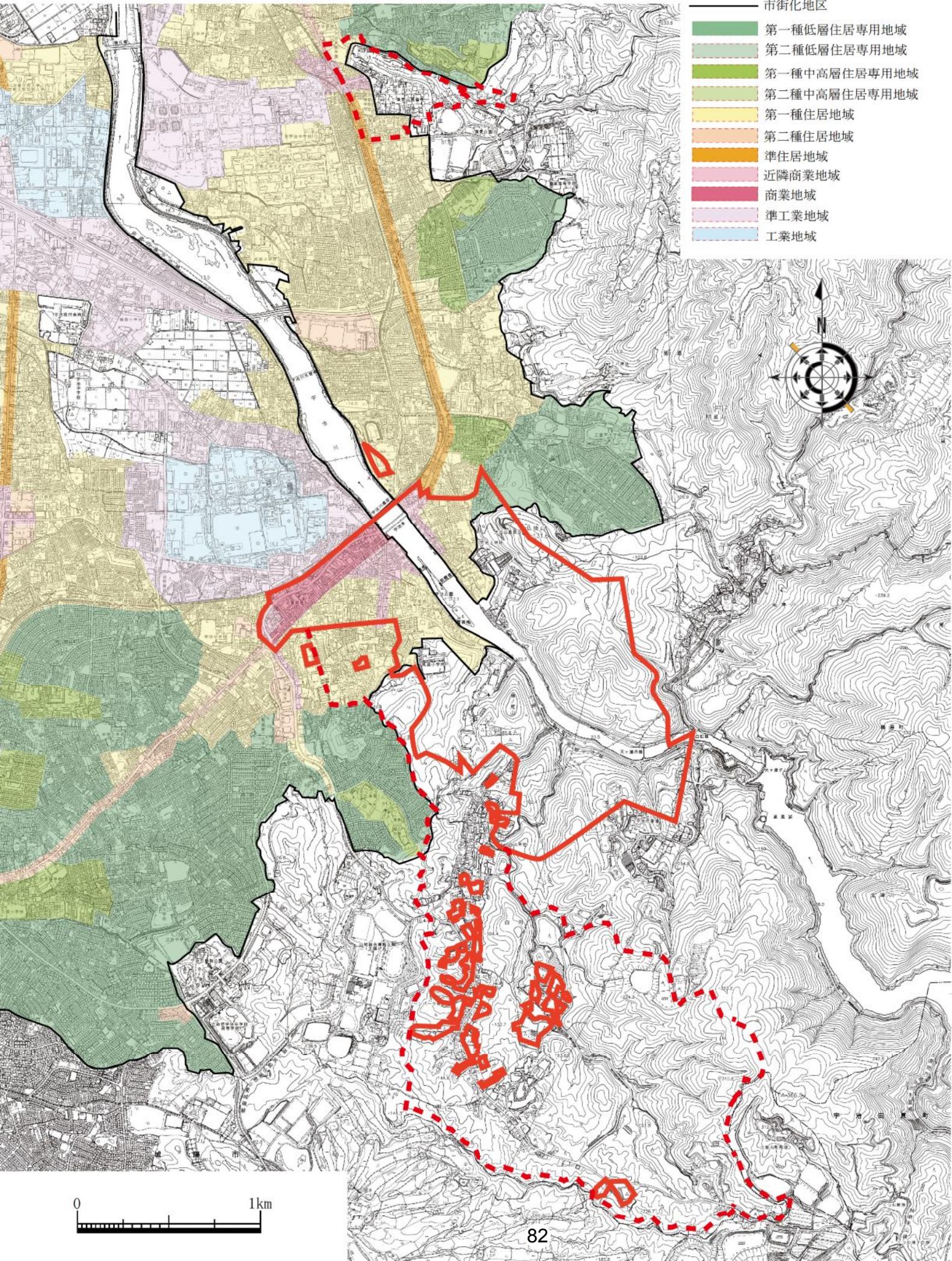
			・屋外における土石、廃棄物、再生資源又は再生部品の堆積	
屋外広告物法 宇治市屋外広告物条例	重点地区 6・7 G 地区	許可	・屋外広告物等の掲出	懲役又は罰金
景観法	重点地区 6・7 G 地区	届出	・建築物等の新築、改築等	罰金
生産緑地法 (宇治生産緑地地区の区域の規模に関する条例)	生産緑地	許可	・建築物その他の工作物の新築、改築または増築 ・宅地の造成、土地の採取その他の土地の形質変更 ・水面の埋立てまたは干拓	
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域 近郊整備区域	届出	・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採等 土地の形質変更 ・木竹の伐採	罰金
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	許可	・宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの	懲役又は罰金
森林法	民有林	許可	・1ha を超える開発行為	懲役又は罰金
		届出	・立木の伐採	
	保安林	許可	・立木の伐採、土地の形質変更等	懲役又は罰金
文化財保護法	国宝・重要文化財 史跡・名勝	許可	・指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	懲役・禁固 罰金・過料
	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	・土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の掘削	過料
京都府文化財保護条例	京都府指定文化財、名勝 京都府暫定登録文化財	許可	・指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	罰金又は過料
宇治市文化財指定条例	宇治市指定文化財	許可	・現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	
		届出	・修理・復旧	
都市計画法	特別用途地区 特定大規模小売店舗制限地区		・近隣商業地域の一部について特別用途地区の設定があり、特定大規模小売店舗の建築の制限有	

### ③ 白川地区

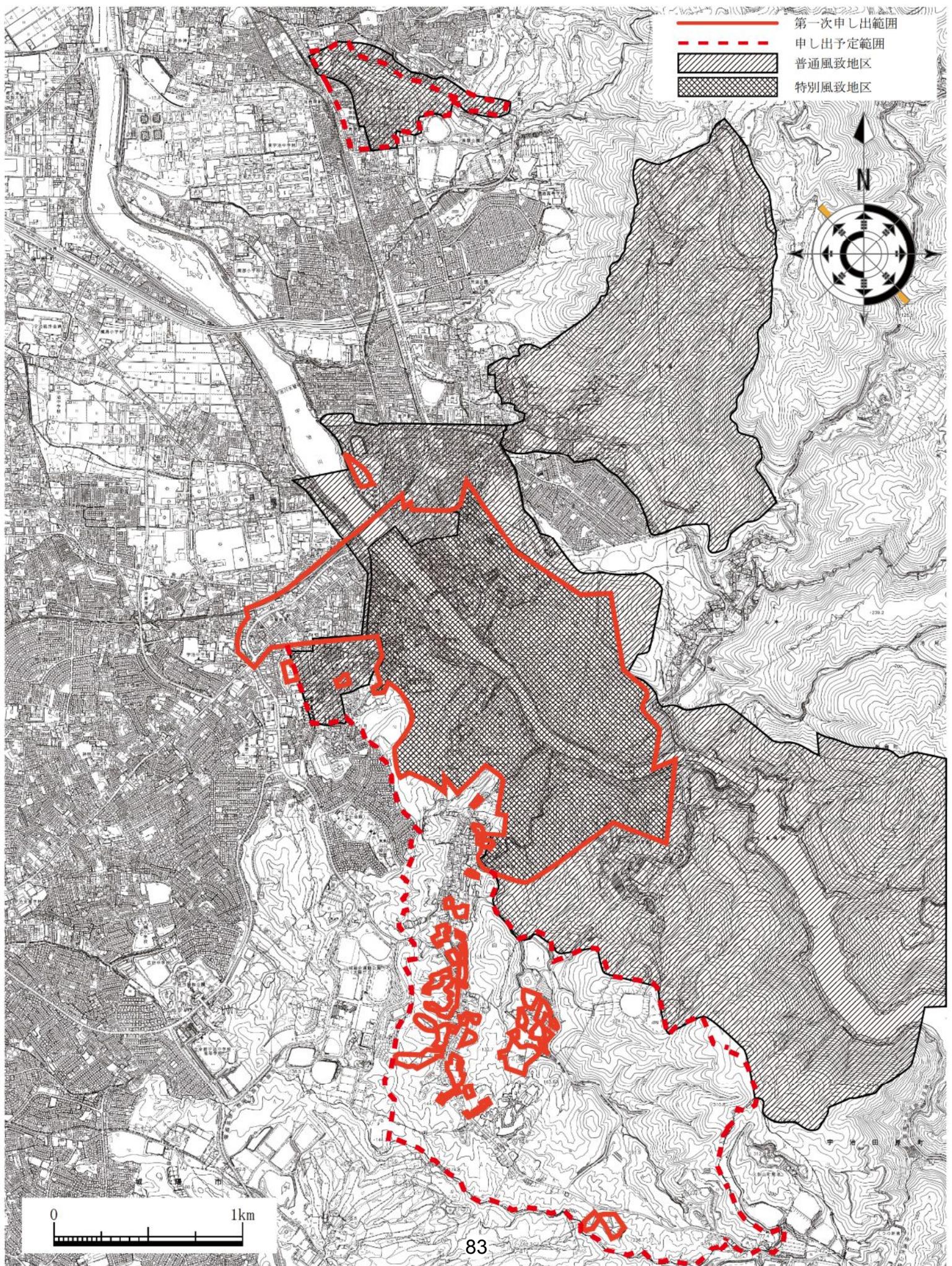
根拠法令	対象範囲	許可 届出	行為規制の内容	賞罰 規定
宇治市風致地区条例	普通風致地区 特別風致地区	許可	・建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 ・宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更 ・木竹の伐採 ・土石の類の採取 ・水面の埋立て又は干拓 ・建築物等の色彩の変更 ・屋外における土石、廃棄物、再生資源又は再生部品の堆積	罰金
自然公園法 京都府立自然公園条例	琵琶湖国定公園 第2種特別地域 第3種特別地域	許可 又は 届出	・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・木竹の伐採 ・鉱物掘採又は土石採取 ・広告物等を掲出、設置又は広告等を工作物等に表示 ・水面を埋め立て、又は干拓 ・土地を開墾しその他土地の形状変更 ・屋根、壁面、塀、橋等の色彩変更 等	懲役又は罰金
屋外広告物法 宇治市屋外広告物条例	重点地区 4・5	許可	・屋外広告物等の掲出	懲役又は罰金
景観法	重点地区 4・5	届出	・建築物等の新築、改築等	罰金
生産緑地法 宇治生産緑地地区の区域の規模に関する条例	生産緑地	許可	・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の採取その他の土地の形質変更 ・水面の埋立てまたは干拓	懲役又は罰金
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域	届出	・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採等 土地の形質変更 ・木竹の伐採	罰金
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	許可	・宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの	懲役又は罰金
文化財保護法	国宝・重要文化財 史跡・名勝	許可	・指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	懲役・禁固 罰金・過料
	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	・土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の掘削	過料
京都府文化財保護条例	京都府指定文化財、名勝 文化財環境保全地区	許可	・指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	罰金又は過料

# 土地利用規制（用途地域）

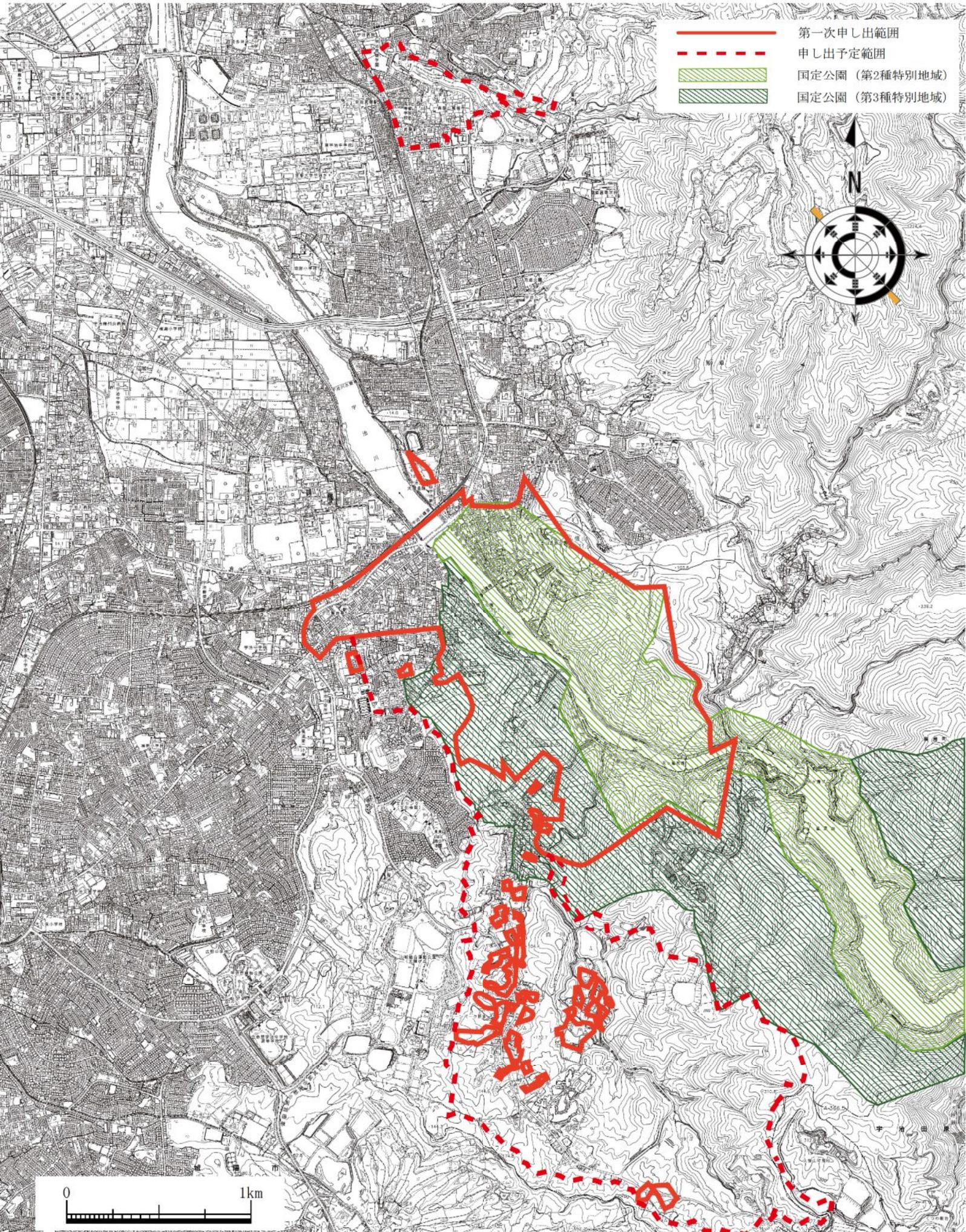
- 第一次申し出範囲
- - - 申し出予定範囲
- 市街化地区
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域



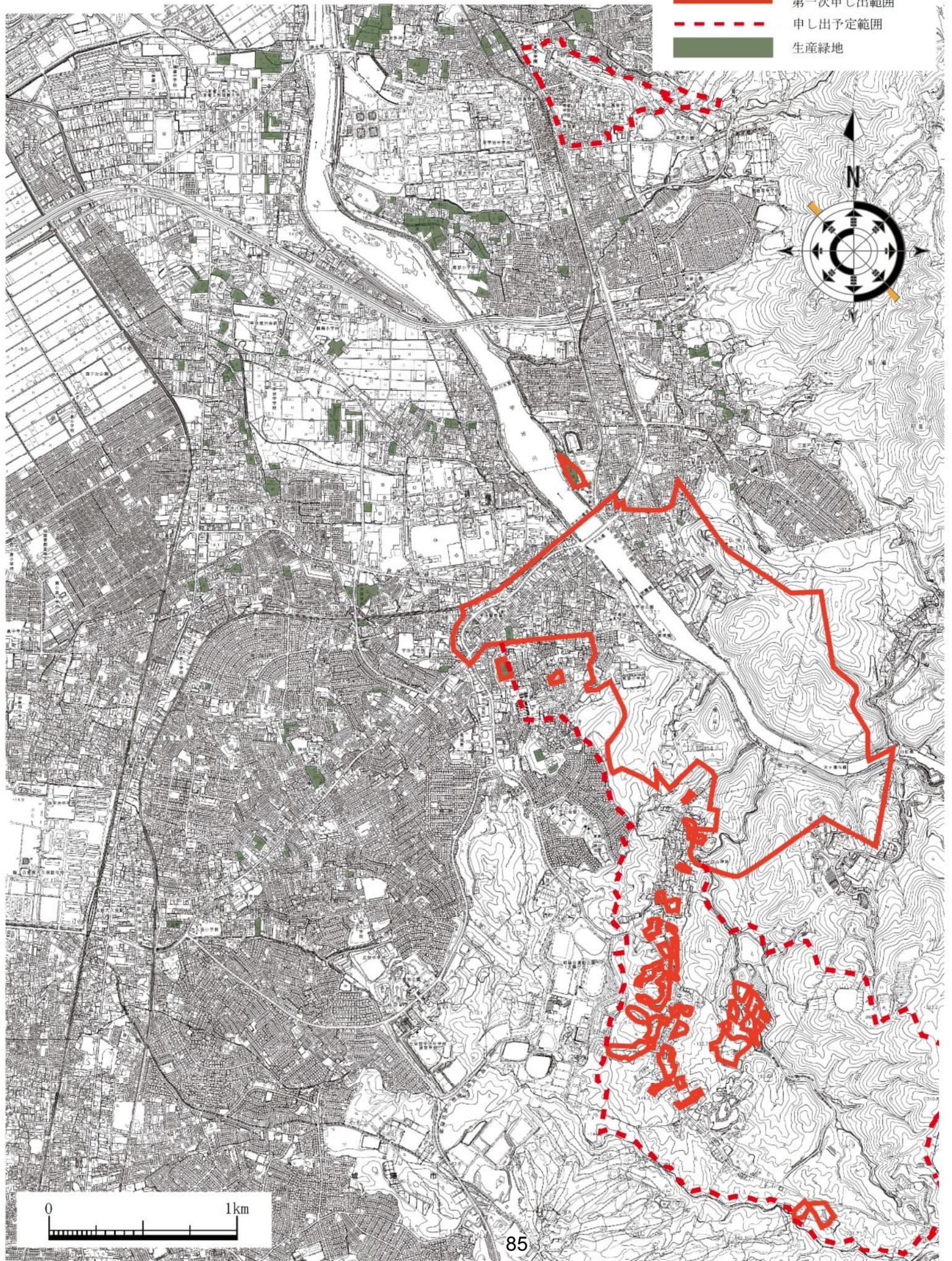
# 土地利用規制（普通風致地区・特別風致地区）



# 土地利用規制（自然公園法）

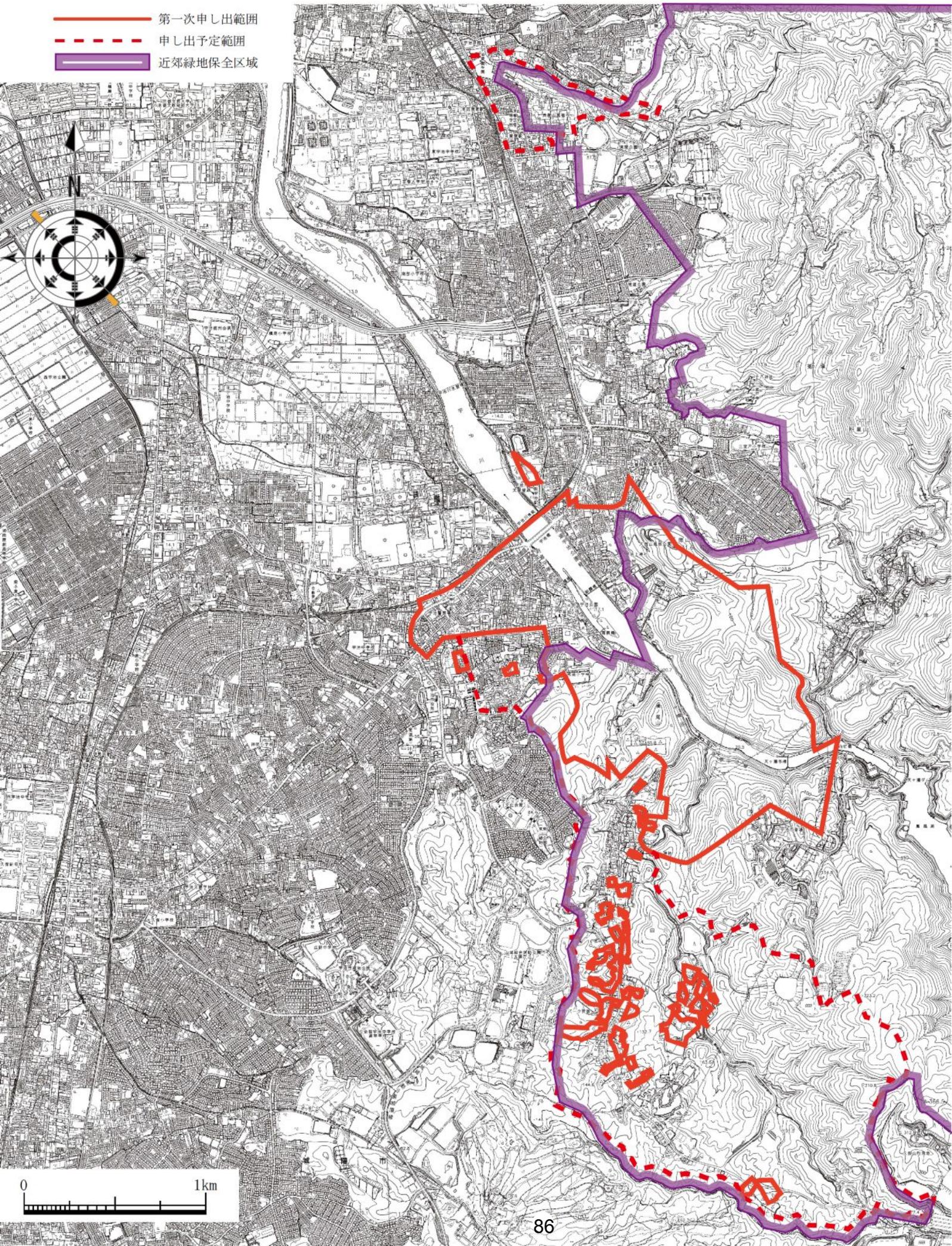


# 土地利用規制（生産緑地）



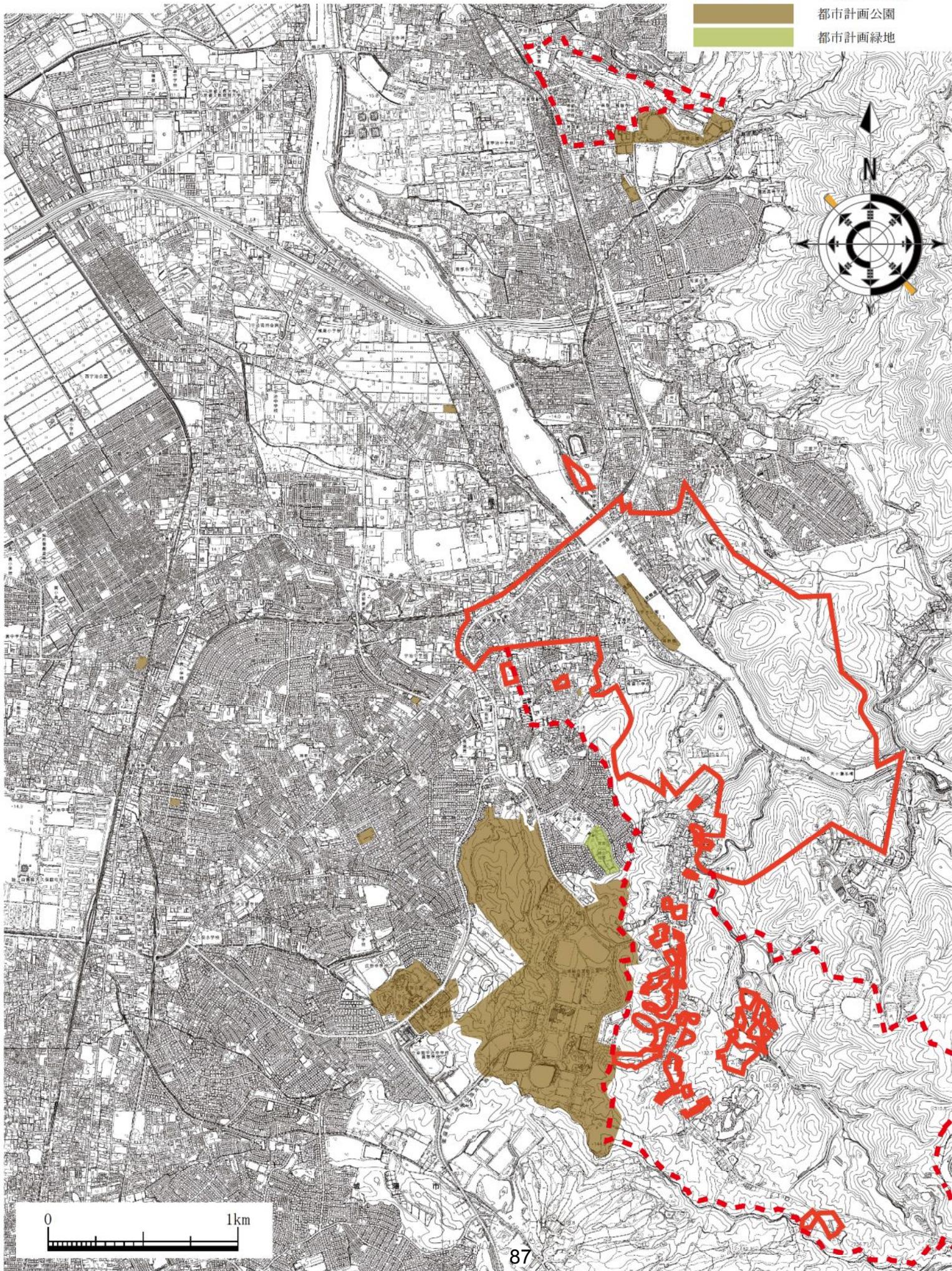
# 土地利用規制（近畿圏整備法）

- 第一次申し出範囲
- - - 申し出予定範囲
- 近郊緑地保全区域



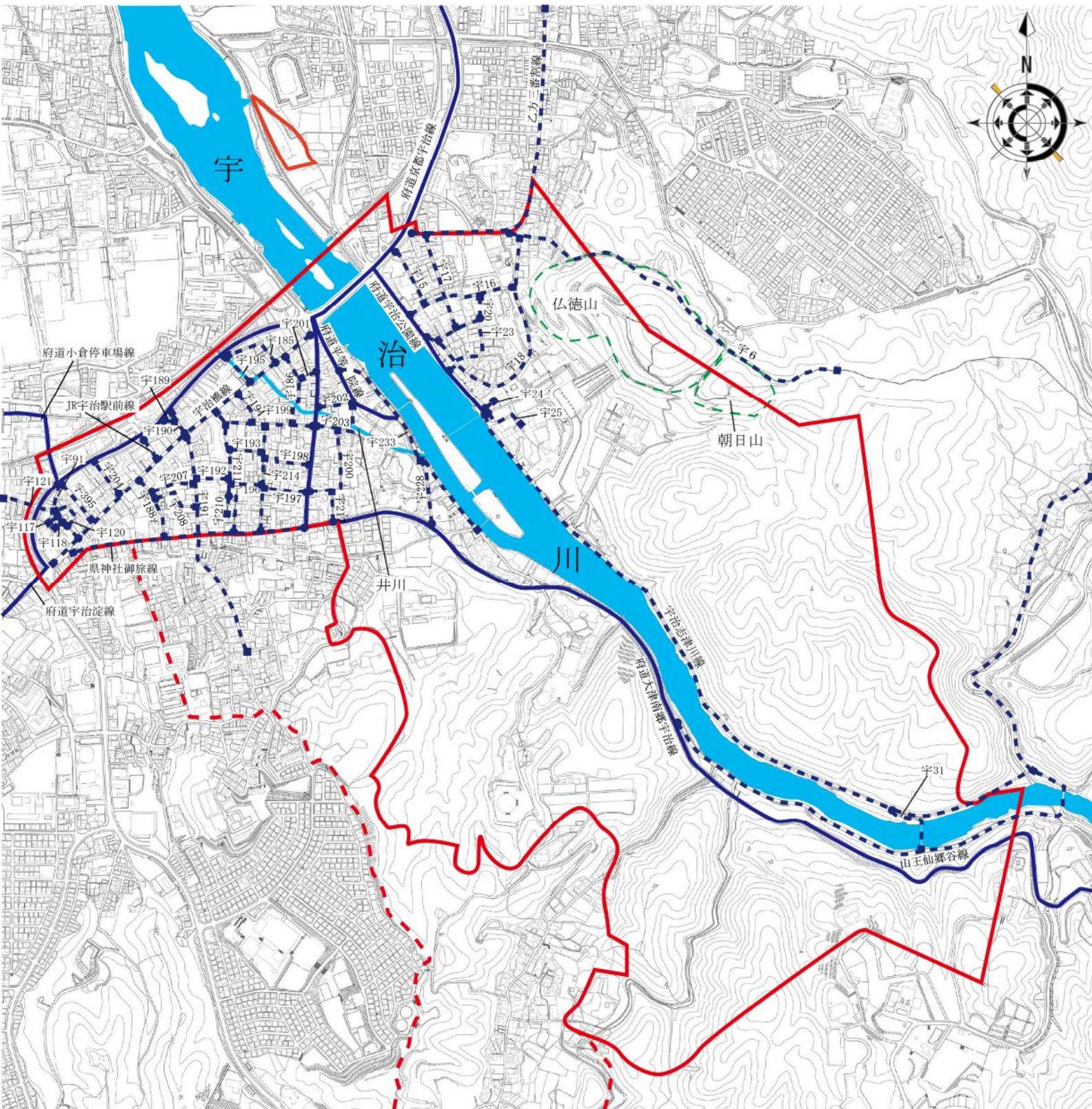
# 土地利用規制（都市計画公園・都市計画緑地）

- 第一次申し出範囲
- - - 申し出予定範囲
- 都市計画公園
- 都市計画緑地



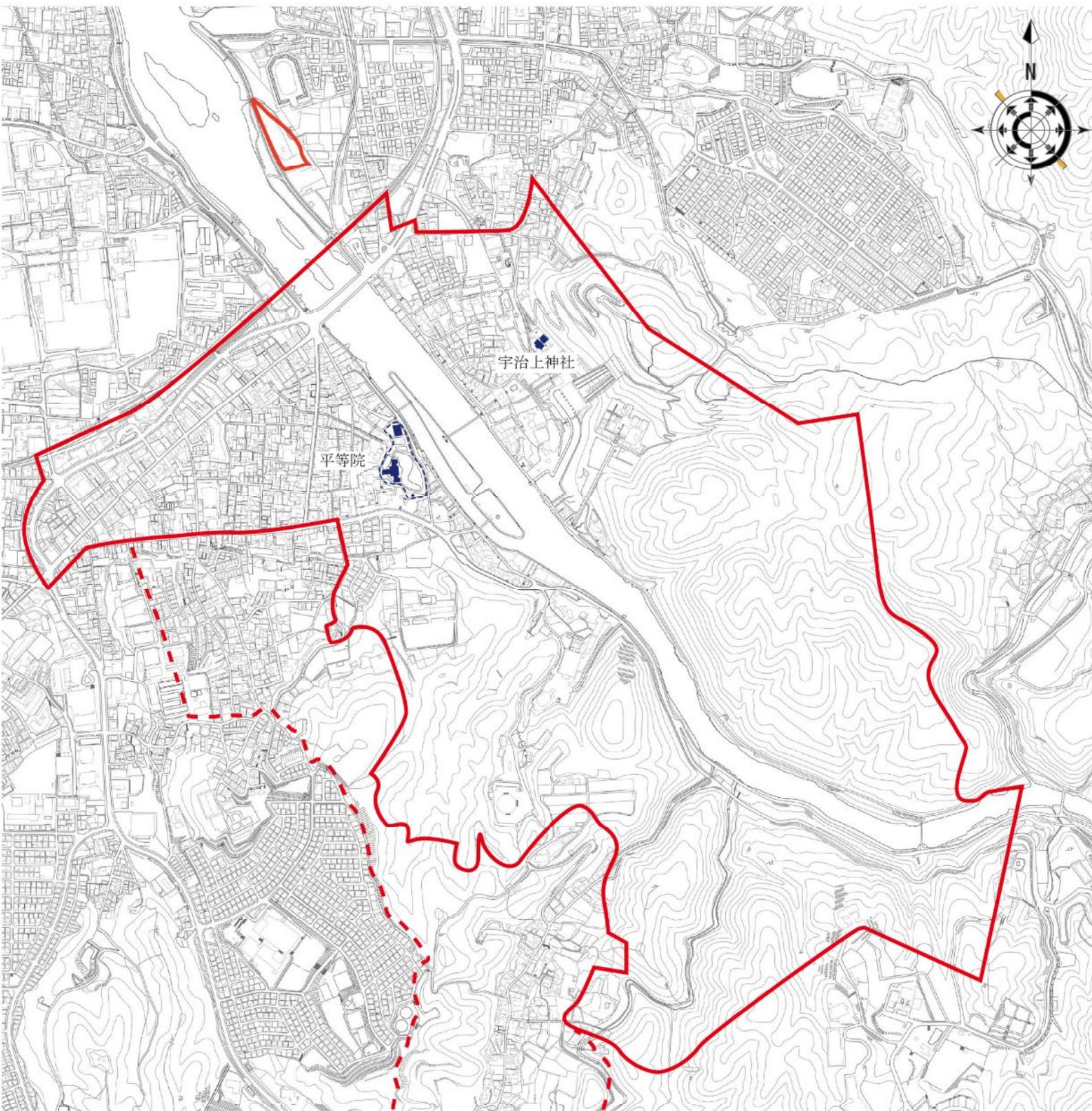
# 景觀重要構成要素（道路・河川・山岳）

- 第一次申し出範囲
- - - 申し出予定範囲
- 京都府道
- - - ■ 宇治市道（例：字15—宇治15号線）
- - - 山岳



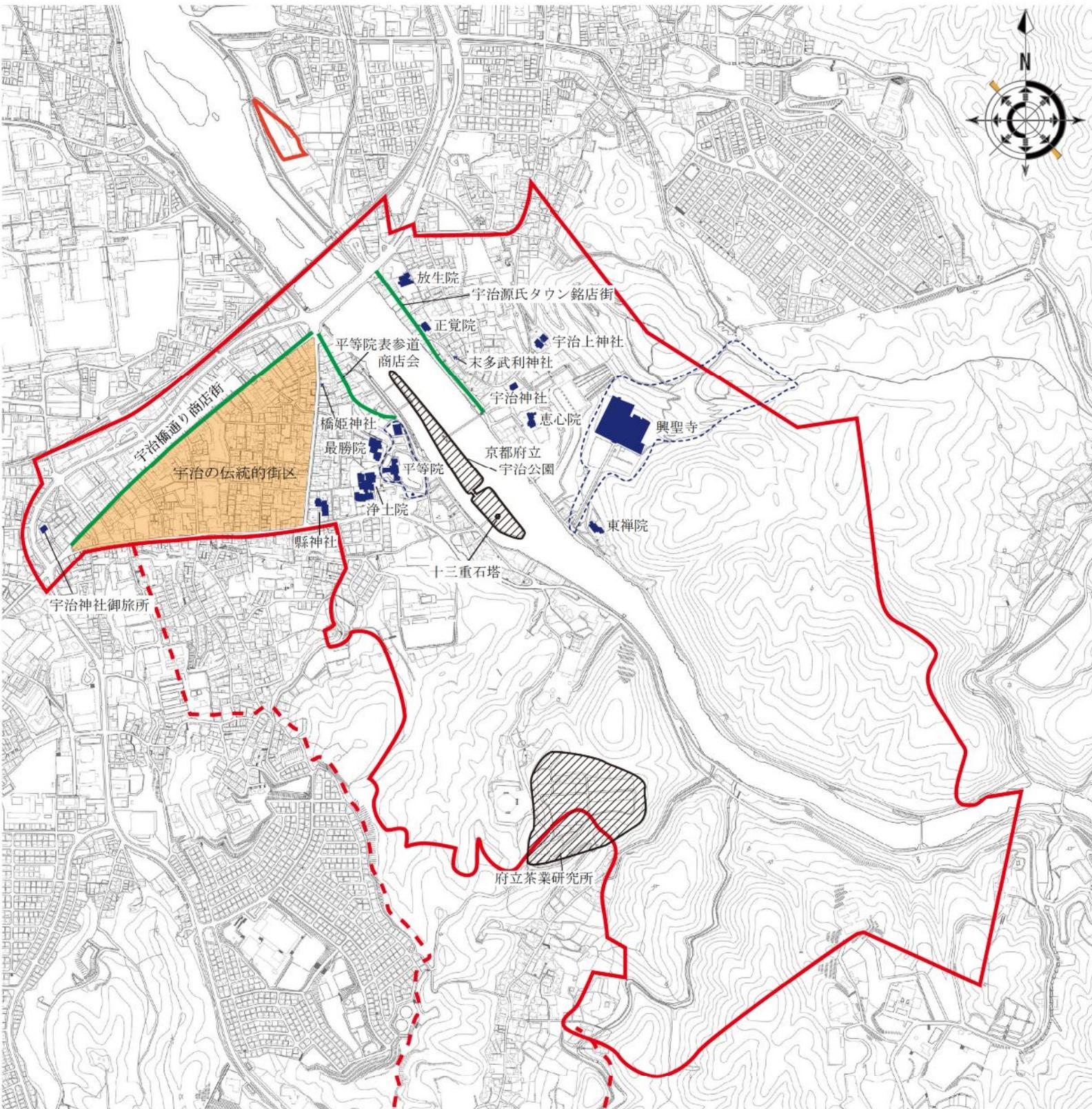
# 景観重要構成要素（世界遺産）

- 第一次申し出範囲
- - - 申し出予定範囲
- 重要構成要素（世界遺産）



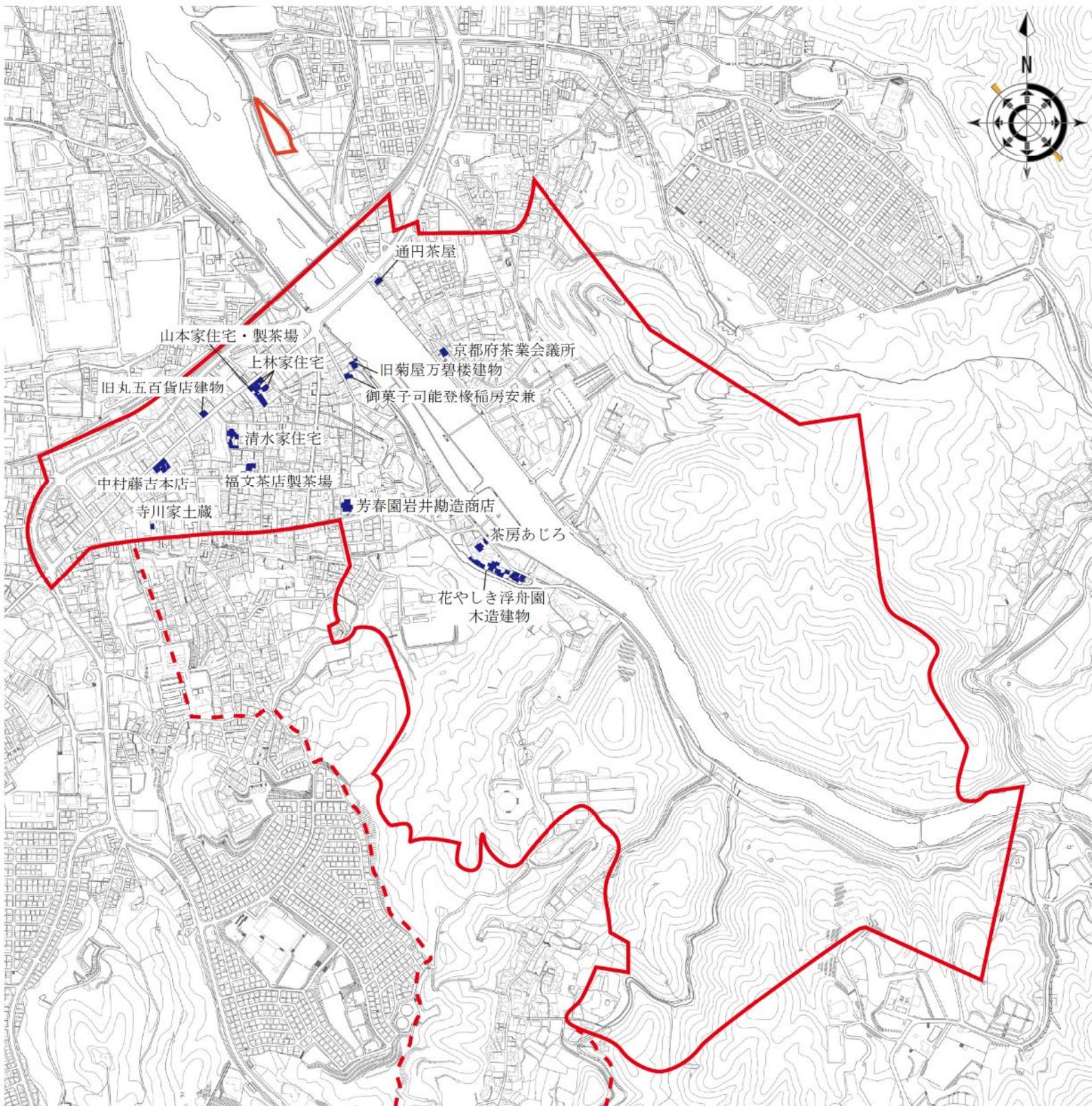
# 景観重要構成要素（施設）

- 第一次申し出範囲
- - - 申し出予定範囲
- 重要構成要素（寺社）
- 重要構成要素（商店街）
- 重要構成要素（公園・施設）
- 宇治の伝統的街区

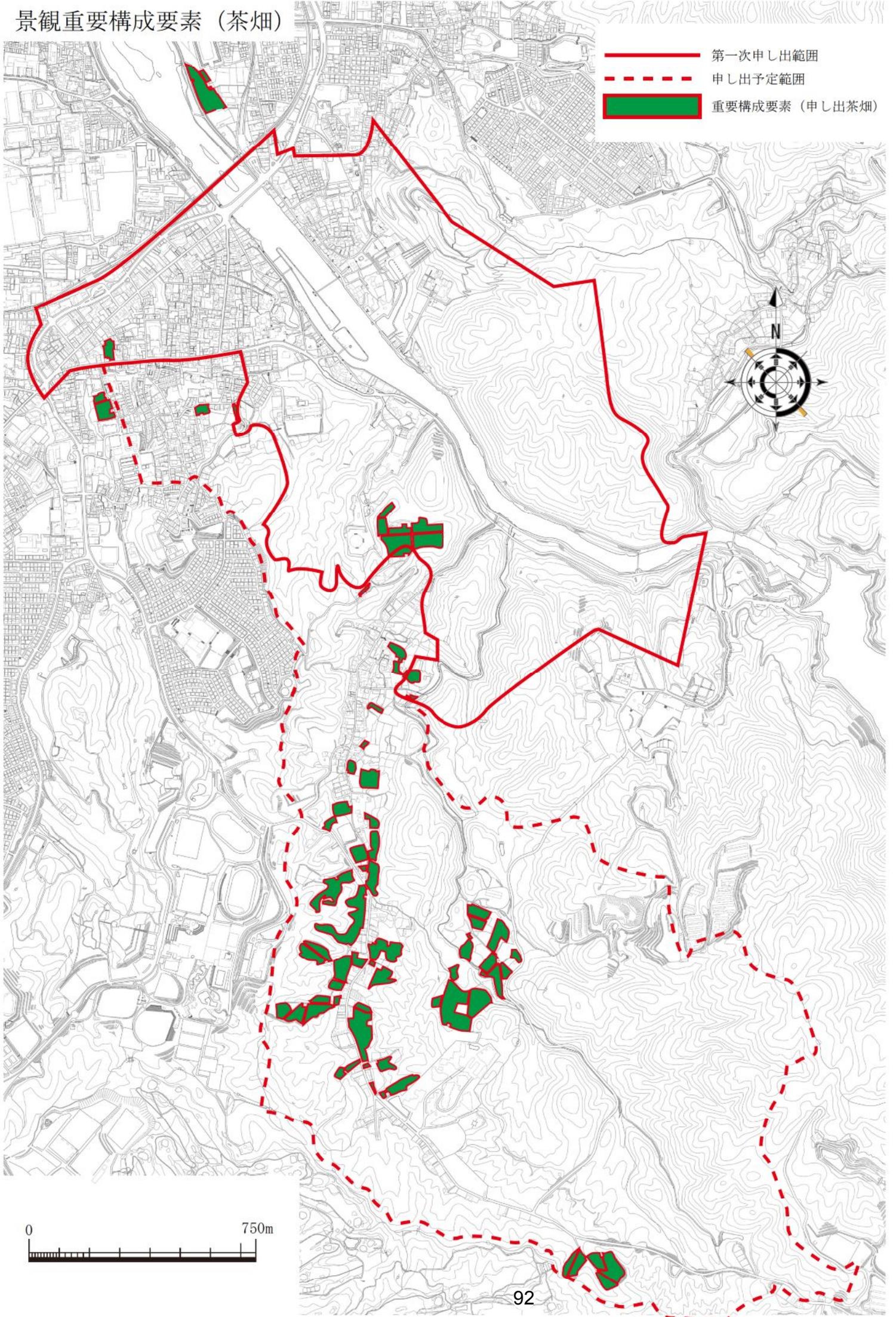


# 景観重要構成要素（届出建物）

- 第一次申し出範囲
- - - - 申し出予定範囲
- 重要構成要素（届出建物）



# 景観重要構成要素（茶畑）

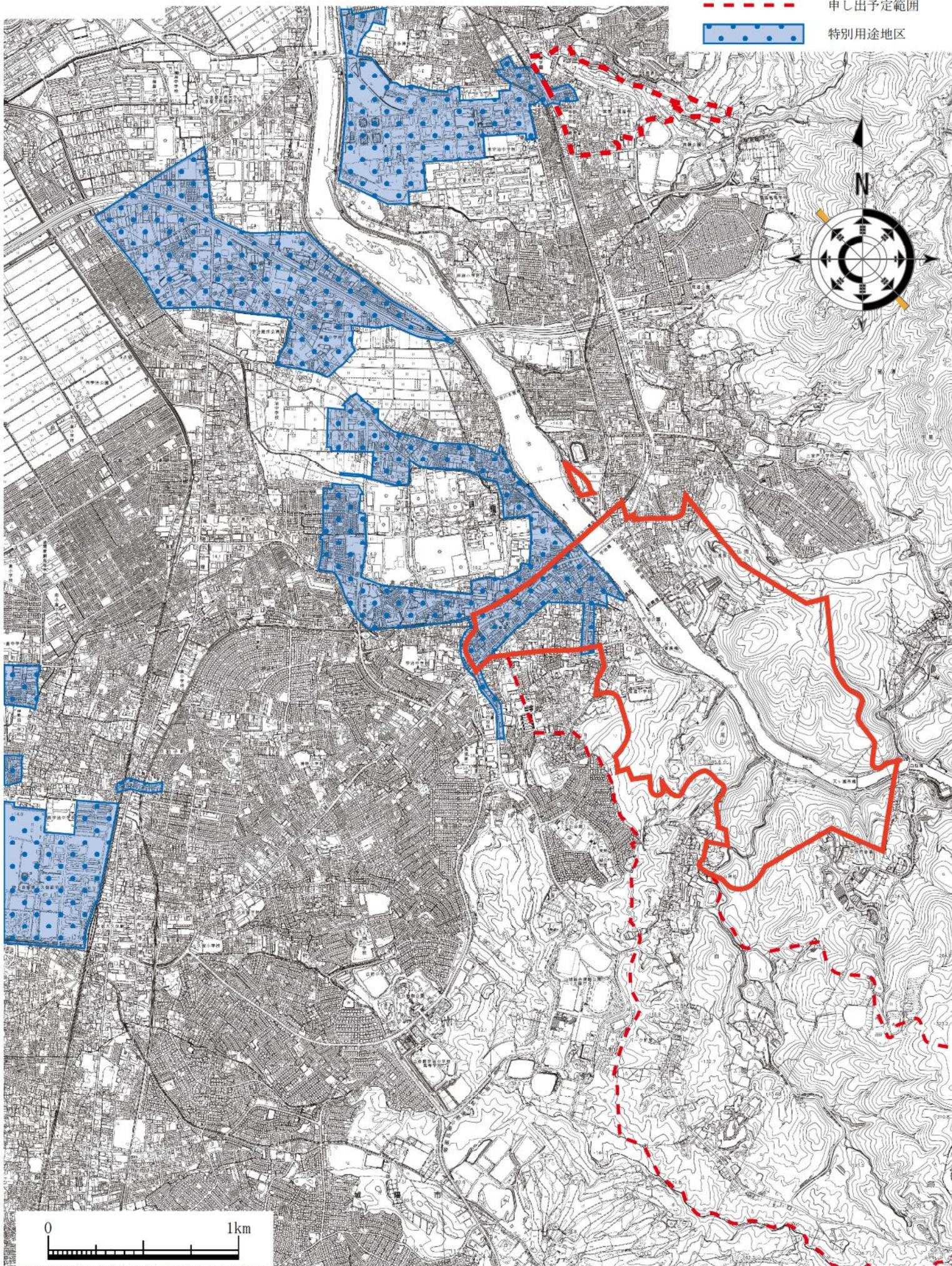


- 第一次申し出範囲
- - - 申し出予定範囲
- 重要構成要素（申し出茶畑）

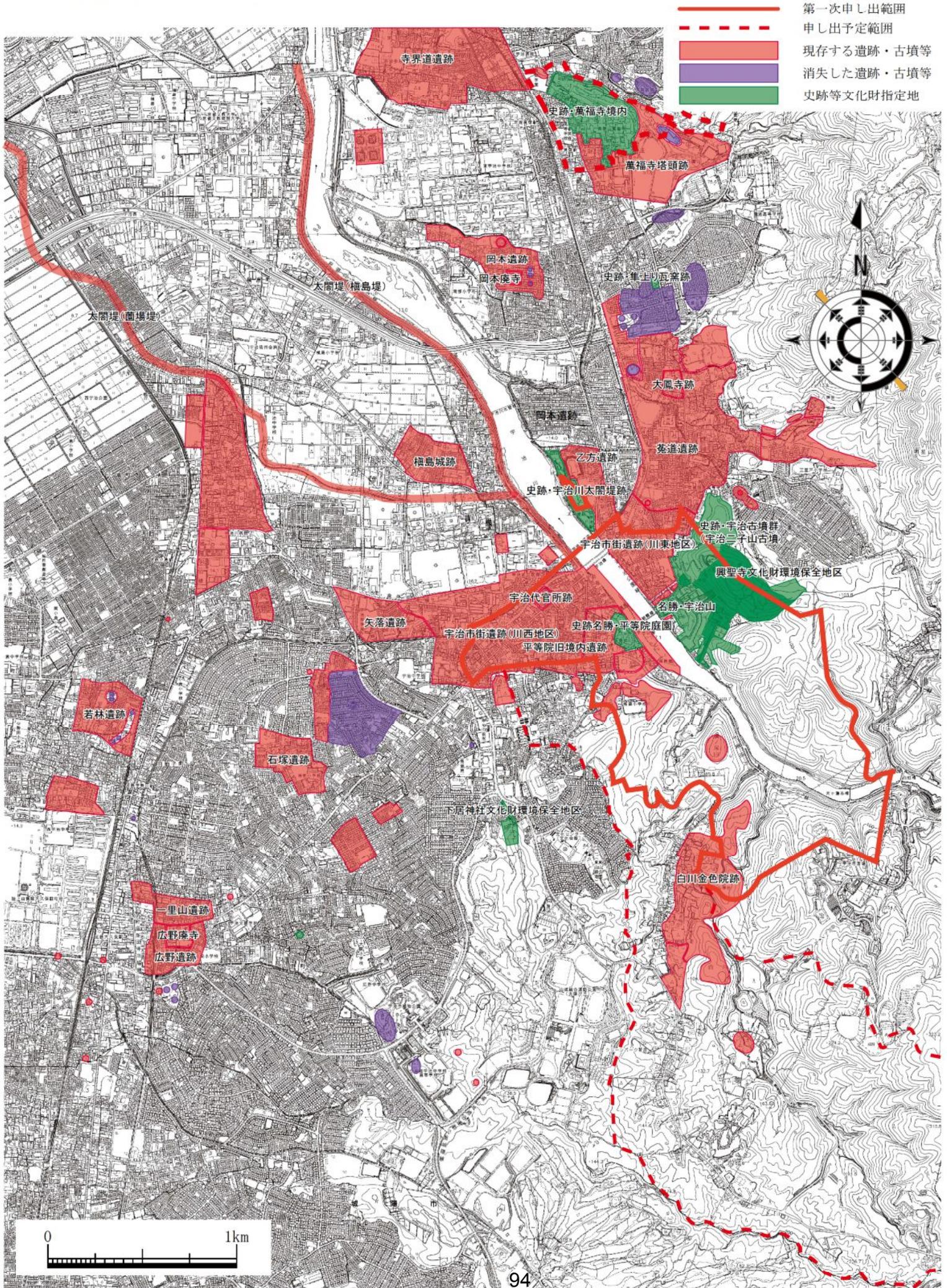
0 750m

# 土地利用規制（特別用途地区）

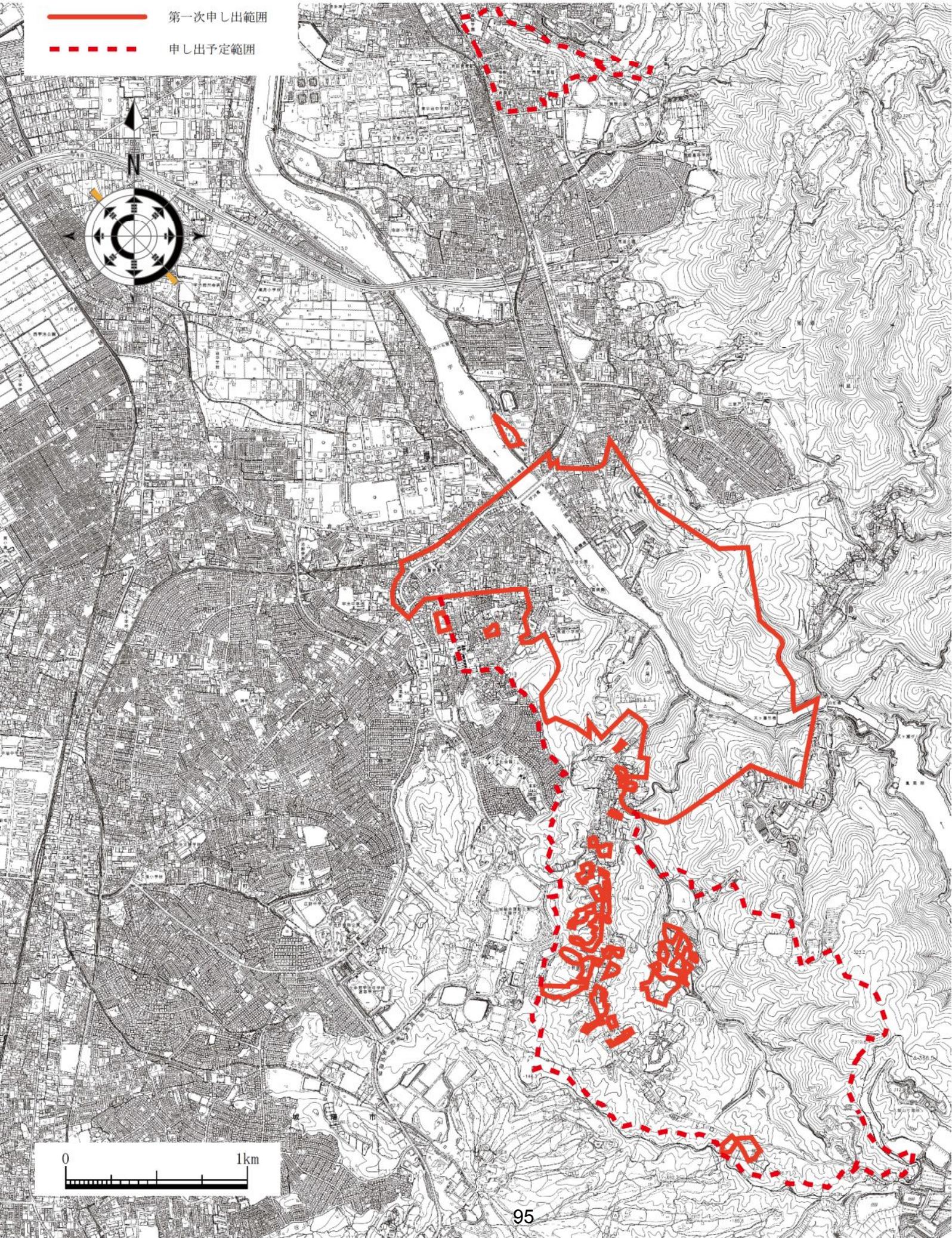
- 第一次申し出範囲
- - - 申し出予定範囲
- 特別用途地区



# 土地利用規制（埋蔵文化財包蔵地等所在地図）



# 重要文化的景観「宇治の文化的景観」申出範囲図



## 第2項 景観法に基づく景観計画による規制

重要文化的景観申出を行う前提として、景観法に基づく景観計画の策定が必要となる。宇治市では、景観法に基づき、平成17年に景観行政団体となり、平成20年4月「宇治市まちづくり・景観条例」を制定し、宇治市全域を対象に「宇治市景観計画」を策定した。

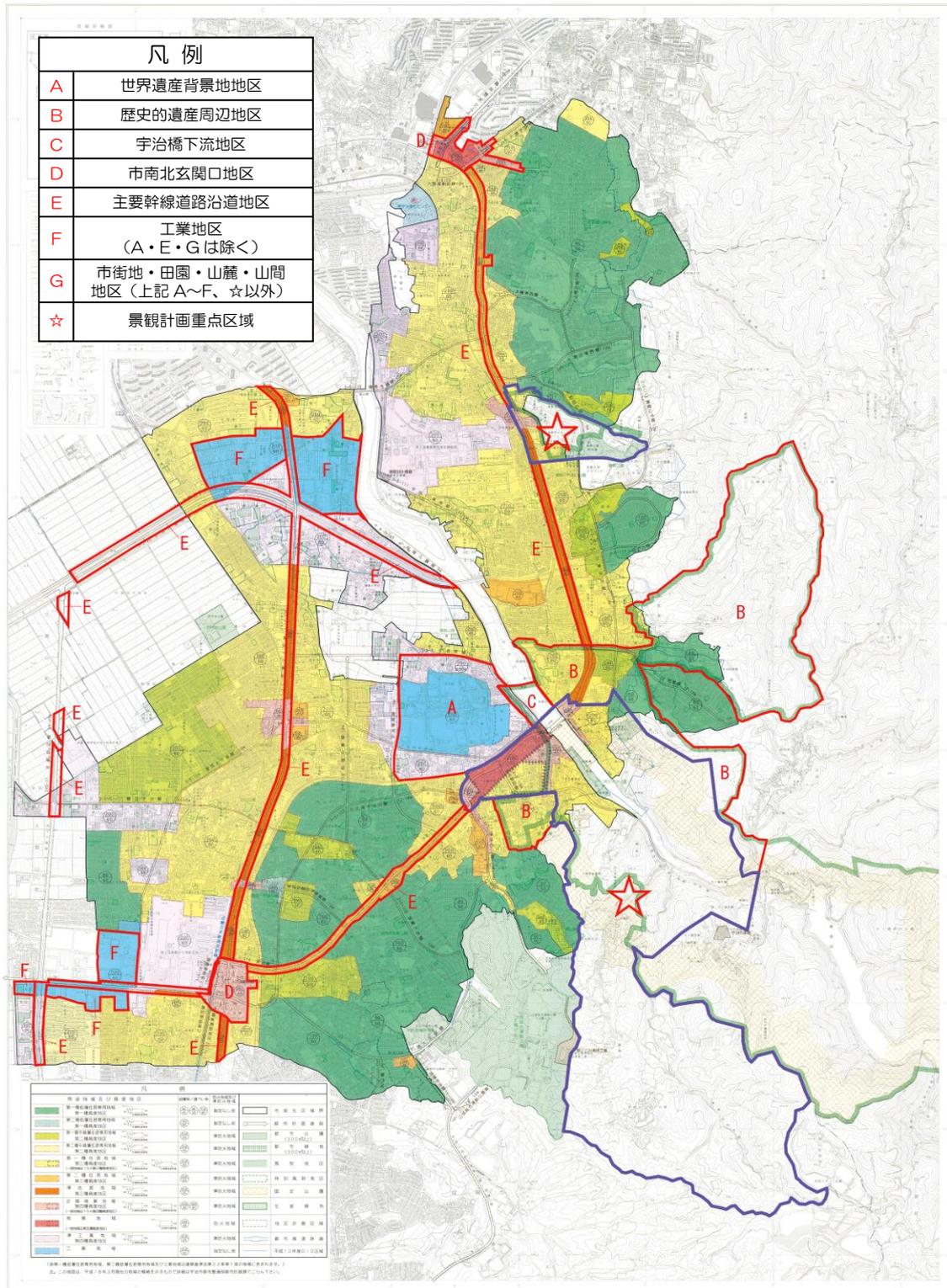
「宇治市景観計画」では、地域の特性に応じた景観形成に努めるとして、景観計画区域を8つの区域に分け、区域ごとに景観形成誘導指針を示している。そのうち、特に景観に配慮すべき区域として「景観計画重点区域」を定めている。

平成20年4月に宇治地区を、平成21年12月に白川地区を、平成24年12月には黄檗地区をそれぞれ「景観計画重点区域」として拡大を行った。

## 景観計画区域

	地区名称	概 要
景 観 計 画 区 域	A：世界遺産背景地地区	用途地域としては工業地域及び準工業地域があります。
	B：歴史的遺産周辺地区	平等院（世界遺産）、宇治上神社（世界遺産）及び三室戸寺の周辺にあたり、大半が風致地区（高さ制限15m）となっており、他に風致地区のかからない住居系用途地域及び市街化調整区域も含まれます。
	C：宇治橋下流地区	シンボル景観に隣接している風致地区（高さ制限15m）です。
	D：市南北玄関口地区	六地蔵は北の玄関口として、大久保は南の玄関口として広域交通ターミナル、商業及び業務施設等が存在しています。
	E：主要幹線道路沿道地区	市内の主要幹線道路である府道京都宇治線、宇治淀線、城陽宇治線、国道24号及び京滋バイパス側道の沿道（道路端から約25m）を対象にしています。ただし、B・D地区及び景観計画重点区域内の沿道は除きます。
	F：工業地区	工業地域に指定されている地区を対象としています。ただし、A・E・G地区内にある工業地域は除きます。
	G：市街地・田園・山麓・山間地区	A～F、☆地区以外の地区で、多様な用途地域があるほか、市街化調整区域や都市計画区域外も含まれます。
	☆：重点区域	自然と人々の営み、まちの歴史・文化などにより様々な景観が存続している地域について、宇治市のシンボル景観及び特徴的のゾーン景観として位置づけ、「景観計画重点区域」とします。

図 景観計画区域

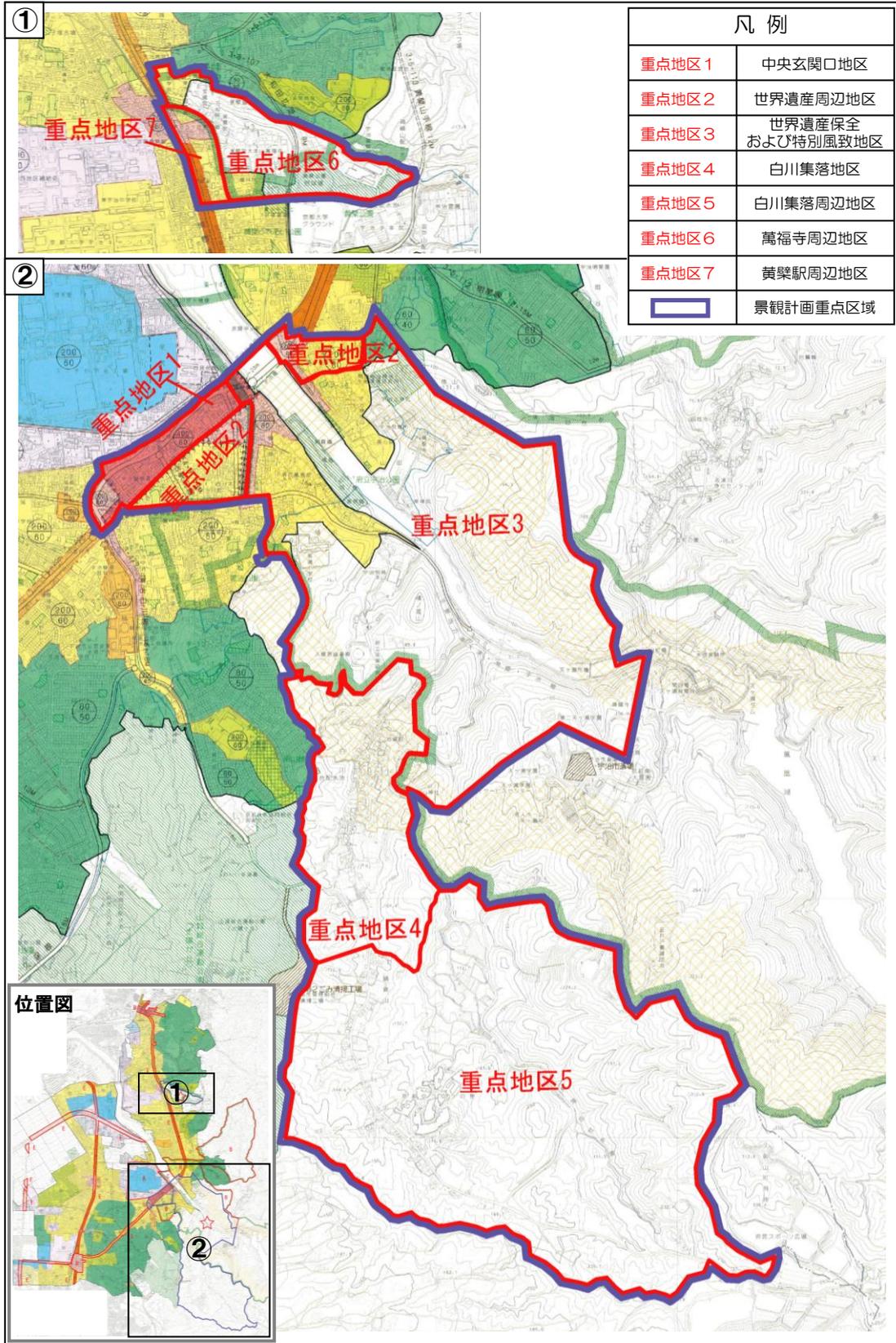


## 景観計画重点区域

景観計画区域のうち、特に景観に配慮すべき区域として「景観計画重点区域」を以下に定め、それぞれの地区ごとに特色のある景観の保全・形成に努めます。

地区名称	概要
重点地区 1：中央玄関口地区	用途地域としては商業地域、近隣商業地域があります。
重点地区 2：世界遺産周辺地区	平等院（世界遺産）、宇治上神社（世界遺産）周辺にあたり、大半が風致地区（高さ制限 15 m）となっています。
重点地区 3：世界遺産保全及び特別風致地区	世界遺産の平等院と宇治上神社を囲む市のシンボル景観ゾーンにあり特別風致地区（高さ制限 10 m）と風致地区（高さ制限 15 m）で構成されています。
重点地区 4：白川集落地区	寺跡による棚田状の田畑や段丘状の茶畑と周辺集落、それを取り囲む里山が一体となった景観を形成しています。
重点地区 5：白川集落周辺地区	覆下栽培などの茶畑を有し、沿道には製茶工場等が立地しています。
重点地区 6：萬福寺周辺地区	歴史的遺産である萬福寺の周辺は、旧街道沿いの趣あるまちなみの雰囲気も現在も継承されています。また萬福寺周辺や黄檗公園を中心に良好な自然環境が保持されており、緑豊かな景観を形成しています。
重点地区 7：黄檗駅周辺地区	歴史的遺産を有する地区に隣接し、幹線道路である府道京都宇治線を含む区域で、様々な用途・形態の建築物が混在し、様々な景観を形成しています。

图 景观計画重点区域

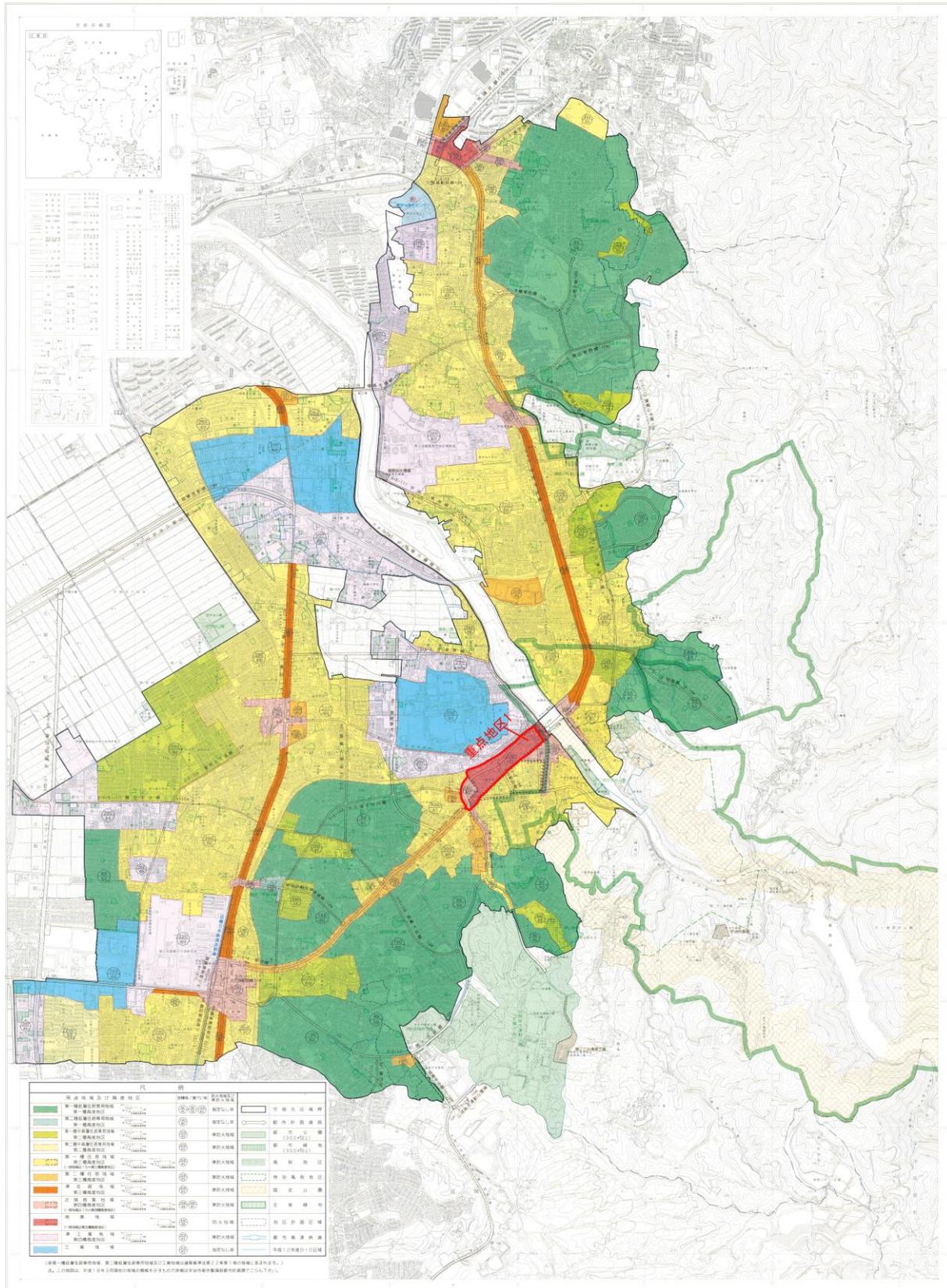


## 景観計画による行為の制限

良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、これを実現するため、景観計画区域内のA～Gにおける景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等および景観計画重点区域内の建築行為等を対象とし、建築物等の意匠・形態、色彩、緑化などに係る行為の制限を以下に定めます。

また、景観法に基づく届出のあった建築行為等については、良好な景観の形成は個々の条件によって異なることから、必要に応じて景観に関する相談員（以下、通称「景観アドバイザー」）の意見を聞き、助言・指導を行います。

景観計画重点区域における行為の制限  
重点地区 1：中央玄関口地区



## 【重点地区 1：中央玄関口地区】

地区の概要	用途地域としては商業地域、近隣商業地域がある。
誘導の視点	世界遺産の背景となる景観の保全に留意するとともに、JR宇治駅周辺では歴史性・文化性に配慮したふるさと宇治の顔づくりを進める。

### 景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。	
	配 置	○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○道路側に有効な広場、公開空地を必要に応じて確保する。	
	● 意 匠 全 般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわない形状、色彩およびデザインとする。 ○世界遺産の背景地および宇治市の中央玄関口として、世界遺産や周辺のまちなみに調和した色彩およびデザインとする。	
	意匠・形態	● 屋 根	○美しいまちなみの創造に寄与する屋根形状とする。
		● 壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○基本的には建築物内に收容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。	
● 色 彩	屋 根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度 5 以下 彩度 6 以下 2.5YR~10YR 明度 4.5 以下 彩度 10 以下 1Y~10Y 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 2.5GY~7.5PB 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。	
	外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 2.5YR~10YR 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 1Y~7.5Y 明度 7 以上 彩度 6 以下 2.5GY~10RP 明度 7 以上 彩度 2 以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。	
	緑化（植樹・植栽）	○世界遺産を有し、豊かな自然景観をもつ宇治らしい景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわないようにする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

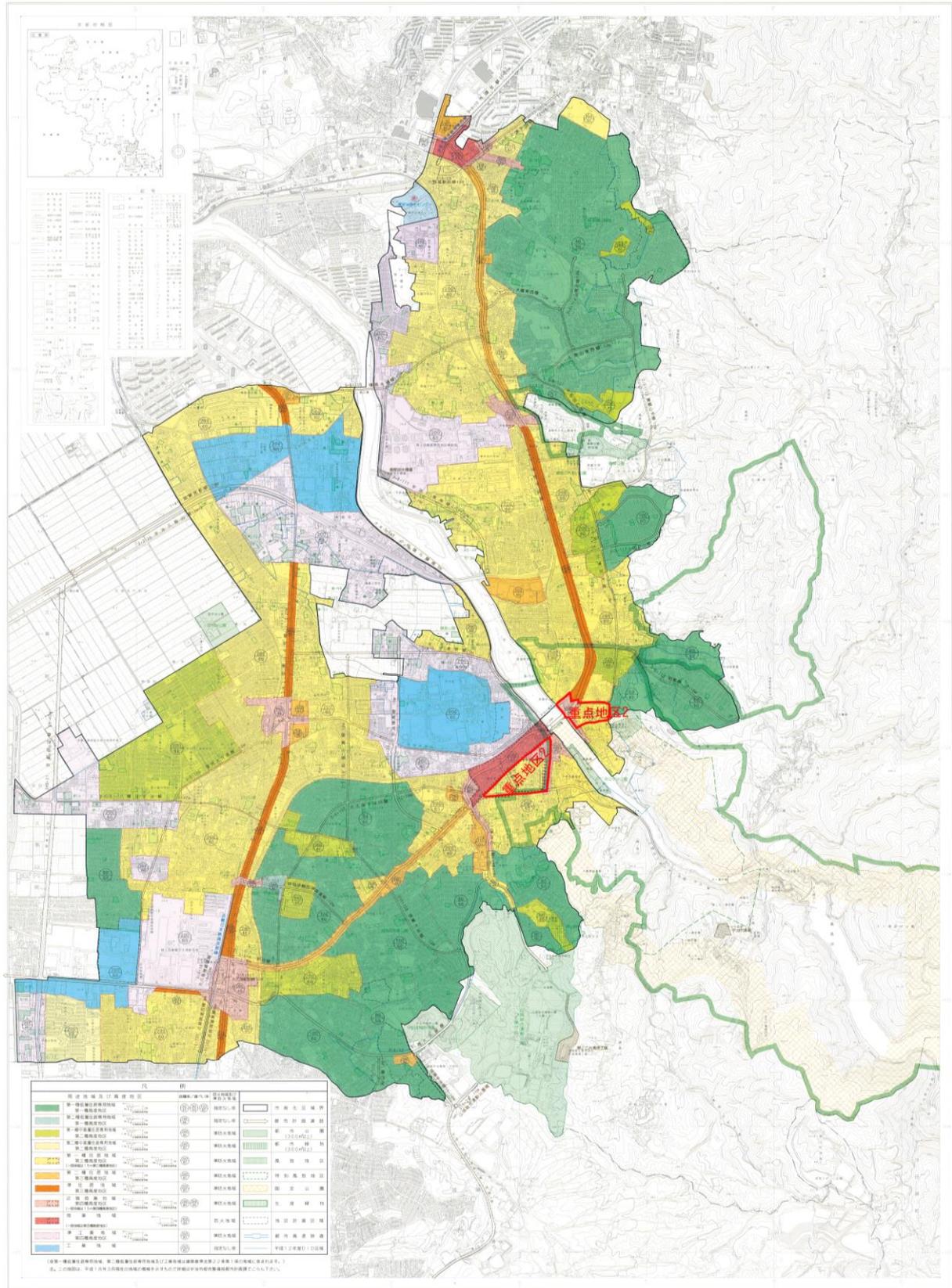
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守）
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

※高さ 10m 以下かつ建築面積 300 m<sup>2</sup> 以下かつ最長部の長さ 30m 以下のものについては●のみを適用します。

## 重点地区 2：世界遺產周边地区



## 【重点地区 2：世界遺産周辺地区】

地区の概要	平等院（世界遺産）、宇治上神社（世界遺産）周辺にあたり、大半が風致地区（高さ制限 15m）となっている。
誘導の視点	世界遺産および歴史的遺産の景観と環境を守り、育てる。

### 景観形成誘導指針

項	目	誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。） ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。	
	● 意 匠 全 般	○世界遺産および歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。	
	意匠・ 形態	● 屋 根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
		● 壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は、設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
		ベランダ・バルコニー、 開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。	
	● 色 彩	屋 根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
外 壁		○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。	
	緑化（植樹・植栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存する時は、保全を行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。 ○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い目立たないように工夫する。	
	色 彩	○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
	木 竹 の 伐 採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

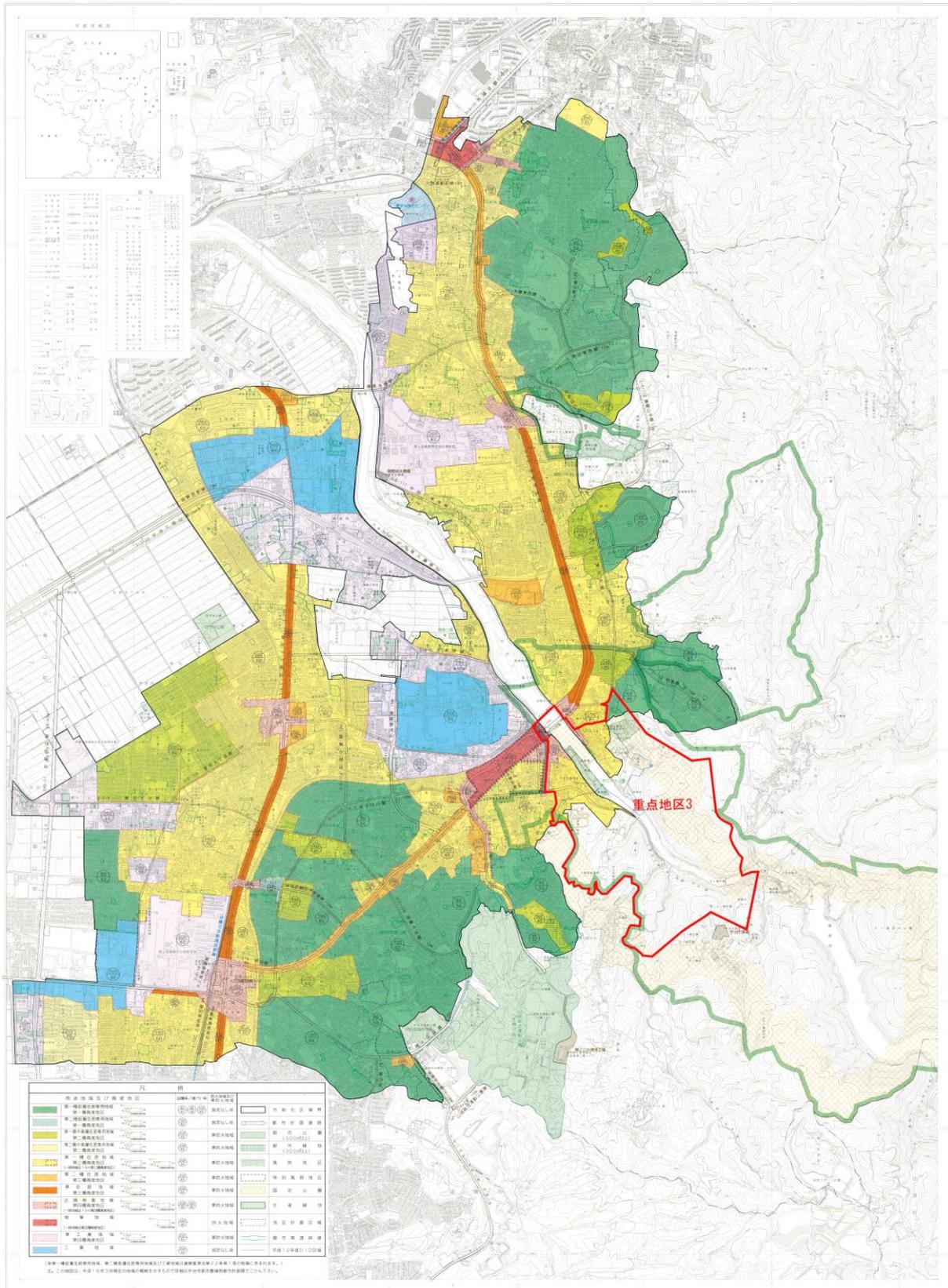
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守）
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

※高さ 10m以下かつ建築面積 300㎡以下かつ最長部の長さ 30m以下のものについては●のみを適用します。

### 重点地区 3：世界遺産保全および特別風致地区



## 【重点地区3：世界遺産保全および特別風致地区】

地区の概要	世界遺産の平等院と宇治上神社を囲む宇治市のシンボル景観ゾーンにあり特別風致地区（高さ制限10m）と風致地区（高さ制限15m）で構成されている。
誘導の視点	世界遺産の景観を守り、継承する。

### 景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準												
建 築 物	配 置	<p>○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。</p> <p>○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。</p> <p>○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。</p> <p>○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。）</p> <p>○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。</p> <p>○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。</p>												
	● 意 匠 全 般	<p>○世界遺産および歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。</p> <p>○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。</p>												
	意 匠 ・ 形 態	● 屋 根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。											
		● 壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。											
		屋 上 設 備	○屋上に設備は、設けない。											
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。											
		ベランダ・バルコニー、 開放廊下	○世界遺産や道路等から見えないようにする。											
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。											
	付 帯 施 設	<p>○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。</p> <p>○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。</p> <p>○無機質な素材（コンクリート、ブロック等）の使用は、避ける。</p>												
	● 色 彩	屋 根	<p>○いぶし和瓦のような色彩とする。</p> <p>○屋根の色彩は</p> <table border="0"> <tr> <td>2.5R~10R</td> <td>明度 5 以下</td> <td>彩度 6 以下</td> </tr> <tr> <td>2.5YR~10YR</td> <td>明度 4.5 以下</td> <td>彩度 10 以下</td> </tr> <tr> <td>1Y~10Y</td> <td>明度 4.5 以下</td> <td>彩度 6 以下</td> </tr> <tr> <td>2.5GY~7.5PB</td> <td>明度 4.5 以下</td> <td>彩度 6 以下</td> </tr> </table> <p>無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。</p>	2.5R~10R	明度 5 以下	彩度 6 以下	2.5YR~10YR	明度 4.5 以下	彩度 10 以下	1Y~10Y	明度 4.5 以下	彩度 6 以下	2.5GY~7.5PB	明度 4.5 以下
2.5R~10R		明度 5 以下	彩度 6 以下											
2.5YR~10YR	明度 4.5 以下	彩度 10 以下												
1Y~10Y	明度 4.5 以下	彩度 6 以下												
2.5GY~7.5PB	明度 4.5 以下	彩度 6 以下												
外 壁	<p>○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。</p> <p>○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>2.5R~10R</td> <td>明度 5 以上</td> <td>彩度 6.5 以下</td> </tr> <tr> <td>2.5YR~10YR</td> <td>明度 5 以上</td> <td>彩度 6.5 以下</td> </tr> <tr> <td>1Y~7.5Y</td> <td>明度 7 以上</td> <td>彩度 6 以下</td> </tr> <tr> <td>2.5GY~10RP</td> <td>明度 7 以上</td> <td>彩度 2 以下</td> </tr> </table> <p>無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。</p>	2.5R~10R	明度 5 以上	彩度 6.5 以下	2.5YR~10YR	明度 5 以上	彩度 6.5 以下	1Y~7.5Y	明度 7 以上	彩度 6 以下	2.5GY~10RP	明度 7 以上	彩度 2 以下	
2.5R~10R	明度 5 以上	彩度 6.5 以下												
2.5YR~10YR	明度 5 以上	彩度 6.5 以下												
1Y~7.5Y	明度 7 以上	彩度 6 以下												
2.5GY~10RP	明度 7 以上	彩度 2 以下												
緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）	<p>○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。</p> <p>○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存するときは、その保全を行う。</p>													
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産周辺の景観を守るため、世界遺産から見えないよう努めるとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。												
	色 彩	○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。												
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。												
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。												
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。												

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

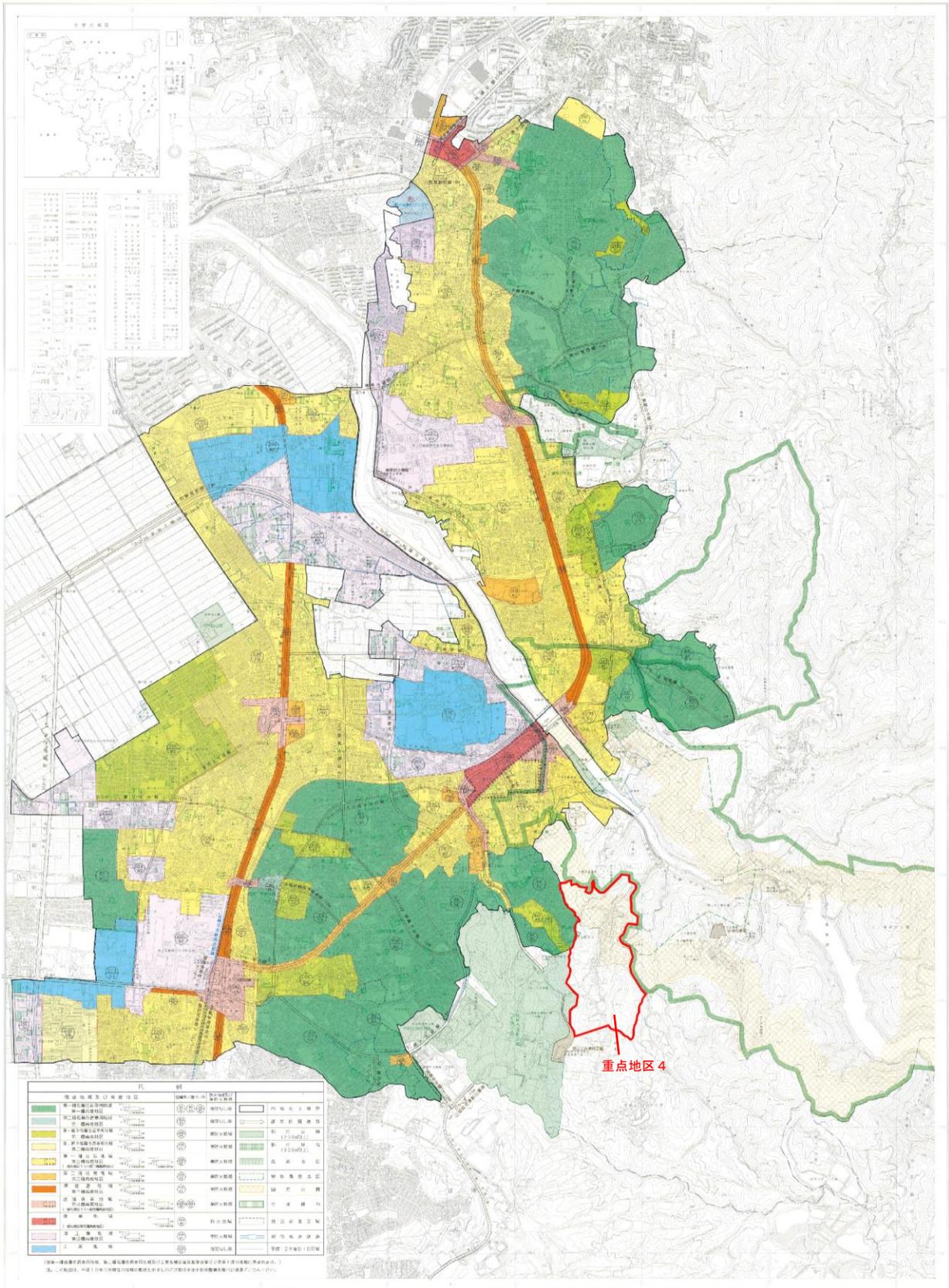
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守）
- 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。
- 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

※高さ 10m以下かつ建築面積 300㎡以下かつ最長部の長さ 30m以下のものについては●のみを適用します。

### 重点地区 4：白川集落地区



## 【重点地区4：白川集落地区】

地区の概要	寺跡による棚田状の田畑や段丘状の茶畑と周辺集落、それを取り囲む里山が一体となった景観を形成している。
誘導の視点	里山と調和した集落景観を保全する。

### 景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建築物と調和させることとする。	
	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。	
	色 彩	屋 根	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y~7.5PB 明度3以下 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
外 壁		○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度4以下 2.5GY~10GY 明度7以上 彩度2以下 2.5BG~7.5PB 明度7以上 彩度1以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。 但し、漆喰(白色のものに限る)、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準については適用しない。	
緑化(植樹・植栽)		○茶畑等周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺の里山景観と調和した色彩およびデザインとするとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないように工夫する。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

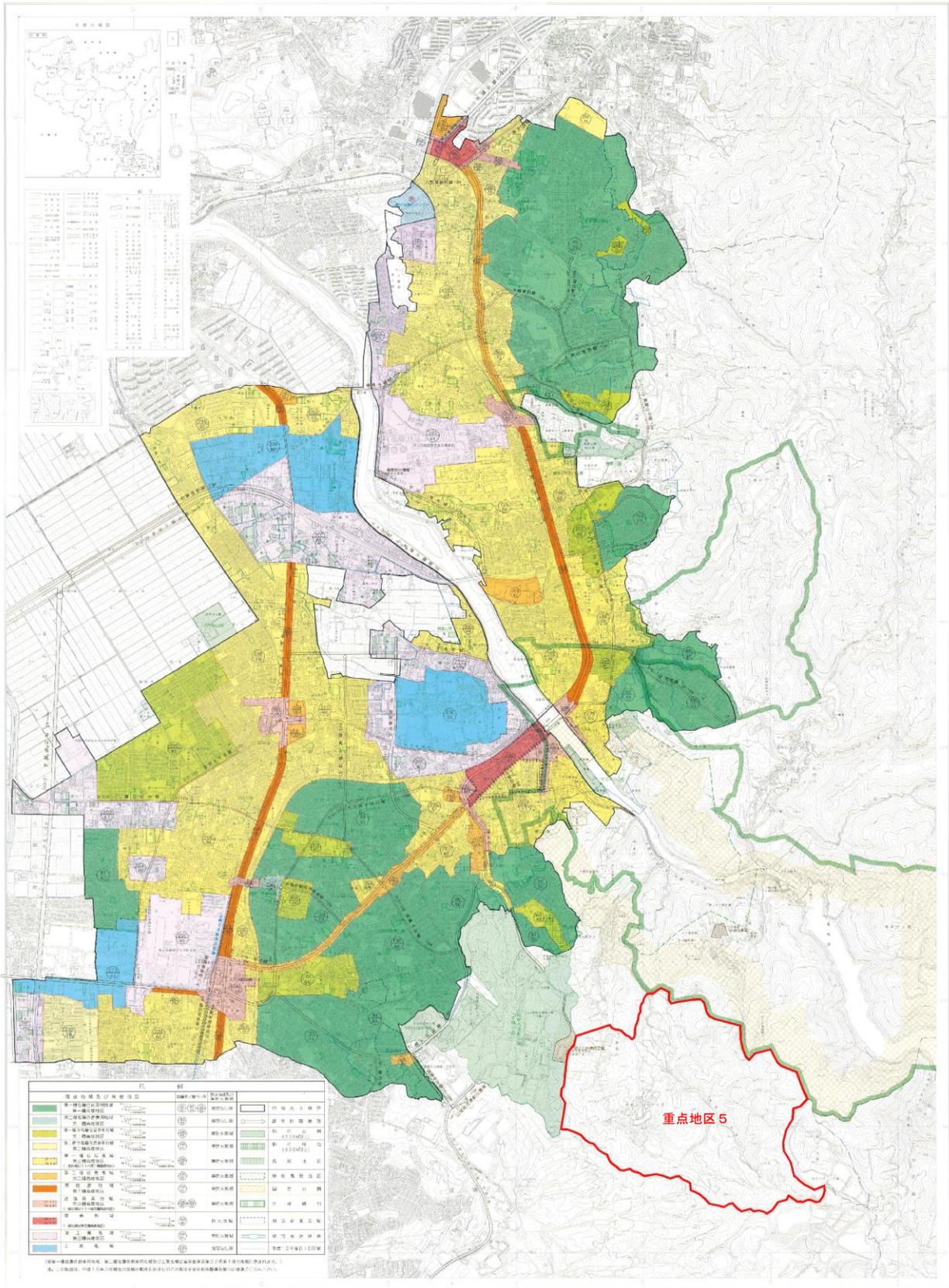
※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材(木・竹・石など)又は伝統的な素材を用いて、伝統的な技法によるものとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

### 重点地区 5：白川村落周边地区



## 【重点地区 5：白川集落周辺地区】

地区の概要	覆下栽培などの茶畑を有し、沿道には製茶工場等が立地している。
誘導の視点	茶畑を含む里山と調和した景観の形成に努める。

### 景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。	
	意 匠 全 般	○周辺の里山景観と調和した色彩およびデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建築物と調和させることとする。	
	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		生 産 施 設 等	○道路から見える景観や遠くから見える景観に配慮するとともに、里山景観に配慮したデザインとなるように努める。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。	
色 彩	屋 根	○いぶし和瓦のような色彩を推奨する。 ○屋根の色彩は 2.5R~7.5PB 明度 4 以下 彩度 4 以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。	
	外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度 7 以上 彩度 4 以下 1Y~7.5Y 明度 8 以上 彩度 2 以下 2.5GY~7.5PB 明度 8 以上 彩度 2 以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。 但し、漆喰(白色のものに限る)、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準については適用しない。	
緑化（植樹・植栽）		○茶畑等周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地境界部の植樹・植栽を積極的に行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺の里山景観と調和した色彩およびデザインとするとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないように工夫する。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 無彩色 N3.0~7.5 を基調とする。 ○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

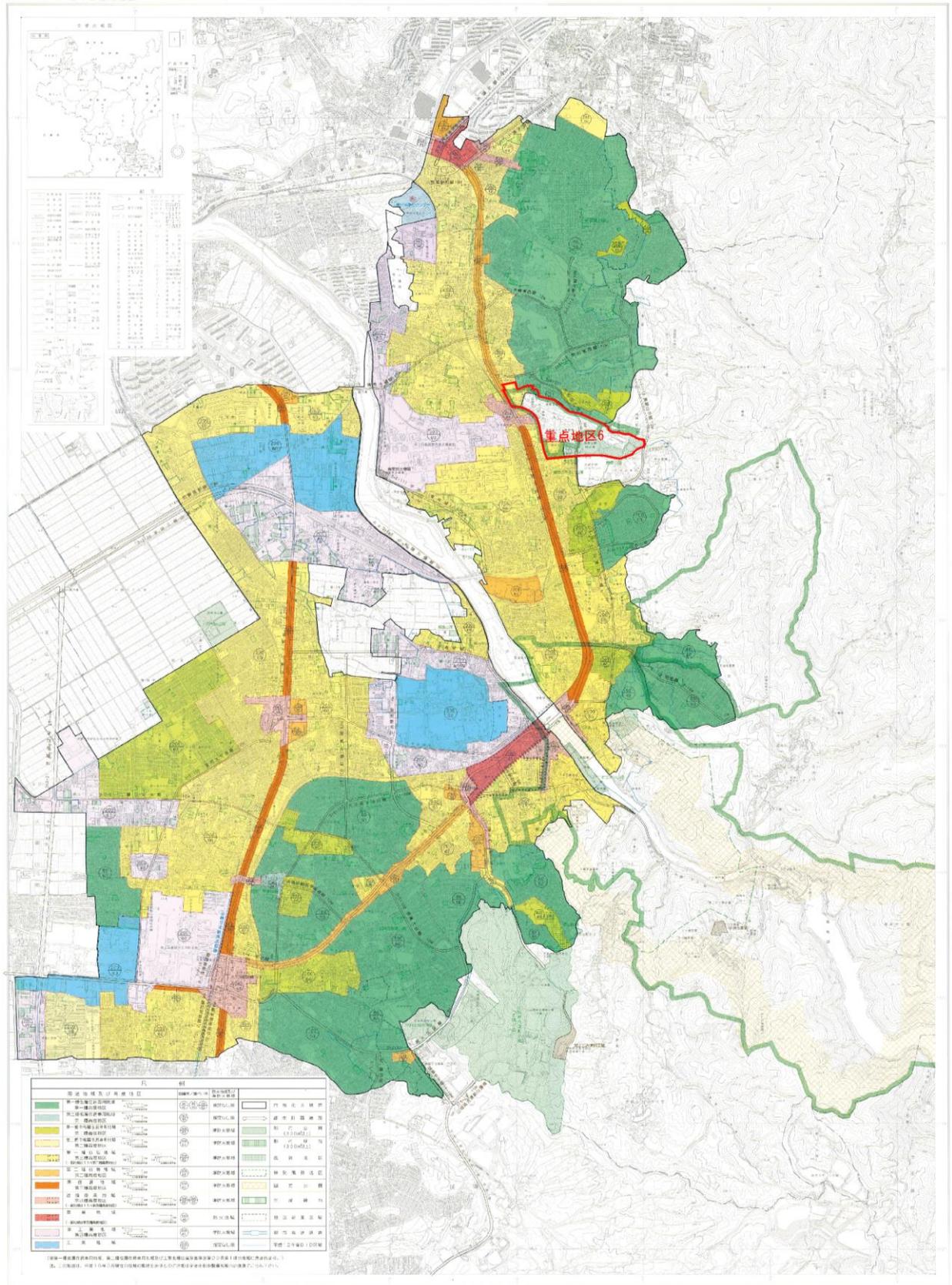
※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。また、著しく破損した場合は、修理等を行うこと。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

重点地区6：萬福寺周边地区



## 【重点地区6：萬福寺周辺地区】

地区の概要	歴史的遺産である萬福寺の周辺は、旧街道沿いの趣あるまちなみの雰囲気は現在も継承されている。また萬福寺周辺や黄檗公園を中心に良好な自然環境が保持されており、緑豊かな景観を形成している。
誘導の視点	歴史的遺産を有する地区であり、今後も旧街道に沿った地域の趣あるまちなみと風情を感じさせる雰囲気を継承し、豊かな自然景観と調和した景観の形成を進める。また萬福寺の背景となる区域については、眺望等を配慮する。

### 景観形成誘導指針

項	目	誘導基準	
建築物	歴史的遺産の背景要素	○宇治市の特徴的景観を代表する歴史的遺産の背景を守るため、萬福寺境内の定められた視点場から東側方向を眺望した場合に、その眺望景観に入らないよう努める。	
	配置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車スペース等は道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため生垣もしくは塀等の設置に努める。	
	意匠全般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建物と調和させる。	
	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。やむを得ず外壁に露出する場合は、壁面の色彩と調和させる。
		屋上設備	○屋上に設備は設けない。
		屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設		○立体駐車場等、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置する。やむを得ず道路等から見える位置に配置する場合は、生垣もしくは塀等の設置によりできるだけ見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
		色彩	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y~7.5PB 明度4以下 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。 ○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度4以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。 但し、漆喰（白色のものに限る）、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準は適用しない。
		緑化（植樹・植栽）	○豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	意匠全般	○歴史的遺産周辺の景観を守るため、歴史的遺産から見えないように努めるとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い目立たないように工夫する。	
	色彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。 ○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植栽	○豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
	土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。周辺景観への影響について配慮する。	
	木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

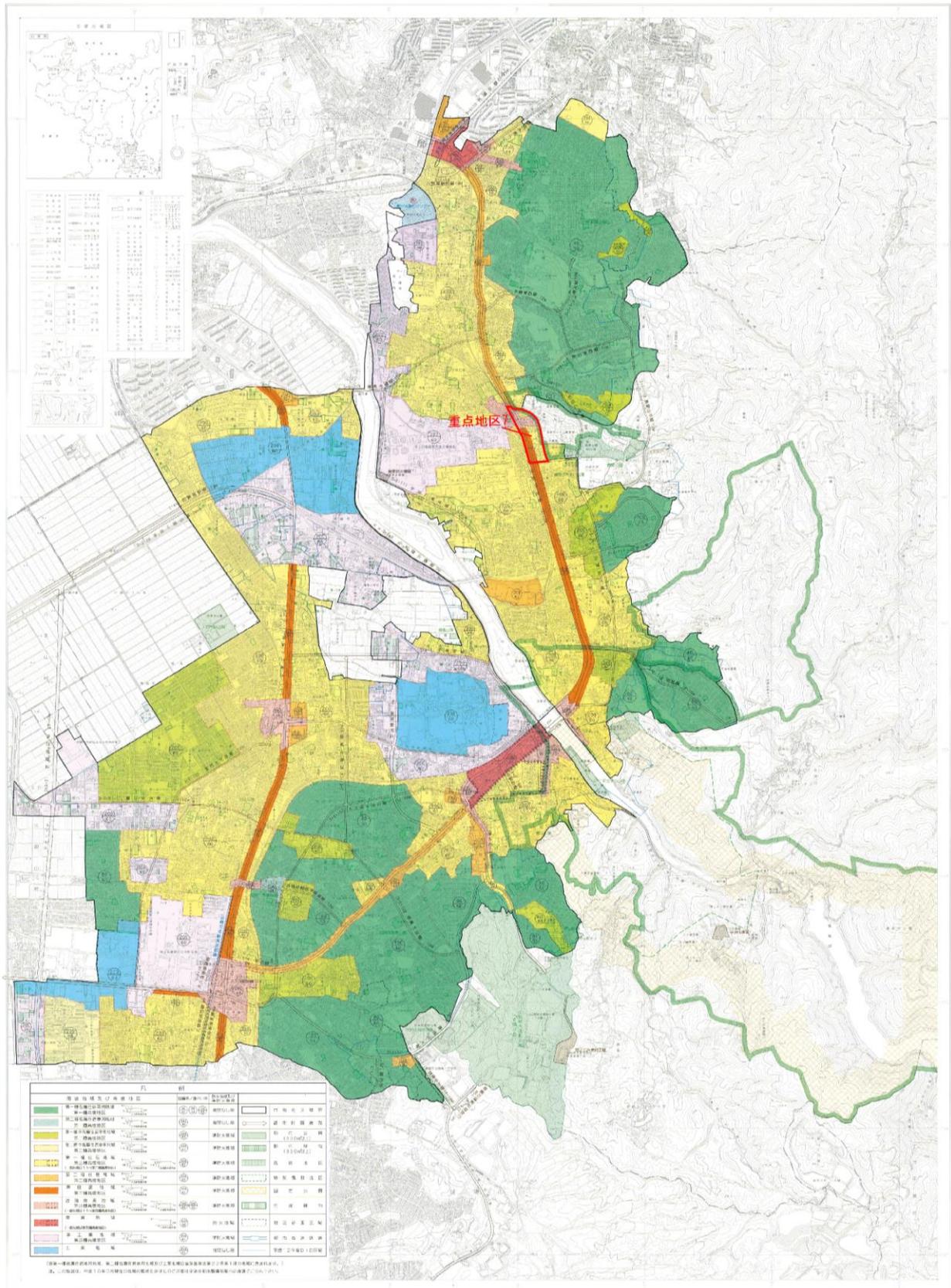
※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守）
- 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。
- 3) 擁壁を設置する場合は、周辺景観への影響を考慮した仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

# 重点地区7：黄桷桥周边地区



## 【重点地区7：黄檗駅周辺地区】

地区の概要	歴史的遺産を有する地区に隣接し、幹線道路である府道京都宇治線を含む区域で、様々な用途・形態の建築物が混在し、様々な景観を形成している。
誘導の視点	歴史的遺産を有する地区の隣接地として、歴史的なまちなみの雰囲気配慮し、地域にふさわしい、一定の調和が得られるような良好な景観の形成を進める。

### 景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車スペース等は道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、生垣もしくは塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○歴史的遺産を有する地区の隣接地にあるため、当該地区の景観を損なわない形状、色彩およびデザインとする。	
	意匠・形態	屋 根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。やむを得ず外壁に露出する場合は、壁面の色彩と調和させる。
		屋 上 設 備	○基本的には建築物内に收容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○立体駐車場等、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽もしくは塀等の設置に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色 彩	屋 根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10YR 明度4以下 彩度6以下 1Y~7.5PB 明度4以下 彩度4以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
外 壁		○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度6以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N3.0~N9.0 を基調とする。 但し、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準は適用しない。	
	緑 化 ( 植 樹 ・ 植 栽 )	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守）
- 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。
- 3) 擁壁を設置する場合は、周辺景観への影響を考慮した仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

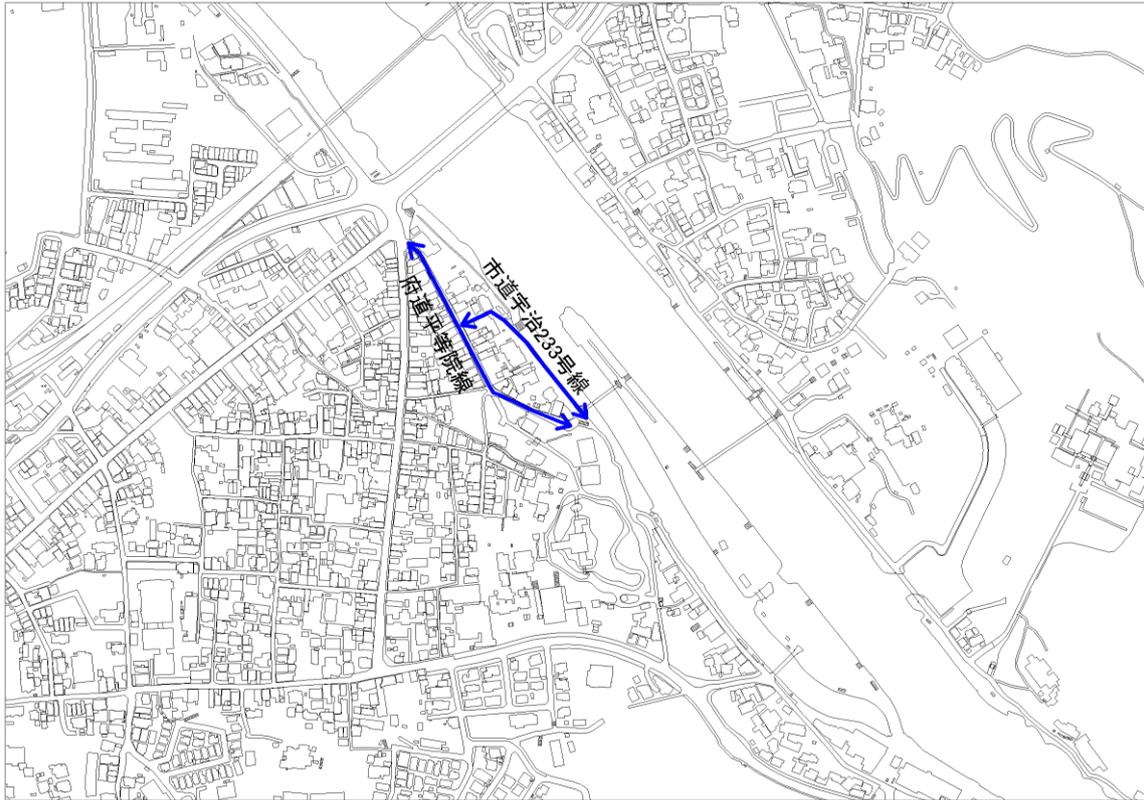
景観上重要な道路を景観形成道路として以下に定め、その沿道ごとに特色のある景観の保全・形成に努めます。

地区名称	概要	景観形成道路
平等院表参道地区	主に公共交通を利用する際の平等院への主要な動線であり、特別風致地区、国定公園内に位置しています。現状でも多くの建築物が町家風、あるいは蔵造り風の意匠であり、無電柱化し、景観的な配慮を行っています。	府道平等院線 市道宇治 233 号線
宇治橋東詰地区	宇治橋の東橋詰に位置し、世界遺産への観光動線の起終点となっている近隣商業地域、および風致地区です。歴史的な地区に隣接して近代的な駅舎、駅前広場等、比較的新しい建築物が立地する地区です。	府道京都宇治線 市道京阪宇治駅前線
あさぎり通り、さわらびの道周辺地区	宇治川、山間地の裾野部分、宇治の名木百選に選ばれた樹木等の自然的な景観要素に囲まれた商業集積地であり、宇治上神社、平等院等の観光動線上に位置しています。当該地区は国定公園内であり、かつ、特別風致地区（一部風致地区）内です。	府道宇治公園線 市道宇治志津川線 市道宇治 18 号線 市道宇治 6 号線 市道乙方三番割線
大津南郷宇治線地区	沿道に県神社が位置する等、歴史的な遺産もあり、平等院を中心とする回遊路の一部ともなっている近隣商業地域を含む地区であり、特別風致地区、風致地区に含まれます。	府道大津南郷宇治線 市道山王仙郷谷線 市道宇治 31 号線

地区名称	概 要	景観形成道路
平等院周辺地区	宇治川の左岸、平等院に隣接する商業地であり、土産物屋、飲食店が集積しています。国定公園内であり、かつ、特別風致地区内であり、平等院、塔島、宇治上神社等を回遊する観光動線上に位置します。	府道大津南郷宇治線 市道 233 号線
宇治橋若森線地区	旧市道宇治橋若森線の沿道のうち JR 宇治駅周辺であり、高層住宅、ホテル、業務ビル等が立地しています。用途地域としては商業地域、近隣商業地域があります。	府道宇治淀線 市道 JR 宇治駅前広場線
宇治橋通り地区	JR 宇治駅から平等院へ向かう観光客の主要な動線上に位置するが、食料品を中心とする日用品を販売する店舗等と歴史的な建築物（茶葉販売店）が混在しています。	市道宇治橋線 市道 JR 宇治駅前線 市道宇治 395 号線
本町通り地区	平等院鳳凰堂の背景地にあたり、第一種住居地域であり、かつ一部風致地区内にあるため、良好な住宅街の広がる地域です。	市道県神社御旅線

イ：平等院表参道地区

## 平等院表参道地区区域图



### 凡例

↔ 景觀形成道路

## 【平等院表参道地区】

地区の概要	主に公共交通を利用する際の平等院への主要な動線であり、特別風致地区、国定公園内に位置している。現状でも多くの建築物が町家風、あるいは蔵造り風の意匠であり、無電柱化し、景観的な配慮を行っている。
誘導の視点	今日までの取り組みを継続するとともに、府道平等院線を景観形成道路とした場合の沿道景観について、歴史的な雰囲気を残す。
景観形成道路	府道平等院線 市道宇治233号線

### 景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。	
	意 匠 全 般	○町家風、蔵造り風の色彩およびデザインとする。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。	
	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 2.5G~10B 明度5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.0 を基調とする。
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5YR~10YR 明度3以上 彩度4以下 2.5Y~7.5Y 明度3以上 彩度4以下 (但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度(特に低い明度、彩度)を可とする) 無彩色 N1.0~N9.5 を基調とする。
		緑 化 ( 植 樹 ・ 植 栽 )	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	照 明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
	木 竹 の 伐 採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

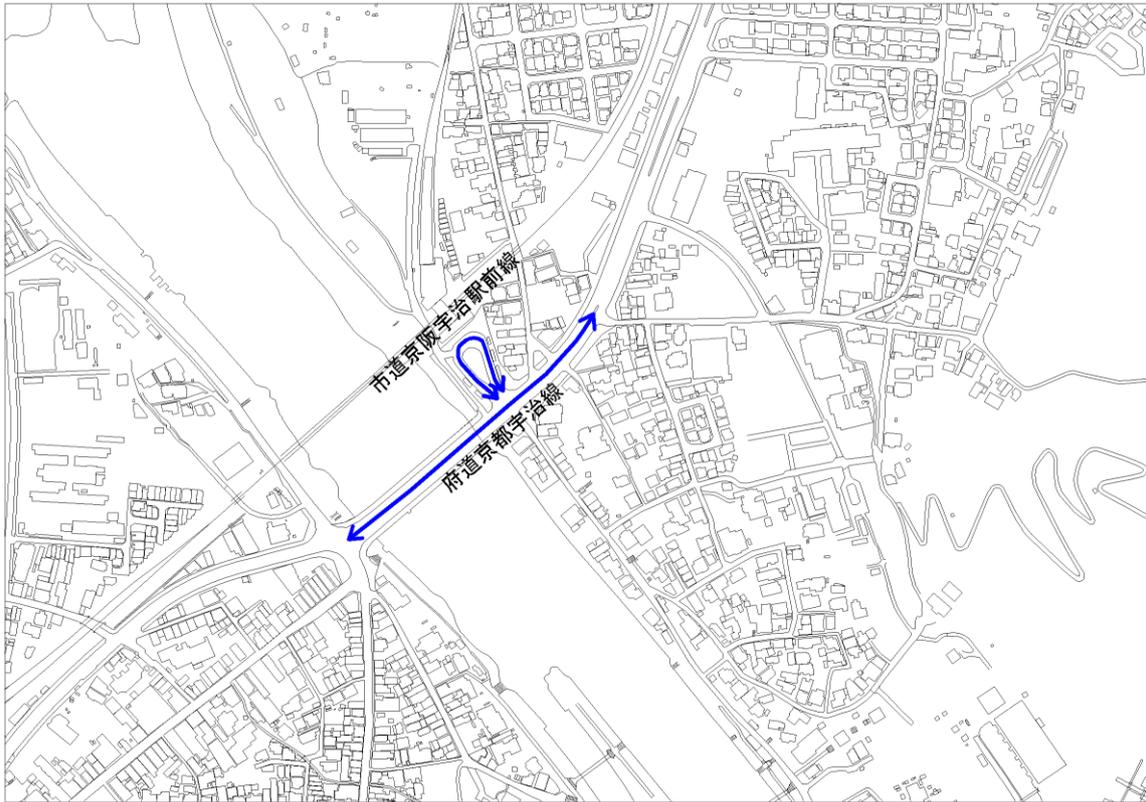
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材(木・竹・石など)又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

口：宇治橋東詰地区

## 宇治橋東詰地区区域图



### 凡例

↔ 景觀形成道路

## 【宇治橋東詰地区】

地区の概要	宇治橋の東橋詰に位置し、世界遺産への観光動線の起終点となっている近隣商業地域、および風致地区である。歴史的な地区に隣接して近代的な駅舎、駅前広場等、比較的新しい建築物が立地する地区である。
誘導の視点	世界遺産を中心に歴史的な遺産の集積する地区につながる交通結節点として、歴史を感じさせる雰囲気を持つ空間とする。
景観形成道路	府道京都宇治線 市道京阪宇治駅前線

### 景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。	
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した“和”をイメージした色彩およびデザインとする。	
	意匠・ 形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、 開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
外 壁		○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 無彩色 N9.0~N10.0 を基調とする。	
緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
照 明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保身に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

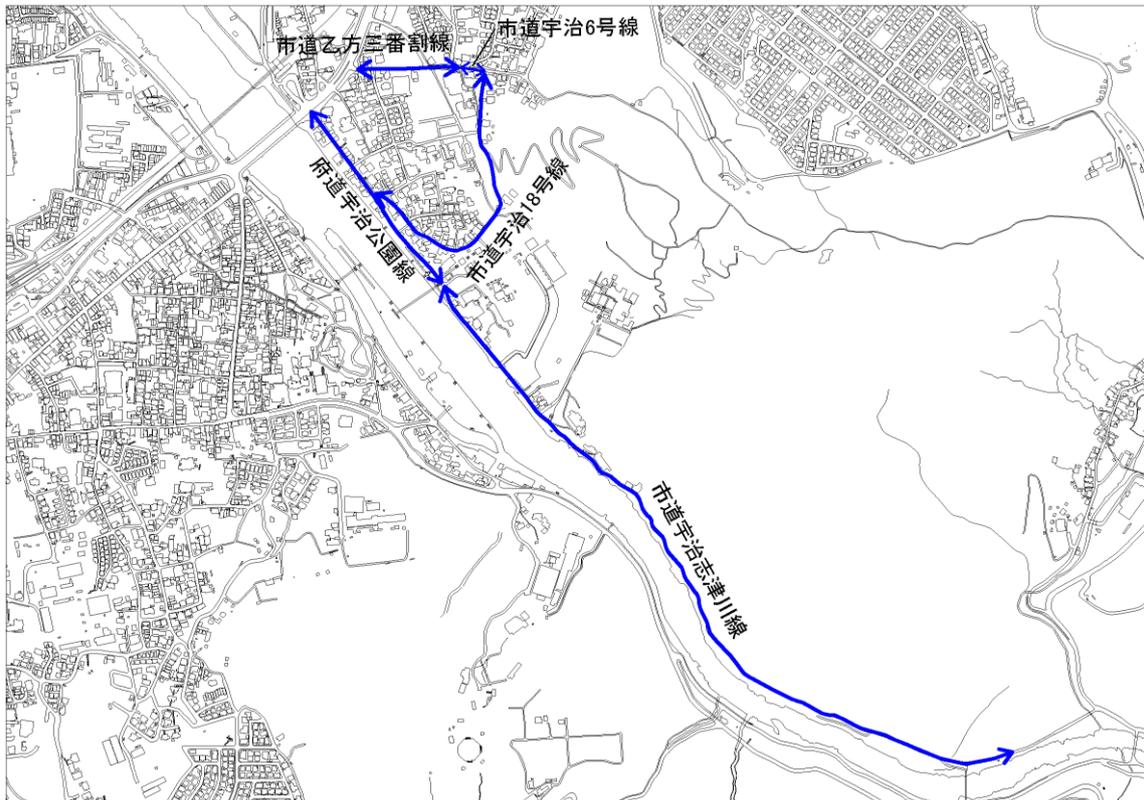
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

ハ：あさぎり通り、さわらびの道周辺地区

## あさぎり通り、さわらびの道周辺地区区域図



### 凡例

←→ 景観形成道路

## 【あさぎり通り、さわらびの道周辺地区】

地区の概要	宇治川、山間地の裾野部分、宇治の名木百選に選ばれた樹木等の自然的な景観要素に囲まれた商業集積地であり、宇治上神社、平等院等の観光動線上に位置している。当該地区は国定公園内であり、かつ、特別風致地区（一部風致地区）内である。
誘導の視点	世界遺産に近接する歴史ある地区であり、自然との共生を維持し、水、緑および建築物が調和のとれた地区として維持・保全する。
景観形成道路	府道宇治公園線 市道宇治志津川線 市道宇治18号線 市道宇治6号線 市道乙方三番割線

### 景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。 ○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。	
	意 匠 ・ 形 態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 無彩色 N1.0～N7.0（いぶし和瓦色）を基調とする。
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度2.3以上 彩度4以下 （但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする） 無彩色 N8.0～N9.5 を基調とする。
		緑 化（植 樹・植 栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
		照 明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）	
	植 栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

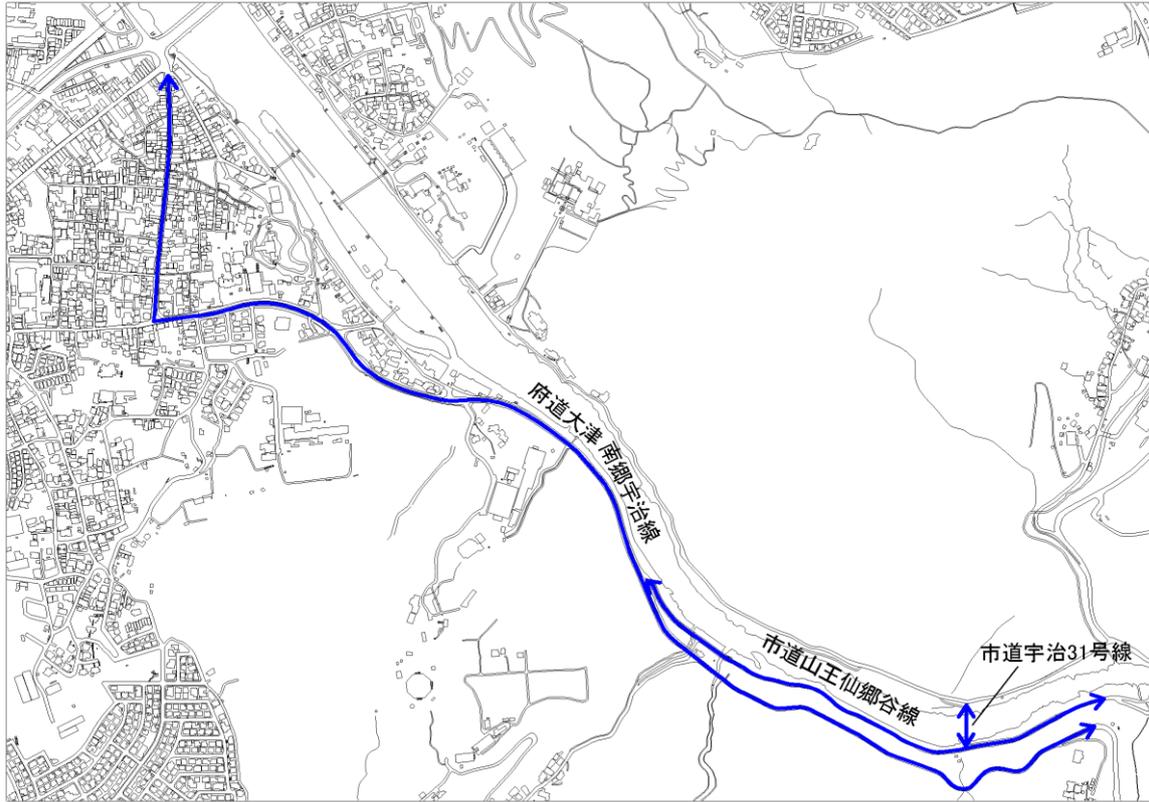
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

二：大津南郷宇治線地区

## 大津南郷宇治線地区区域图



### 凡例

←→ 景觀形成道路

## 【大津南郷宇治線地区】

地区の概要	沿道に県神社が位置する等、歴史的な遺産もあり、平等院を中心とする回遊路の一部ともなっている近隣商業地域を含む地区であり、特別風致地区、風致地区に含まれる。
誘導の視点	世界遺産に近接する歴史のある地区であり、現状を踏まえながら、景観的な統一感を持たせ、かつ、歴史的な建築物等を活かす。
景観形成道路	府道大津南郷宇治線 市道山王仙郷谷線 市道宇治 31 号線

### 景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。	
	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。	
	意 匠 ・ 形 態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 無彩色 N1.0～N7.0（いぶし和瓦色）を基調とする。
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度2.3以上 彩度4以下 （但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする） 無彩色 N8.0～N9.5 を基調とする。
		緑 化（植 樹・植 栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	照 明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわないようにする。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）	
	植 栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。	
	土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
	木 竹 の 伐 採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

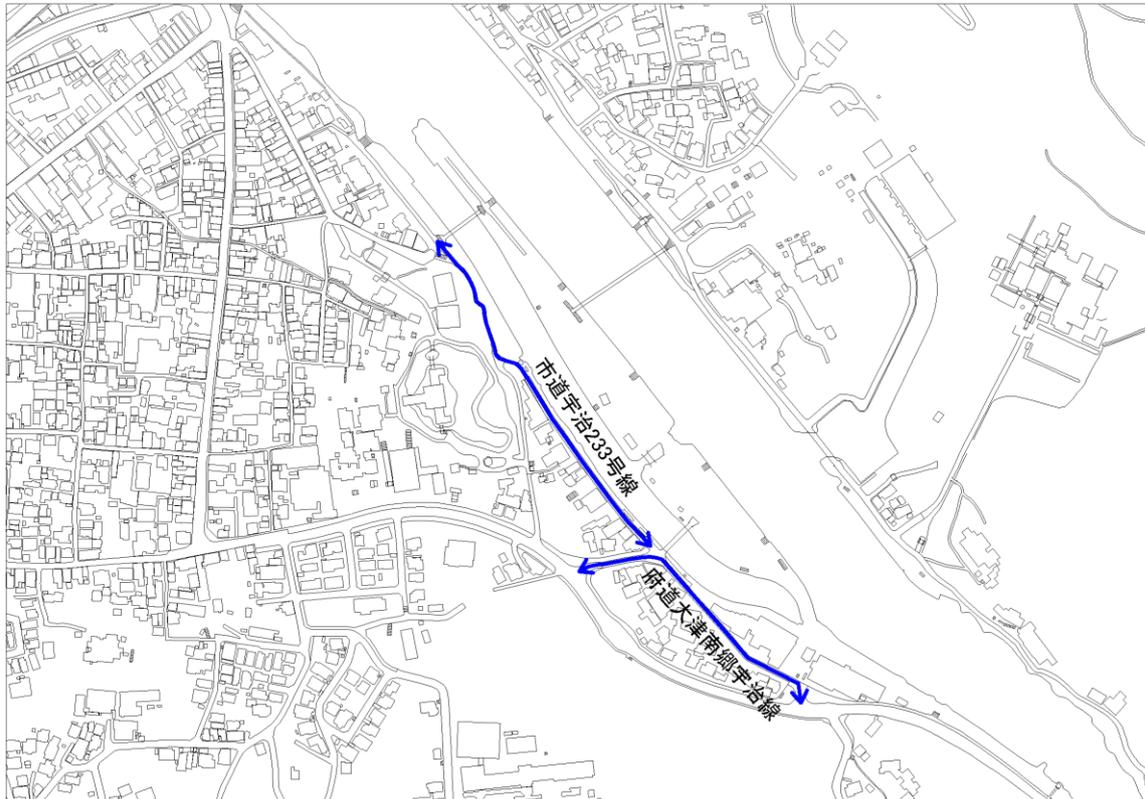
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

木：平等院周辺地区

## 平等院周辺地区区域図



### 凡例

←→ 景観形成道路

## 【平等院周辺地区】

地区の概要	宇治川の左岸、平等院に隣接する商業地であり、土産物屋、飲食店が集積している。国定公園内であり、かつ、特別風致地区内であり、平等院、塔島、宇治上神社等を回遊する観光動線上に位置する。
誘導の視点	現在の平等院等からの景観的な一体性を維持し、将来的にもこの景観を保全する。
景観形成道路	市道宇治233号線 府道大津南郷宇治線

### 景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等、周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。	
	意 匠 ・ 形 態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、 開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 無彩色 N1.0～N7.0 (いぶし和瓦色) を基調とする。
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度2.3以上 彩度4以下 (但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度(特に低い明度、彩度)を可とする) 無彩色 N8.0～N9.5 を基調とする。
		緑 化 ( 植 樹 ・ 植 栽 )	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	照 明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

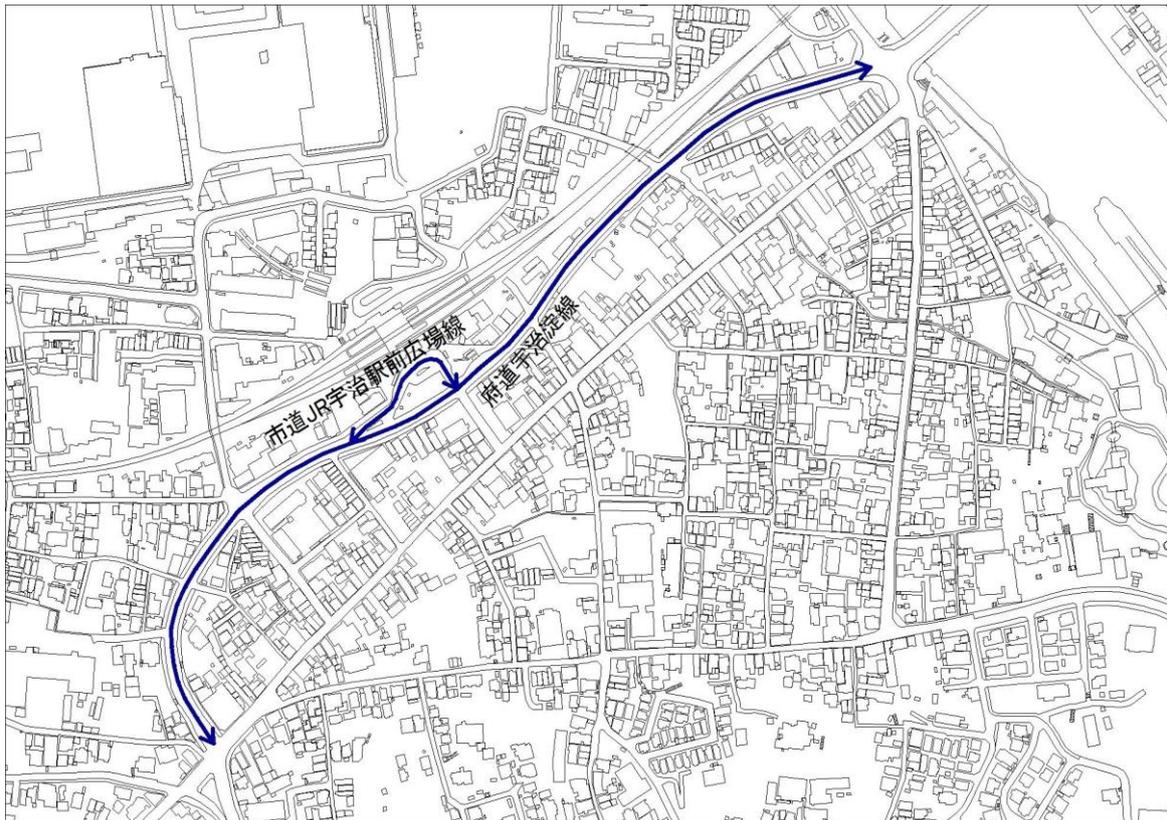
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材(木・竹・石など)又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

∧：宇治橋若森線地区

## 宇治橋若森線地区区域图



### 凡例

↔ 景觀形成道路

## 【宇治橋若森線地区】

地区の概要	旧市道宇治橋若森線の沿道のうちJR宇治駅周辺であり、高層住宅、ホテル、業務ビル等が立地している。用途地域としては商業地域、近隣商業地域がある。
誘導の視点	世界遺産の背景となる景観の保全に留意するとともに、JR宇治駅周辺では平等院、宇治上神社への主要な動線として、歴史性・文化性に配慮したふるさと宇治の顔づくりを進める。
景観形成道路	府道宇治淀線 市道JR宇治駅前広場線

### 景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。	
	意 匠 全 般	○単純な色彩およびデザインの壁面としない。	
	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は壁面を立ち上げるか、又は建築物と同色のルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
外 壁		○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 2.5G~2.5BG 明度3.5~7.0 彩度2~10 5B~7.5PB 明度6.5 彩度6 無彩色 N5.0~N9.0 を基調とする。	
	緑化（植樹・植栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
	照 明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。	
	土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
	木 竹 の 伐 採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

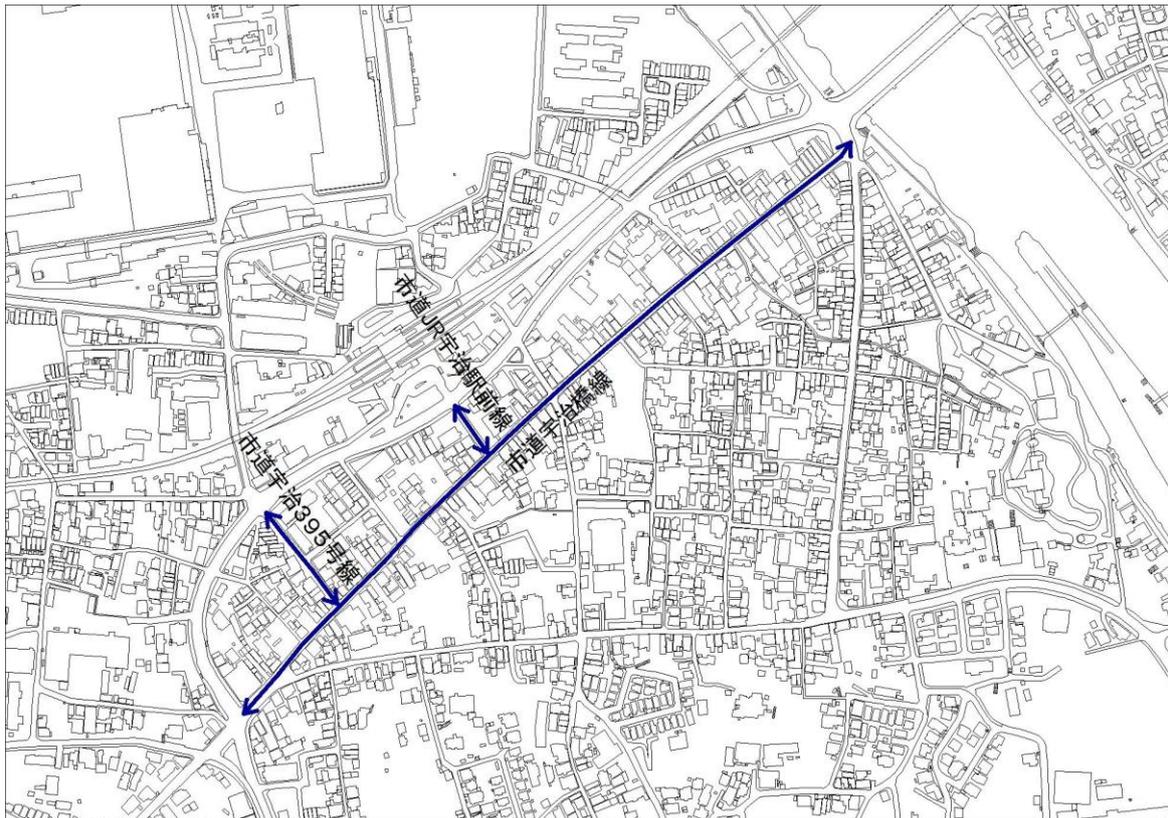
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

ト：宇治橋通り地区

## 宇治橋通り地区区域図



### 凡例

↔ 景観形成道路

## 【宇治橋通り地区】

地区の概要	J R宇治駅から平等院へ向かう観光客の主要な動線上に位置するが、食料品を中心とする日用品を販売する店舗等と歴史的な建築物（茶葉販売店）が混在している。
誘導の視点	世界遺産に近接する歴史のある地区であり、現状を踏まえながら、景観的な統一感を持たせ、かつ、歴史的な建築物等を活かす。
景観形成道路	市道宇治橋線 市道J R宇治駅前線 市道宇治395号線

### 景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。	
	意匠全般	○単純な色彩およびデザインの壁面としない。 ○1、2階を意匠的（軒や色彩）に区分するデザインとする。	
	意匠・ 形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋上設備	○基本的には建築物内に收容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は壁面を立ち上げるか、又は建築物と同色のルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色彩	屋根	○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
外壁		○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 無彩色 N9.0~N10.0 を基調とする。	
緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
照明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意匠全般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木竹の伐採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

チ：本町通り地区

## 本町通り地区区域図



### 凡例

←→ 景観形成道路

## 【本町通り地区】

地区の概要	平等院鳳凰堂の背景地にあたり、第一種住居地域であり、かつ一部風致地区内にあるため、良好な住宅街の広がる地域である。
誘導の視点	世界遺産に近接する歴史のある地区であり、現状を踏まえながら、景観的な統一感を持たせ、かつ、歴史的な建築物等を活かす。
景観形成道路	市道県神社御旅線

### 景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。	
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。	
	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 無彩色 N9.0～N10.0 を基調とする。
緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
照 明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

### 第3節 現状変更等の取り扱い基準

重要文化的景観選定申出範囲の現状変更対象行為は、基本的には当該地域に設定される規制法の手続きや景観法に基づく届出の対象となっている。また、文部科学省令第24号により、文化的景観を構成する要素のうち本質的価値を有す構成要素を特定し、文化的景観における重要な構成要素(以下「景観重要構成要素」という)として保護の対象とすることとなった。すなわち当該文化的景観を構成する要素は、文化的景観の現状変更や毀損等に対して届出等が必要な景観重要構成要素と、必要としない一般的な要素とに区分される。景観重要構成要素の現状変更等の取り扱いについては、以下のように対応するものとする。

#### ■ 景観重要構成要素の現状変更等の手続き

##### 1. 届出の対象とする景観重要構成要素

当該景観重要構成要素の保護上、現状変更等に関する届出の対象とするものは、家屋等の構造上あるいは使用上その維持管理に関してより留意が必要なものとし、重要文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋(景観重要届出家屋)と同じものとする。届出の対象とする景観重要構成要素の所有者等は、現状変更等がある場合は、事前に宇治市教育委員会と協議を行い文化庁長官に対して届出を行うものとする。また、届出しなければならない現状変更等の場合とは概ね下表のとおりする。

#### ■ 届出が必要な場合

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失	焼失、流失等により滅失した場合。	滅失・毀損を知った日から 10日以内。
毀損	災害等により大きく破損した場合。	
現状変更	移転、除去、当該景観重要構成要素の価値に影響を及ぼす増改築等の行為。	現状変更しようとする日の 30日前まで

##### 2. 届出の対象としない景観重要構成要素

景観重要構成要素のうち、現状変更等に関する届出の対象としないものに関する保護処置は、文化財保護法第140条の現状等の報告案件として対処するが、当該景観重要構成要素の所有者等は、現状変更等がある場合は宇治市教育委員会に対して事前の協議あるいは通知等を行うものとする。文化財保護法第136条ただし書による行為についても、宇治市教育委員会に対して事前の調整等が行われることが望ましい。また、国、京都府、宇治市の法律・条例に基づく有形文化財あるいは記念物等の文化財指定を受けているものについては、既指定の文化財価値に基づく行政手続きを尊重し、あわせて当該文化的景観の保護に即した手続を行うものとする。

## 第4節 景観重要構成要素の特定

宇治の文化的景観がどのような景観特性によって実体化されているかについては、「文化的景観保存調査報告」で述べたとおりである。この宇治の文化的景観の本質的な価値を示し、景観特性を構成する重要な構成要素を評価類型すると、宇治地区の平安時代から現在に至る都市の変遷過程を示す、社寺、街路、街区、埋蔵文化財等の要素、山紫水明の自然景観や水運・遊興・宇治橋の往来も含めた宇治川の文化的景観を示す、河川、橋、公園、家屋等の要素、宇治茶の生産から加工・販売等の茶業のあり方を示す、茶畑、家屋、研究所等の要素に大きく3分類できる。この分類評価を基に景観重要構成要素を特定した。

特定した案件は次のような種類と員数である。

・河川	2件
・道	53路線
・橋	1件
・公園	1件
・研究所	1件
・社寺	13件
・山	2件
・坂	1件
・商店街	3地区
・茶畑	2地区
・遺跡	1件
・街区	1件
・家屋	14件

今回の選定申出に関して特定した景観重要構成要素を合計すると13種類95件となる。詳細は下表のとおりである。

### 景観重要構成要素 一覧

区分	番号	名称	所有者等	備考
景観重要構成要素	1	一級河川淀川(宇治川)	国土交通省	景観重要公共施設
	2	京都府道	京都府	
		宇治停車場線		景観重要公共施設
		京都宇治線(宇治橋含)		古代以来、景観重要公共施設
		平等院線		平安時代以来の平等院参道、景観重要公共施設
		宇治公園線		古代以来、景観重要公共施設
		大津南郷宇治線		旧大和大路、一部旧平等院境内路、景観重要公共施設
		宇治小倉停車場線		中世以来、景観重要公共施設
	3	京都府立宇治公園		明治、景観重要公共施設
	4	京都府立茶業研究所		昭和
	5	宇治市道		宇治市
		宇治橋線	中世以来、景観重要公共施設	
		県神社御旅線	古代、景観重要公共施設	
		宇治志津川線	川に沿う道、景観重要公共施設	
		山王仙郷谷線	景観重要公共施設	
		乙方三番割線	景観重要公共施設	
		宇治6号線	景観重要公共施設	
		宇治15号線	江戸	
		宇治16号線	江戸	
		宇治17号線	江戸	
		宇治18号線	景観重要公共施設、中世	
		宇治20号線	江戸	
		宇治23号線	江戸	
		宇治24号線	平安	
		宇治25号線	江戸	
		宇治31号線	景観重要公共施設	
		宇治91号線	中世	
		宇治117号線	江戸	
		宇治118号線	江戸	
		宇治120号線	江戸	
	宇治121号線	中世		
	宇治185号線	江戸		
	宇治186号線	平安、中世		
	宇治188号線	平安、中世		

選定申出を行う文化的景観の重要な構成要素 一覧

区分	番号	名称	所有者等	備考
景観重要構成要素		宇治189号線		平安
		宇治190号線		中世
		宇治191号線		平安
		宇治192号線		平安
		宇治193号線		平安
		宇治194号線		中世
		宇治195号線		中世
		宇治196号線		平安
		宇治197号線		平安
		宇治198号線		平安
		宇治199号線		平安
		宇治200号線		平安
		宇治201号線		中世
		宇治202号線		平安
		宇治203号線		平安
		宇治204号線		平安
		宇治207号線		平安、中世
		宇治208号線		平安、江戸
		宇治210号線		平安
		宇治211号線		平安
		宇治214号線		平安
		宇治217号線		平安
		宇治228号線		堤防路
		宇治233号線		景観重要公共施設、川沿いの道
	6	普通河川 井川		中世末から近世初期の用水路
	7	仏徳山		宇治川右岸北端の独立丘で名を持つ山。
	8	平等院及び境内	宗教法人	平安、国宝、史跡及び名勝、世界遺産
	9	宇治上神社及び境内	宗教法人	平安、国宝、世界遺産
	10	興聖寺及び境内・琴坂・朝日山	宗教法人	江戸
	11	浄土院及び境内	宗教法人	中世
	12	最勝院及び境内	宗教法人	江戸
	13	放生院及び境内	宗教法人	江戸
	14	宇治神社及び境内・お旅所	宗教法人	中世
	15	恵心院及び境内	宗教法人	江戸
	16	縣神社及び境内	宗教法人	平安

選定申出を行う文化的景観の重要な構成要素 一覧

区分	番号	名称	所有者等	備考
	17	末多武利神社及び境内	宗教法人	平安
	18	橋姫神社及び境内	宗教法人	中世
	19	正覚院及び境内	宗教法人	江戸
	20	東禅院及び境内	宗教法人	江戸
	21	宇治地区の伝統的街区		
	22	宇治橋通商店街		近代宇治の代表的商店街
	23	平等院表参道商店会		平等院の参道に発達した商店街
	24	宇治源氏タウン銘店街		宇治川右岸に発達した商店街。概ね近代以降
	25	宇治市街遺跡		宇治の文化的景観の真実性を担保する遺跡
	26	宇治地区の茶畑	生産緑地	中世以降、宇治郷に形成された茶畑を継承し、重要な文化的景観要素。生産緑地指定を選定
	27	白川地区の茶畑	みどり会	まとまった茶畑景観が伝えられ、文化的景観の重要な要素となっている。みどり会傘下茶畑群
景観重要構成要素(届出を要するもの)	1	通円茶屋	個人	江戸期。江戸以降、宇治橋とあわせて高く認知されてきた茶屋
	2	京都府茶業会議所	法人	昭和初期。近代宇治茶業の発展に関する代表的建物
	3	上林家住宅	個人	江戸期。宇治茶師邸宅を代表する建物
	4	旧丸五百貨店建物	個人	昭和初期に建てられた宇治初の洋風鉄筋コンクリート造の建物 宇治の近代化を示す代表的建物
	5	中村藤吉本店	個人他	明治期の茶商屋敷として代表的な建物群
	6	旧菊屋万碧楼建物	法人	江戸期からの宇治を代表する料亭旅館菊屋の遺存建物 明治時代
	7	芳春園岩井勘造商店	個人他	大正～昭和。大型の茶商屋敷と製茶工場が同一敷地で稼働する代表例
	8	花やしき浮舟園木造建物	個人他	近代宇治を代表する旅館。旧の木造建物群がよく残る
	9	山本家住宅・製茶場	個人	近世の茶商家屋を残し、耐火煉瓦の乾燥炉ホイロを持つ製茶工場が敷設され稼働している代表例
	10	福文茶店・製茶場	個人	近代の茶商家屋と耐火煉瓦の乾燥炉ホイロを持つ製茶工場が現在も稼働している代表例
景観重要構成要素(届出を要するもの) 追加申出	11	清水家住宅	個人	近代茶農家の建物、当時の裕福な茶農家建築が良く残る
	12	寺川家土蔵(旧茶工場)	個人	宇治市内に残る茶工場の建築として最古のもの
	13	御菓子司能登椽稲房安兼	個人	安政年間に仁和寺から「能登椽」の位を授かる。大正年間に現在の位置へ移る。江戸後期
	14	茶房あじろ	個人	明治期、重要構成要素花やしき浮舟園の一部

文化的景観の重要な構成要素



1, 一級河川淀川(宇治川)



1, 一級河川淀川(宇治川)



2, 府道宇治公園線(古代から)



5, 市道(宇治橋線 中世)



4, 京都府立茶業研究所



5, 市道宇治 197 号線(街区 平安)



6, 井川



5, 市道宇治志津川線



5, 市道宇治 214 号線(街区 平安)



9, 宇治上神社 (国宝 世界遺産)



10, 興聖寺・琴坂



13, 放生院



14, 宇治神社 (重要文化財)



16, 縣神社



18, 橋姫神社



26, 宇治地区の茶畑 (「本ず」の解体)



27, 白川地区の茶畑 (「本ず」の解体)

## 第5節 景観重要届出建物

### 第1項 景観重要届出建物の基本的な考え方

宇治の文化的景観の景観重要構成要素については、宇治地区の平安時代から現代に至る都市の変遷過程、山紫水明の自然景観や水運・遊興・宇治橋の往来も含めた宇治川の景観、「宇治茶」の生産から加工・販売までの茶業のあり方を示すものを選んでいる。景観重要届出建物については、この評価要素を内在する伝統的家屋を中心に特定した。また、景観重要構成要素の届出を要するものと同一の特定とした。

今後は、宇治地区の拡大・白川・黄檗と申出を行う際、また、整備計画の策定過程において、その重要性が認められた建物については、届出対象の追加を行いたい。

### 第2項 景観重要届出建物の特定

景観重要届出建物の特定の視点は、茶業、遊興観光、近代化の三つである。茶業に関しては、近世の建物を伝える著名で歴史性の高い下表番号1・3、近代茶業家屋の代表例として2・5・11、伝統的家屋と製茶場等が今も稼動システムを維持しているもの7・9・10、遊興観光では近世からの代表的旅館で近代以降も宇治川の風景の一部で登場する6、近代の代表的旅館8・14、日本レイヨン工場操業開始の中、宇治で初めて建てられた鉄筋コンクリート造の百貨店建物の4、宇治市内に残る最古の茶工場である12、江戸時代創業の御菓子司である13の合計14件である。詳細を下記に示す。

景観重要届出建物一覧表【文化的景観の重要構成要素（届出）】

番号	名称	現在名称	所在地	所有者等
1	通円茶屋		宇治市宇治東内	個人
2	京都府茶業会議所		宇治市宇治又振	法人
3	上林家住宅		宇治市宇治妙楽	個人
4	旧丸五百貨店建物	丸五薬品	宇治市宇治妙楽	個人
5	中村藤吉本店		宇治市宇治壺番	個人他
6	旧菊屋万碧楼建物	中村藤吉平等院店	宇治市宇治蓮華	法人
7	芳春園 岩井勘造商店		宇治市宇治蓮華	個人他
8	花やしき浮舟園木造建物		宇治市宇治塔川	個人他
9	山本家住宅・製茶場		宇治市宇治妙楽	個人
10	福文茶店・製茶場		宇治市宇治妙楽	個人
11	清水家住宅		宇治市宇治妙楽	個人
12	寺川家土蔵(旧茶工場)		宇治市宇治壺番	個人
13	御菓子司能登椽稲房安兼		宇治市宇治蓮華	個人
14	茶房あじろ		宇治市宇治塔川	個人

## 1, 通円茶屋

茶店舗。宇治橋東詰に位置し、京阪宇治駅を出ると真っ先に目に入る建物である。切妻造本瓦葺、妻入。西側の2階建部分は後に増築されているが、建物の原形は寛文12年(1672)の大破後に建てられた状態で残っている。江戸時代中期頃に描かれたとされる『宇治郷総絵図』にも、現在地に原形の建物が描かれている。江戸時代の紀行文や地誌にも数多く記載され、また宇治橋を描いたものには、必ず橋の袂に茶店が描かれており、その当時から宇治のシンボリックな建物であったことが分かる。

「通圓」の名は狂言の演目としても有名である。



通円茶屋



『宇治川兩岸一覽』に載る通円茶屋

## 2, 京都府茶業会議所

旧京都府茶業組合聯合会議所。昭和3年(1928)茶業組合聯合会議所が宇治の現地に移転された際に新築されたもの。木造2階建、棧瓦葺。2階会議室内にある、茶の品質検査の際に使用された出窓状の「拝見台」が、この建物の特徴である。

茶業組合聯合会議所は、明治17年(1884)京都府各地に茶業組合が設立され、その統轄機関としての京都府下茶業組合取締所が前身である。昭和35年(1960)に現在の京都府茶業会議所となるまで、名称は何度か変わるものの、近代の「宇治茶」の振興に貢献した団体の事務所として使用されてきた。昭和26年(1951)京都府茶業協会設立の際、建物は「京都府茶業会館」と命名された。



京都府茶業会議所

### 3, 上林家住宅

旧御物茶師上林春松邸。前面の長屋門は元禄 11 年(1698)の大火で類焼後、再建されたもの。出入口の両脇に部屋があったが、大正 3 年(1914)の修理で門より東側が取り壊されている。昭和 53 年(1978)内部は博物館となる。『宇治市史』6 に所収されている宇治代官茶師頭取上林六郎家、御物茶師星野宗以家の間取りにも長屋門が確認される。宇治茶師の長屋門としては、唯一残る遺構である。内部の家屋は大正時代のもので現在も住居として使用されている。



旧御物茶師上林春松邸長屋門

### 4, 旧丸五百貨店建物 (現 丸五薬品)

薬品店。丸五百貨店として昭和 7 年(1932)に開店した当時の建物。鉄筋コンクリート造 2 階建。当時は、現在薬品店の入口はなく、同建物の武道場に使用されている入口が、百貨店の店舗の入口であった。背後の都市計画道路辺り迄、現存の建物に連なって木造二階建の建物があり、様々なテナントが入居していた。

日本レイヨン宇治工場が開業した頃の、近代化が顕著になった宇治地区の状況を現在に伝える建物である。



旧丸五百貨店建物 (現丸五薬品)



丸五百貨店開店時の記念撮影

## 5, 中村藤吉本店

茶店舗。安政6年(1859)創業。店舗入口家屋は明治時代、住居として使用されている家屋は大正時代に建てられたもの。明治、大正時代に製茶場として使用されていた建物は、現在、外観はそのままで、内部は喫茶室として使用されている。土蔵、中庭を兼ね備えており、幕末からの製茶場を持つ茶商の店舗兼住居の形態を知る上では重要な建物である。



中村藤吉本店

## 6, 旧菊屋万碧楼建物 (現 中村藤吉平等院店)

近世末から近代にかけて、宇治川西岸にあった料亭旅館菊屋万碧楼の一部の遺構。現在、清風閣と呼ばれた建物は、外観はそのままとし、内部を改装して茶店舗の喫茶室となっている。創建年代は不明であるが、明治時代後半には現在と同じ姿で存在していたことが写真等で確認される。文久3年(1862)『宇治川両岸一覽』にもそれと推測される建物が描かれている。

菊屋は、文化6年(1809)の紀行文が初出で、宇治の宿屋の中でも随一であった。

現在でも宇治橋を視点場とした宇治川上流景観の一部として認知され、近世から顕著になる観光地宇治を表している建物として重要である。



旧菊屋万碧楼 清風閣



絵はがきに載る菊屋万碧楼

## 7, 芳春園 岩井勘造商店

茶店舗。創業は安政元年(1854)。平等院南門の西側に門を構える茶問屋屋敷である。広い敷地には、住居の他、庭、倉庫、製茶場を持ち、製茶場は現在も稼働している。明治時代には宇治町長も務める家で、浮島十三重石塔の再建に尽力し、大正 2 年(1913)町営電気事業の発起人に名を連ねるなど、主要な茶商として宇治の町に貢献した。現在も生産から行う幕末からの茶商屋敷として重要である。



芳春園 岩井勘造商店

## 8, 花やしき浮舟園木造建物

料理旅館。昭和 4 年(1929)右翼によって刺殺された労農党代議士山本宣治の旧宅。明治 27 年(1894)山本亀松・多年夫妻が、長男宣治を連れて移り住んだ別荘が最初。明治 32 年(1899)には茶亭「花やしき宇幾舟園」となる。大正の初めには、文化人が来遊する名物旅館として繁盛し、大正年間に現在のように 10 数棟の建物群ができあがっている。当初のものを大正年間に改装した「旧館」、明治時代の建物である「最初庵」、「招月」も大正年間に改築したもの。現在は道を挟んだ向かい側に新館ができ、旅館としては使用されていない。近代の観光地宇治の景観として象徴的であり、宇治川の景観を楽しみに訪れる場所という点では、平安時代の別業の地に繋がるものがある。



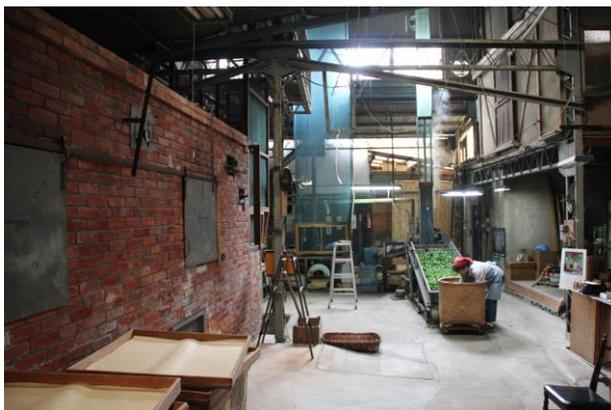
花やしき浮舟園木造建物

## 9, 山本家住宅・製茶場

茶農家の山本家は宇治橋通り沿いにあり、敷地は典型的な短冊形地割である。通りに面する住居は江戸時代のもので、平入りの厨子二階、一階に格子戸、二階に虫籠窓が入る京都型の町屋である。奥に順に離れと中庭、土蔵、製茶工場、畑となり典型的な茶商家屋の構成をみせる。長大な昭和前期の耐火煉瓦の焙炉は現役である。茶の生産を行い、宇治地区内の製茶工場で加工を行っている点で、重要である。



山本家住宅・製茶場



山本家住宅・製茶場（内部）

## 10, 福文茶店・製茶場

製茶工場は現在、茶の選分けの場として使用されており、製茶工場のみ宇治街区の中に移転している。現在使用されている製茶工場も、以前その地に店を構えていた別の茶商屋敷内にあったものである。中の耐火煉瓦の焙炉は、大正時代に開発された「堀井式碾茶機械」の初期機で現役である。宇治地区内で、茶の生産から加工までを行っている点で重要である。



福文茶店製茶場・茶蔵



福文茶店製茶場（内部）

## 11. 清水家住宅

宇治橋通り中程から南に入った大規模な茶農家で、茶生産から碾茶加工までを手がけた。過去帳には天保年間の記録が残されており、江戸期より代々当地で茶農家を営んでいたと伝わる。

表門は、宇治橋通りの宇治妙楽 150 番地の宇治代官所跡から長屋門を移築したもので、きわめて重要な遺構である。屋敷東側に、主屋土間、焙炉小屋（現存せず）、茶蔵などの製茶関連施設や作業場を集め、屋敷西側に主屋座敷や洋館、茶室等、接客空間を集めるなど、敷地内を茶生産空間と生活・接客空間に明快に機能分離している。清水家は宇治代官屋敷跡の長屋門や幕末から大正にかけての主屋や製茶関連施設と共に、宇治茶生産で財を成した豪農の屋敷構えが良く維持されており、中宇治の三角形街区内部の景観を構成する重要な家屋である。



清水家住宅正面外観

## 12. 寺川家土蔵（旧茶工場）

寛延4年（1751）以前に茶工場として建設されたもので、江戸時代中期制作の〈宇治郷総絵図〉にもその姿が描かれる。明治27年（1895）に軸部や小屋組の木部と屋根瓦を残して、同規模のまま土蔵に改築され、現在に至っている。宇治市内に残る茶工場の建築として最古のものであり、茶師による独占的取引がなされていた近世の宇治茶業に直接関わる遺構として極めて重要な価値を持つ。



中宇治で唯一残っている重要構成要素の茶園と土蔵

### 13. 御菓子司能登椽稲房安兼

御室御所仁和寺に納めていた銘菓「喜撰糖」で知られた老舗和菓子店で、平等院表参道に面する。安政年間に仁和寺より「能登椽」の位を許された文書が残る。かつては宇治橋通り沿いの旧新町南側に店を構えており、大正初年に現位置の町家を購入して移転した。このころより今も愛される「茶の団子」を作り始めたという。かつては、表家の裏手には離れと土蔵が建てられていた。表家は幕末に遡ると推定される町家であり、中宇治に残る町家の中では、近世に遡ると思われる数少ない事例である。



正面外観

### 14. 茶房あじろ

茅葺屋根の2階屋を残す、塔の島周辺の景観を支える重要な建造物である。主屋御幣から、明治29年11月10日に上棟したことが知られる。また、御幣には「京都親友倶楽部 宇治川花屋敷 第貳番」の記載があり、隣接する花やしきの一部を構成する建物として建てられたことがわかる。宇治川対岸や塔の島からの景観を積極的に構成する外観を有するとともに、主屋2階や離れからの宇治川対岸への魅力的な眺望を有し、宇治川両岸の景観を構成する重要な要素の一つである。



正面外観

## 第4章 整備・活用の基本方針

### 第1節 全体に共通する考え方

宇治の文化的景観を構成する重要構成要素には、世界遺産を含む著名な社寺等の文化遺産が含まれている。また、伝統産業である宇治茶は、日本茶を代表するブランドであると共に、現在も高級茶として全国的に名をはせている。

観光地として近世以来全国に知られ、現在も年間 500 万人もの観光客を受け入れている宇治市においては、文化的景観の維持や継承に係る修理・修景等の整備あるいは活用は、常にこの現実と向かい合う中で計画されなければならない。またこの多くの観光客に対して、広く宇治の文化的景観の構成要素へのアクセスと本質的理解から誘導される、経験的価値に裏づけされた好感度を獲得するための具体的方策が必要である。

市民には宇治の文化的景観の理解を深める多様な施策と共に、市民が主体の地域まちづくりを支援し、継続的な発展を目指した施策を実施してゆく必要がある。重要文化的景観に選定された他の自治体とは、全国文化的景観地区連絡協議会や市民団体等を通じて、ますます連携した活用・交流事業に取り組む必要がある。

### 第2節 整備・活用の具体的な手法

- ・ 文化的景観の保全については、毀損、滅失することがないように関係機関と調整し、景観に配慮されるように努めていく。
- ・ 景観重要構成要素について、地域住民及び観光客に対し周知活動を図り、「宇治の文化的景観」を理解してもらうように努める。
- ・ 現状の行為規制において、文化的景観継承との観点において調整が必要なものを検索し検討を行う。
- ・ 文化的景観の継承のために必要な場合は、地区計画などの都市計画法上の制度を検討する。
- ・ 自然散策路の修復・整備を行う。
- ・ 眺望景観を維持するため、支援団体の設置あるいは参加を図り、生息・生育・繁殖環境の調査及び育成管理を行う。
- ・ 現存する社寺等について調査・修理を行う。
- ・ 宇治地区内の遺跡等について、文化財としての価値付けを行っていくことを検討する。
- ・ 景観重要構成要素を利用した観光経路を検討する。
- ・ 宇治地区を観光拠点とし、そこから黄檗地区、白川地区への観光ルートを検討する。白川地区については、里山景観の保全を考慮すると宇治地区のような観光地にすることは得策ではない。宇治地区では宇治橋から天ヶ瀬ダムまで自然散策を楽しむウォーキング客が多い。彼らを白川地区へ誘導するような形で制限をかけた観光地化に努める。

- ・伝統的家屋については、所有者等と十分協議を行った上で、文化財としての価値付けを行っていくことを検討する。
- ・重要な家屋に特定された建造物について、伝統的工法に基づく修理・修景整備を行う。
- ・建造物の復元・修景整備における支援制度を検討する。
- ・景観重要届出建物や空き家等を利用して、情報発信の拠点作りを検討する。
- ・重要文化的景観範囲内の商店街の修景整備を行うことによって、「生活」に「歴史」、「観光」等の付加価値を加えるように努める。
- ・本質による覆下園の技術継承について、支援制度を含め検討する。
- ・市内の各学校において、茶摘み体験や、製茶場の見学、重要文化的景観選定範囲の散策(遠足)、地域学習の題材等、「宇治の文化的景観」と触れ合う機会を検討する。
- ・「宇治市まちづくり・景観条例」で定めた「地区まちづくり協議会」制度の活用も含め、住民主体の“まちづくり”ができる環境を検討する。
- ・住民と来訪者との交流を図る事業に取り組む。
- ・文化的景観の無形部分をさらに調査し、新たな特産物の開発に努める。
- ・重要文化的景観に選定された他の市町村と連携した活用・交流事業にも取り組むものとする。

## 第5章 運営及び管理体制

### 第1節 行政

重要文化的景観の選定申出は、文化財保護法第134条によって、景観法による景観計画区域か景観地区内に存在する文化的景観であって、その保存のための措置を講じていることが定められている。

宇治地区に関しては、景観計画に基づく景観計画重点区域を設定しており、制度的基盤となる景観形成のための誘導は、文化財と同じ都市整備部歴史まちづくり推進課で行っている。行政としてはここに定める文化的景観保存計画を踏まえ、文化的景観の管理と継承に関する効率的な行政運営を行えるようになった。

また宇治市が現在設置する文化的景観の専門的諮問委員会である宇治市文化的景観検討委員会（規則設置）については、全ての地区の選定申出が完了するまで継続設置する必要がある。宇治地区については、当該文化的景観の価値に基づき整備計画の策定を行った。全ての選定申出が完了した後は、将来に渡って文化的景観を適切に保全継承するため、宇治市文化的景観検討委員会の機能を条例設置の宇治市文化財保護委員会等へ移管できるよう予定する。

### 第2節 市民

文化的景観の継承は、行政の施策面と伴にそこに住む市民の参画と自主性が重要となる。市民参加による運営体制の方法は、理論的には様々考えられ、理想的には完全なる市民主体として行う取り組みが措定できるが、当面は行政のある程度の誘導のなかで、このような機運を引き出してゆくことが必要であると考えられる。

例えば、宇治市まちづくり・景観条例に定められている「地区まちづくり協議会」制度は、行政の支援の下で地域住民が自主的な地域づくりをめざす注目できるものとなっている。この制度自体は特に文化財保護に視点を置いているものではないが、地域住民にとっての文化的景観とは、おそらくは自分自身を取り巻く様々な環境財の一つであり、したがって、選定された重要文化的景観という価値を含めて自身の地域づくりを模索してゆくことは、文化的景観の本質から推し測っても、その持続的保全に関して有効なものだと考える。宇治の文化的景観の範囲内では、「白川区まちづくり協議会」「平等院表参道まちづくり協議会」が設立され、白川では、地区まちづくり計画が策定され認定されている。また、このような制度に頼らずとも、既存の町内会や商店街等の行政との連絡関係を持つ自治団体を統合して連絡協議会を立ち上げることも考えられる。いずれにしても、市民主体の持続的な取り組みが地域社会に定着するよう、慎重に配慮しつつ誘導をはかる必要がある。また、まちづくりの専門家、学識経験者、大学、企業、NPO団体等との協働については、広く活用してゆけるよう検討する必要がある。